上下水道分野のウォーターPPP推進について

国土交通省 水管理・国土保全局 上下水道審議官グループ



PPP/PFI推進アクションプランの改定について

PPP/PFI推進アクションプラン (令和5年改定版)概要

- ◆PPP/PFIは、公共の施設とサービスに民間の知恵と資金を活用する手法。
- PPP···Public Private PartnershipPFI ···Private Finance Initiative

◆社会課題の解決と経済成長を同時に実現し、

成長と分配の好循環を生み出すことに貢献するものであり、新しい資本主義の中核となる新たな官民連携の柱。

<PPP/PFIの効果>

公共のメリット・・・・・・財政健全化とインフラや公共サービスの維持向上の両立

民間事業者のメリット・・・新たな雇用や投資を伴うビジネス機会の拡大

住民のメリット・・・・・・地域課題を解決し活力ある地域経済社会の実現

関空・伊丹空港コンセッション



国土交通省資料より引用

良質な公共サービスの提供と 民間のビジネス機会の創出

ののいち 石川県野々市市 図書館等複合施設



野々市市資料より引用

にぎわいの創出など、活力ある 地域経済社会の実現

宮城県 上・エ・下水道一体コンセッション



宮城県HPより引用

事業費削減による財政健全化と 水道サービスの維持向上

- ◆令和4年度からの10年間で30兆円の事業規模目標の達成に向け、
 - PFIの質と量の両面からの充実を図るため、以下の柱で、アクションプランを改定する。
 - 1. 事業件数10年ターゲットの設定
- 2. 新分野の開拓
- 3. PPP/PFI手法の進化・多様化

1. 事業件数10年ターゲットの設定

PPP/PFI推進アクションプラン (令和5年改定版)概要

案件上積みを視野に、より長期的な視点での具体的な件数ターゲットが必要。

- ◆新たに、重点分野*において10年間で具体化を狙う事業件数10年ターゲットを設定。
- ◆ウォーターPPP等、多様な官民連携方式の導入等により案件形成の裾野拡大と加速化を強力に推進する。

*重点分野:空港、水道、下水道、道路、スポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)、文化・社会教育施設、大学施設、公園、MICE施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、公営水力発電、工業用水道

重点実行期間(令和4年度~令和8年度)

昨年 設定

下水道

5年件数目標

重点分野合計 70件

(コンセッション中心)

アクションプラン期間 10年(令和4年度~令和13年度)

新たに設定

事業件数10年ターゲット

重点分野合計 575件

(コンセッションを含む多様な官民連携)

■ ウォーターPPPの導入による水道分野での官民連携の加速



下水道

分野名	事業件数10年ターゲット 〈ウォーターPPP〉
水道	100件
下水道	100件
工業用水道	25件

<ウォーターPPP>

コンセッションの他、**コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式**として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式。

*地方公共団体等のニーズ: 例えば、民間企業への運営権の設定や民間企業による利用料金の収受までは必要としないが、管理や更新を一体的に民間企業に委ねたい場合等。

ウォーターPPPの概要

- 〇水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間(R4~R13)において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図る。「管理・更新一体マネジメント方式の要件]
 - ①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア
- ○国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。
- ○地方公共団体等のニーズに応じて、水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能である。なお、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、 農業水利施設を含めることも可能である。
- 〇関係府省連携し、各分野における管理・更新一体マネジメント方式が円滑に運用されるよう、モデル事業形成支援を通じた詳細スキーム検討やガイドライン、ひな形策定等の環境整備を進める。

ウォーターPPP マッション) 管理

公共施設等運営事業(コンセッション) [レベル4]

長期契約(10~20年)

性能発注

維持管理

修繕

更新工事

運営権(抵当権設定)

利用料金直接収受

上·工·下一体:1件(宮城県R4)

下水道:3件

(浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5)

工業用水道:2件(熊本県R3、大阪市R4)

管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5]

新設

長期契約(原則10年)*1

性能発注*2

維持管理

修繕

【更新実施型の場合】 更新工事

【更新支援型の場合】 更新計画案やコンストラクションマネジメント(CM)

- *1管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設 等運営事業に移行することとする。
- *2民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら 決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発 注」を徹底。

管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、 詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注 に移行していくことも可能。 複数年度・複数業務による 民間委託 [レベル1~3]

短期契約(3~5年程度)

仕様発注•性能発注

維持管理

修繕

水道:1,400施設

下水道:552施設 工業用水道:19件

管理・更新一体マネジメント方式の要件

①長期契約

〇契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則10年とする。

②性能発注

○性能発注を原則とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した た箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

(性能規定の例)・処理施設:処理後の水質が管理基準を満たしていること

・管路施設:適切に保守点検を実施すること(人員、時期、機器、方法等は民間事業者に委ねる。)

③維持管理と更新の一体マネジメント

〇維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、 更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」を基本とする。

4プロフィットシェア

〇事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案を促進するため、プロフィットシェアの仕組みを導入すること。(更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。)

(プロフィットシェア*1の例)

- ①契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で縮減した場合、縮減分を官民でシェアする。
- ②契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で縮減した場合、縮減分を官民でシェアする*2。

ケース	工事費	維持管理費 LCC削減(プロフィ	
1	2縮減		2
2		2縮減	2

プロフィット シェア

官		民
۲	1	1
	1	1

^{*1:}プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後VE等を想定。

^{*2:「}処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6 日本下水道協会)によれば、ユーティリティ費(使用量)や修繕費が削減されたときでも削減分を清算しない事例が多い。

PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)



PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)令和5年6月2日 ※下水道分野(抜粋)

③下水道

下水道分野では、下水道処理施設の9割以上で民間委託、3割程度でPPP/PFIが導入されるなど、官民連携が進んでいるところであるが、より一層民間の経営ノウハウの導入による持続可能性の確保等を図る観点から、公共施設等運営事業の活用を目指し、令和8年度までに6件の具体化を目標とする。さらに、公共施設等運営事業及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式 6 (両者を総称して「ウォーターPPP²⁷」という。)について、令和13年度までに100件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。<国土交通省>

- ・下水道の整備等に係る国費支援に関して、PPP/PFIの導入に関する民間 提案を求め適切な提案を採用することを要件化することについて、令和4年度の 検討結果に基づき、令和5年度から運用開始する。(令和4年度開始、令和5年度 強化) <国土交通省>
- ・汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている 汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度 以降に要件化する。このことについて、地方公共団体に周知し、ウォーターPPP の導入検討の促進を図る。(令和4年度開始、令和5年度強化) <国土交通省>
- ・公共施設等運営事業内での改築等整備費用に対し、令和5年度より国費支援の 重点配分を行う。(令和4年度開始、令和5年度強化) <国土交通省>
- ・上下水道一体でのウォーターPPPに対し、国費支援に関するインセンティブを 設定することについて検討し、令和5年度中に結論を得る。(令和5年度開始) <国土交通省>
- ・ウォーターPPを早急に検討すべき地方公共団体の首長等へのトップセールスを実施する。(平成29年度開始、令和5年度強化) <国土交通省>
- ・ウォーターPPPの具体的な案件形成に向けて、地方公共団体に対し、官民連携手法ごとの特徴や効果等を整理したガイドライン及び公共施設等運営事業の実施契約書・要求水準書のひな形(両者とも令和4年度策定)等を活用しつつ、技術的な助言を行うとともに、モデル都市における課題整理、スキーム検討、効果分析などの支援を拡充し、成果の全国発信・横展開を図る。(平成28年度開始、令和5年度強化)<国土交通省>

- ・「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」をオンラインで開催するなど、地方公共団体が参加しやすい形で情報共有や意見交換を図る。また、同検討会に「ウォーターPPP分科会」を新設し、地方公共団体間の意見交換、有識者による助言等を通じ、ウォーターPPPの導入を支援する。さらに、「民間セクター分科会」を通じ、民間事業者の視点からも、PPP/PFIの先進事例の効果・メリットを積極的に発信するとともに、両分科会の連携により、官民の相互理解を深める。(平成29年度開始、令和5年度強化)<国土交通省>
- ・ 先行的に公共施設等運営事業を開始した浜松市、須崎市、宮城県及び三浦市の 着実な事業実施を支援する。(平成28年度開始、令和5年度強化) <国土交通省>
- ・PPP/PFIの導入を推進する観点から、財務や経営の「見える化」を推進する ため、経営に関する指標について地方公共団体間で比較できる情報を提供する。 (平成29年度開始) <国土交通省>

※26 水道、下水道、工業用水道分野において、公共施設等運営事業に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式。

※27 国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。地方公共団体のニーズに応じて、水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能である。なお、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である。

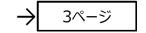
PPP/PFI推進アクションプラン 令和6年改定の主要事項

○PPP/PFIを更に進化させていくため、以下の4つの主要事項を柱とし、アクションプランを改定。

PPP/PFI推進 アクションプラン (令和6年改定版) 概要

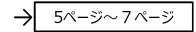
1.分野横断型·広域型PPP/PFIの形成促進

- ・類似施設・共通業務の統合による効率化を図る **分野横断型PPP/PFI**の形成促進
- ・自治体間の連携による業務の効率化・補完にも資する 広域型PPP/PFIの形成促進



3.事業件数10年ターゲットの上方修正及び PPP/PFIの活用領域の拡大

- ・事業件数10年ターゲットの上方修正
- ·PPP/PFI活用領域の拡大
 - ●自衛隊施設(重点分野へ追加)
 - ●集落排水も含めた分野横断型·広域型のウォーターPPP
 - ●流域総合水管理の推進
 - ●火葬場 ●スタジアム・アリーナ ●国立公園
 - ●道路(下関北九州道路)

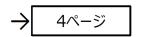


2.民間事業者の努力や創意工夫により適正な 利益を得られる環境の構築の推進

・適正な価格の算出の推進

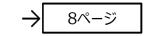
(物価変動への対応、適正な予定価格の算出、 国有財産の貸付料・使用料算定方法のイコールフッティングの明確化・周知)

- ・費用減少以外のメリットの適切な評価
- ・性能発注等民間事業者の利益の創出に寄与する取組の推進
- ·BOT※税制の延長等
- ※Build-Operate-Transfer:事業期間中は民間事業者が施設を所有する方式



4.PPP/PFIによる地方創生の推進

- ・空き家等の有効活用により地域課題を解決する スモールコンセッション等のローカルPFIの形成促進
- ・具体的な案件形成に資するPPP/PFI地域プラットフォーム の効果的な運営
- ・PPP/PFI事業の具体化に資する**PFI推進機構の継続的な** 支援



3. (1)PPP/PFIの活用領域の拡大

PPP/PFI推進アクションプラン (令和6年改定版)概要

○公共サービスの効率的・持続的な提供やカーボンニュートラル実現等の社会課題への対応に、民間の資金、人材、ノウハウ、 経営能力等を有効活用していくため、**PPP/PFIの活用領域の拡大**を図る。

自衛隊施設

重点分野に追加

自衛隊施設の強靱化のための施設の再配置・集約化等の整備に当たり、 PFIやECI*等と包括的民間委託を組み合わせた最適な民間活用手法を 適用する「防衛省版PPP」を推進。

※アーリーコントラクターインボルブメントの略で、施工者が設計段階に関与する方式





整備後の自衛隊施設のイメージ

流域総合水管理の推進

これまで進めてきた「流域治水」に加え、流域単位での水力発電の増強や上下水道施設の再編等による省エネ化を推進し、流域で治水のみならず、カーボンニュートラルの推進等にも官民連携で取り組む。



流域単位でカボンニート別の取組を進めている先行事例 出典:矢作川・豊川CNプロジェクト・ポータルサイト(愛知県HP)

分野横断型・広域型ウォーターPPP

水分野の公共サービスの効率的・持続的提供のため、水道・下水道・工業用水道に加え、**集落排水も含めた分野横断型・広域型のウォーターPPPの形成**に取り組む自治体を積極的に支援。



分野横断型のウォーターPPP (守谷市の事例)

出典:守谷市上下水道事務所資料

火葬場

多死社会の到来を見据え、火葬需要が増加する一方で施設が老朽化する火葬場の整備・運営について、PPP/PFIの活用に取り組む自治体を積極的に支援。



外観



出典:きみさらず聖苑(木更津市火葬場)HP

- ○水道行政が厚生労働省から国土交通省に移管され、上下水道一体となった行政が実現。
- ○今般の能登半島地震や気候変動の影響の顕在化等を踏まえ、水分野に対して、国民の関心も上昇。
- ○これら情勢の変化を踏まえつつ、人口減少やインフラの老朽化が進む中で、「水インフラ」の持続性を向上させるため、 ウォーターPPPを積極的に推進し、より一層の効果・メリット等を期待しうる分野横断型・広域型等も促進。

		m 45 m	
事業件数1	$\alpha = \pi$		
			月1:12:27円
	\cdot		

分野名	事業件数 10年ターゲット ※1	R5年度 具体化件数	R6年度具体化 件数(累積) ※2	早期に具体化が見込 まれる件数(累積) ※2	
水道	100件	5件	6件	約25件	
下水道	100件	3件	10件	約40件	
工業用水道※3	25件	3件	8件	約10件	

- ※1 PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)で令和13年度までに狙うこととされている件数
- ※2 件数は、今後の状況に応じて変更がありうる
- ※3 工業用水道については、ウォーターPPPをはじめとする多様なPPP/PFIに関する件数

これまでの取組

- ▶ ウォーターPPPの導入検討について、令和5年度補正予算で17自治体 (水道・下水道)が具体化に向けて調査等を実施。
- ▶ 地方公共団体におけるウォーターPPPの理解醸成・導入検討の円滑化のため、水道・下水道・工業用水道においてガイドラインを策定・改定(令和5年度)。
- ▶ 工業用水道事業費補助金について、ウォーターPPPの要件化を決定済み (令和5年度)。令和10年度運用開始予定。

今年度の取組

ウォーターPPPに対する機運醸成

・ 都道府県トップにウォーターPPPの重要性を認識していただくためのトップセールスを展開。

ウォーターPPP推進のための支援

・ 令和6年度予算で創設した「上下水道一体効率化・基盤強化のための補助制度」を活用し具体化に向けた検討を進める82自治体(水道・下水道)を決定。令和7年度以降も引き続きフォローを行い、事業化につなげる。



秋田県知事とのウォーターPPPについての意見交換

・ 上下水道一体のウォーターPPP内の改築・更新等整備費用に対し、令和6年度より国費支援の重点配分を実施。

集落排水も含めた分野横断型・広域型のウォーターPPPの形成

- 令和6年4月策定の「広域化・共同化計画実施マニュアル」等に基づき、集落排水も含めた分野横断型・広域型のウォーターPPPの 導入促進を図る。
- 下水道と集落排水施設の分野横断型ウォーターPPPの導入検討について、令和5年補正予算で8自治体、令和6年当初予算で10自治体が具体化に向けて調査等を実施。

上下水道一体のウォーターPPP支援概要



○ PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)では、令和13年度までに上下水道分野で200件(水道100件、下水道100件)のウォーターPPPの具体化を狙う、とされている。

ウォーターPPPは事業・経営の課題解決策の一つ



ウォーターPPPの実施状況

■コンセッション方式

地方公共団体

- 静岡県浜松市(H30.4~)、高知県須崎市(R2.4~)、宮城県(R4.4~)、神奈川県三浦市(R5.4~)の4件が実施中
- <u>管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)</u>茨城県守谷市(R5.4~)、神奈川県(箱根地区)(R6.4~)



上下水道一体のウォーターPPP推進に向けた取組

● ガイドライン等の整備

「水道事業における官民連携に関する手引き」(R6.3 改訂)、「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.0版」(R6.3 策定)に、今後、上下水道一体の契約書のひな形等を追加

- <u>官民連携推進協議会とPPP/PFI検討会の合同開催等</u> これまで個別に開催していた水道の協議会と下水道の検討会について、本 年度、初めて合同開催し、上下水道分野の官民が一同に会する「場」を創 出することで、上下水道一体のウォーターPPP推進の機運を醸成
- ウォーターPPP導入検討費補助

国費による定額支援制度により、ウォーターPPPを導入しようとする地方公共 団体の検討費用を補助

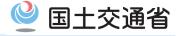
(コンセッション方式、他地方公共団体連携等の広域型のほか、上下水道



• 社会資本整備総合交付金等

本年度から、上下水道一体でのウォーターPPP内の改築・更新等整備費用に対し、国費支援の重点配分を実施

上下水道一体のウォーターPPP推進に向けて



共通する事業・経営の課題

① 職員数減少 [LYI

② 施設老朽化

「モノ」



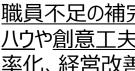
上下水道職員の不足 技術力の不足、継承困難



上下水道施設の更新需要増加 ストック増による維持管理費増加







職員不足の補完、民間の経営ノウ ハウや創意工夫等による事業の効 率化、経営改善が必要

「カネー

③ 収入減少

期待しうる効果・メリット

▶ 水道分野と下水道分野が連携したウォーターPPPとすることで、例えば、次のような効果・メリット等を期待 しうると考えられる。

事業規模拡大による民間の参画や創意工夫の促進

運転監視、保守点検等の共通化による費用の縮減

薬品等の一括購入による費用の縮減

お客さま窓口の一元化による住民等の利便性向上

上下水道一体のウォーターPPP推進に向けた支援

- ▶ ウォーターPPP導入検討費補助 コンセッション方式、他地方公共団体連携(広域・共同)のほか、他分 野連携(上下水道一体等)に、上限額等のインセンティブを設定
- ▶ 社会資本整備総合交付金等 上下水道一体のウォーターPPP内の改築等整備費用に重点配分

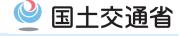
参考となる先行事例

- ▶ 宮城県上工下水一体官民連携運営事業 (みやぎ型管理運営方式) 令和4年4月から事業開始(20年間) 【コンセッション方式】
- ▶ 守谷市上下水道施設管理等包括業務委託 令和5年4月から事業開始(10年間) 【レベル3.5】

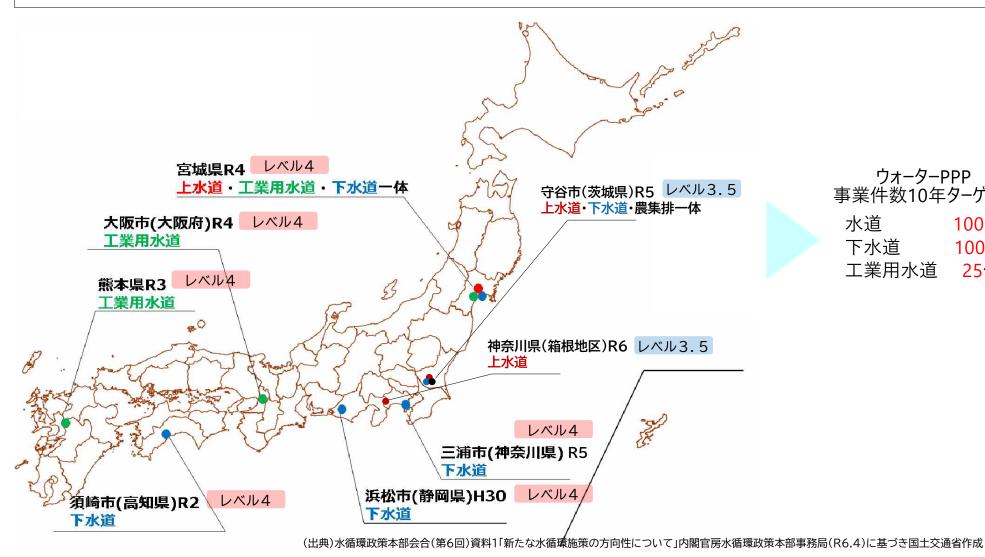
上下水道分野の連携可能性を模索いただき、上下水道部局での協働の機運を醸成ください!

ウォーターPPPの実施状況

下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン 策定検討委員会(第1回)資料、R6.6



- ▶ 上下水道分野のウォーターPPPは、6事業が実施中であり、このうち、レベル3.5は、2事業である。
- ▶ 令和13年度までに、上下水道分野で200件(水道100件、下水道100件)のウォーターPPPの具体化を 狙う、とされている。



ウォーターPPP 事業件数10年ターゲット

水道

100件

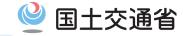
下水道

100件

工業用水道

25件

先行事例(宮城県)



宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)

コンセッション方式(レベル4)

地方公共団体	
管理者	宮城県
人口	総人口約228.0万人(R4.3)
ウォーターPPI	2の概要
事業開始	令和4(2022)年4月
事業期間	20年
対象施設	水道用水供給(2事業)、工業用水道(3事業)、流域下水 道(4事業)の維持管理、改築等 ※管路の維持管理・改
業務範囲	垣(4事未)の維持官珪、以梁寺 次官路の維持官珪・以 築、土木構造物の改築を除く
民間事業者等	
運営権者	株式会社みずむすびマネジメントみやぎ(SPC)
代表企業	メタウォーター株式会社
構成企業	ヴェオリア・ジェネッツ、オリックス、日立製作所、日水コ

効果・メリット等

VFM	約10.2%(優先交渉権者提案時) ※9事業合計
運営権対価	10億円 ※9事業合計
特徴等	 ・現行体制継続時と提案の比較で総額約337億円の削減を予定(水道料金等の上昇抑制に寄与) ・コンセッション方式により、設計から運営まで一貫して技術力・ノウハウ・創意工夫を発揮 ・新OM会社を県内に設立、ICT機器の導入等による組織体制の最適化等 ・下水道分野で3件目のコンセッション方式

ン、橋本店、復建技術コンサルタント、

産電工業、東急建設、メタウォーターサービス

事業実施状況のモニタリング

経営審査委員会(第三者)は、令和4年度の運営状況、運営権者のセルフモニタリング、県(管理者)のモニタリングは適正と認められると答申



事業開始までのスケジュール(実績)

令和元	(2019)	年12月
令和 2	(2020)	年 3月
令和 3	(2021)	年 3月
		12月
令和 4	(2022)	年 4月

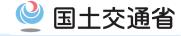
平成29(2017)年 ~

導入可能性調査(FS)、 デューデリジェンス(DD)等 実施方針条例制定、実施方針策定 募集要項等公表 優先交渉権者選定 公共施設等運営権設定、実施契約締結 事業開始

大和浄化センター、鹿島台浄化センター等

(出典)宮城県資料等に基づき国土交通省作成

先行事例(茨城県守谷市)



守谷市上下水道施設管理等包括業務委託

地方公共団体

管理者 茨城県守谷市

人口 総人口約7.0万人(R6.3)

ウォーターPPPの概要

事業期間 10年

対象施設配水場、処理場、ポンプ場、農集排

業務範囲 維持管理、更新計画案作成、CM(設計、施工監理)等

民間事業者等

代表企業株式会社ウォーターエージェンシー

構成企業株式会社オリエンタルコンサルタンツ、

株式会社中央設計技術研究所

効果・メリット等

特徴 • 運転維持管理情報に基づく効果的な修繕計画、ストックマネジメント、アセットマネジメント計画立案

•運転維持管理企業とコンサル企業連携による実効性ある事業運営

の事未建設

効果 ・施設の老朽化等に対応する実施体制の確保、ストック情報基盤の整備、安定した事業費の確保

•ICT/IoT技術の導入等(設備投資)による作業の省力 化・効率化

•長期契約、管理と更新一体マネジメントによる施設管理 の最適化

・コンサルとOM企業の連携によるDX基盤で、課題解決 の迅速化

事業実施状況のモニタリング

管理者によるモニタリングを実施中

管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5) 更新支援型[下水道]





下水道事業



農業集落排水事業



事業規模(契約金額)約73億円(税込)

【水道】 守谷配水場、関連水道施設

【下水道】 守谷浄化センター、関連ポンプ場

【農集排】 西板戸井地区農集排処理施設、関連ポンプ場

事業開始までのスケジュール(実績)

令和3 (2021) 年 ~ 公募型プロポーザルの実施要領(案)、業務 委託契約書(案)、要求水準書(案)を作成

令和4(2022)年 9月 公募型プロポーザル公告

11月 優先交渉権者決定

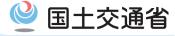
12月 契約締結

令和5 (2023) 年 4月 事業開始

(出典)茨城県守谷市資料等に基づき国土交通省作成

水道分野

先行事例(神奈川県(箱根地区))



箱根地区水道事業包括委託(第3期)

地方公共団体

管理者 神奈川県企業庁

人口 総人口約1.1万人(R5.3)

給水人口 約0.5万人(R5.3)

ウォーターPPPの概要

事業期間 10年

浄水場、ポンプ所、配水池、管路施設等

業務範囲維持管理、更新計画案作成、更新等

民間事業者等

対象施設

受託者 箱根水道パートナーズ株式会社(SPC)

代表企業月島JFEアクアソリューション株式会社

構成企業株式会社デック、ヴェオリア・ジェネッツ株式会社、神奈

川県管工事業協同組合

効果・メリット等

特徴

効果

・委託期間を5年から10年に延伸し、受託者が箱根管内の水道施設の状況を十分に考慮した上で、水道施設更新に係る計画案を立案することで、受託者がさらなる水道事業運営ノウハウの習得を可能にするとともに、発

注者側の業務負担軽減にも寄与

•予防保全の促進や対応の迅速化により市民への提供 サービスの向上

・長期安定的な業務量の確保による経営の安定化、包括 化による効率化、創意工夫による収益性の向上

・地域住民の雇用創出、地元企業の参入による地域活性

化

事業実施状況のモニタリング

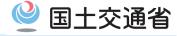
受託者のセルフモニタリング、管理者のモニタリングを実施中

管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5) 更新実施型



事業開始までのスケジュール(実績)

水道事業における官民連携手法と取り組み状況



業務分類(手法)	制度の概要	取組状況及び「実施例」	
一般的な業務委託 (個別委託・包括委託)	○民間事業者のノウハウ等の活用が効果的な業務についての委託○施設設計、水質検査、施設保守点検、メーター検針、窓口・受付業務などを個別に委託する個別委託や、広範囲にわたる複数の業務を一括して委託する包括委託がある	運転管理に関する委託:3,259施設*(596水道事業者等) 【うち、包括委託は、1,124施設*(181水道事業者等)】	
第三者委託 (民間業者に委託する場合と他の 水道事業者に委託する場合があ る)	○浄水場の運転管理業務等の水道の管理に関する 技術的な業務について、水道法上の責任を含め 委託	「大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業」、 「箱根地区水道事業包括委託」ほか 水道事業者等(市町村等)への委託:23施設 [※] (14水道事業者等)	
DBO (Design Build Operate)	○ <u>地方自治体(水道事業者)が資金調達を負担</u> し、 施設の設計・建設・運転管理などを包括的に委 託	「福岡地区水道企業団多々良浄水場」、「横須賀市小雀浄水場」はか 20案件 (20水道事業者等) 「函館市赤川高区浄水場」、「弘前市 樋の口浄水場他」、「会津若松市 滝沢浄水場」、「小山市 若木浄水場他」、「横浜市 西谷浄水場排水処理施設」、「小田原市 高田浄水場」、「見附市 青木浄水場」、「妙高市 杉野沢浄水場他」、「燕・弥彦総合事務組合統合浄水場」、「枚方市中宮浄水場」、「神戸市 千苅浄水場」、「橋本市 橋本市浄水場」、「備前市 坂根浄水場等」、「下関市 長府浄水場」、「松山市 かきつばた浄水場」、「四国中央市中田井浄水場」、「大牟田市・荒尾市 ありあけ浄水場」、「佐世保市 山の田浄水場」、「一宮市中央監視施設」	
PFI (Private Finance Initiative)	○公共施設の設計、建設、維持管理、修繕等の業務全般を一体的に行うものを対象とし、 <u>民間事業者の資金とノウハウを活用</u> して包括的に実施する方式	12案件(9水道事業者等) 「夕張市旭町浄水場等」、「横兵市川井浄水場」、 「岡崎市男川市浄水場」、「神戸市上ヶ原浄水場」、 「埼玉県大久保浄水場排水処理施設等」、「千葉県北総浄水場排水処理施設他1件」、 「神奈川県寒川浄水場排水処理施設)、「愛知県知多浄水場等排水処理施設他2件」、 「東京都朝霞浄水場等常用発電設備」	
公共施設等運営権方式 (コンセッション方式)	○PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設(水道事業の場合、水道施設)について、水道施設の所有権を地方自治体が有したまま、民間事業者に当該施設の運営を委ねる方式	1案件(1水道事業者等) 「宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)」 (令和4年4月事業開始)	

[※]令和4年度国土交通省水道事業課調べ

[※]浄水施設のみを対象

水道事業における官民連携にかかる取り組み



1. 水道事業における官民連携に関する手引き

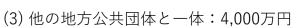
- ・水道事業において想定される官民連携手法 について、<u>各手法の特徴や導入に当たって</u> 検討すべき事項等の解説
- 新たにウォーターPPPの解説を加える等の改訂を実施(令和6年3月)



https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/content/001738766.pdf

3. 財政的支援

- ・官民連携等基盤強化推進事業 (令和9年度までの時限事業)
- ・ウォーターPPPの導入に要する経費について、定額支 援制度を創設。補助上限については、
 - (1) コンセッション:5,000万円
 - (2) 水道以外の分野と一体: 4,000万円



- (4) (1)~(3)以外の場合:2,000万円※)
- ※) 事業実施方針や事業者選定などに係る経費は交付対象外

2. 水道分野における官民連携推進協議会

・官民連携に一層取り組みやすい環境を整え、

水道事業者等と民間事業者との連携(マッチ

ング)を促進することを目的

・全国各地で開催



4. 官民連携等基盤強化支援

- ・<u>官民連携の活用を考えている水道事業者等の</u> 事業スキームの検討等を支援することにより、 今後の具体的な案件形成につなげる。
- ・他の水道事業者等が官民連携を進める上で参考となる<u>モデル</u>を示す ことを目的
- ・対象事業者は公募し、国土交通省が選定。 (令和6年度は対象を5事業者に拡大)
- ・平成27年度から実施。

水道分野における官民連携推進協議会(経済産業省と連携) 🔮 国土交通省



水道事業者等と民間事業者との連携を促進することを目的とし、全国各地で「官民連携推進協議会」を開催している。

令和5年度の開催結果

	開催時期	開催地	
第1回	7月20日(木)	福島県郡山市	
第2回	9月6日(水)	鹿児島県鹿児島市	
第3回	10月25日(水)	愛知県名古屋市	
第4回	12月11日(月)	大阪府大阪市	

令和5年度の開催実績

D.E. 181/WW		参加団体数		☆ Ln 4 ×*/-
R5	開催地	水道事業者等	民間事業者	参加者数
第1回	福島県	25団体	32団体	101人
第2回	鹿児島県	20団体	44団体	125人
第3回	愛知県	11団体	51団体	125人
第4回	大阪府	27団体	53団体	158人

令和5年度の実施内容

○厚生労働省及び水道事業者等の取組の発表

- ・官民連携に関する取組紹介
 - ▶ 官民連携の推進について
 - ▶ ウォーターPPPに関する取組等について

(厚生労働省・経済産業省)

- ・ウォーターPPP類似案件の事例紹介
 - ▶ 守谷市上下水道施設管理等包括業務委託(茨城県守谷市)
 - ★ 荒尾市水道事業の包括委託(熊本県荒尾市)など
- ・コンセッション事業の事例紹介
 - ▶ 大阪市工業用水道特定運営事業等 (みおつくし工業用水コンセッション株式会社)

○フリーマッチング

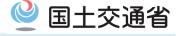
水道事業者等と民間事業者が個別に対面し、 自由に意見交換を実施。

- └・官民連携における取組・提案
 - ・水道事業者が抱える課題への対応方策



- ※) 令和6年度は以下のスケジュールで開催予定。
 - ・第1回 7月23日(火)三重県 ・第2回 9月12日(木)北海道 ・第3回 11月11日(月)長野県 ・第4回 1月中旬 熊本県

水道事業における官民連携にかかる財政的支援



1. 官民連携等基盤強化推進事業

【採択基準】

水道事業における官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画作成等に関する事業。 なお、令和9年度の時限事業とする。

2. 水道管路緊急改善事業(補助率1/3、1/2※離島振興地域及び奄美群島において行う場合のみ)

【事業の概要】

布設後40年以上経過した鋳鉄管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管、ダクタイル鋳鉄管、鋼管及びポリエチレン管であって、基幹管路(導水管、送水管、配水本管)に布設されている管路の更新事業。ただし、塩化ビニル管、ダクタイル鋳鉄管及び鋼管については、耐震性の低い継手を有するものに限る。

【採択基準】

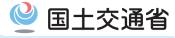
次のいずれかに該当する事業であること。

- ① 1ヶ月に10㎡使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、給水収益に占める企業債残高(企業債残高/給水収益)が、毎年度別途通知する値よりも高い上水道事業者であること。
- ② ①に該当しない上水道事業者であり、1ヶ月に10㎡使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、有収密度が毎年度別途通知する平均値より低い上水道事業者であること。
- ③ ①に該当しない上水道事業者であり、給水収益に占める企業債残高(企業債残高/給水収益)が、毎年度別途通知する値よりも高く、料金回収率が100%以上の上水道事業者であること。
- ④ 水道用水供給事業者であること。

ただし、ウォーターPPP導入のために実施する事業について、1から4の条件は付さない。

また、コンセッション方式の交付上限は5億円、レベル3.5の交付上限は1億円とする。

水道事業における官民連携等基盤強化支援



様々な官民連携方式の活用を選択肢の1つとしている水道事業者等の事業スキームの検討等を支援することにより、 今後の具体的な案件形成につなげるとともに他の水道事業者等が官民連携を進める上で参考となるモデルを示すこ とを目的とし、官民連携等基盤強化支援を実施しています。

業務内容

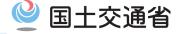
- ①現状把握及び官民連携の有効性の確認
- ②事業スキームの抽出
- ③諸条件の整理・検討
- ④官民連携の導入に向けた事業スキームの検討・評価
- ⑤共通の課題抽出

支援実績

年度	支援団体
平成27年度	北海道二セコ町、奈良県奈良市
平成28年度	滋賀県近江八幡市、滋賀県竜王町
平成29年度	長野県小諸市
平成30年度	新潟県胎内市
令和元年度	佐賀県伊万里市
令和2年度	三重県桑名市
令和3年度	長野県上田長野地域 (長野県、長野市、千曲市、上田市)
令和4年度	神奈川県山北町
令和5年度	山形県上山市
令和6年度	栃木県壬生町、茨城県五霞町、大阪府枚方市、山口県萩市、鹿児島県曽於市

下水道分野

先行事例(神奈川県三浦市)



三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業

コンセッション方式(レベル4)

地方公共団体 管理者

神奈川県三浦市

人口 総人口約4.0万人(R6.3)

東部処理区 約1.5万人(R4.3)

ウォーターPPPの概要

事業開始	令和5(2023)年4月

事業期間 20年

対象施設処理場、ポンプ場、管路施設等

業務範囲維持管理、改築等

民間事業者等

運営権者三浦下水道コンセッション株式会社

代表企業前田建設工業株式会社

構成企業 東芝インフラシステムズ株式会社、株式会社クボタ、

日本水工設計株式会社、

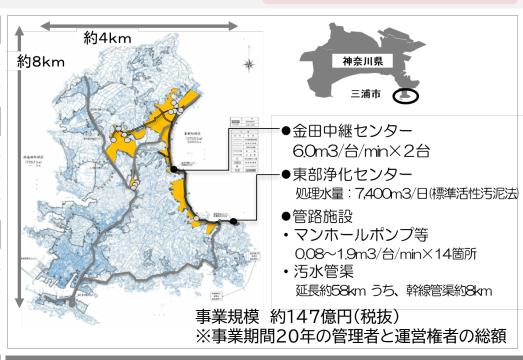
株式会社ウォーターエージェンシー

効果・メリット等

VFM	約4.1%(優先交渉権者提案時)
運営権対価	1,000万円
特徴等	 「施設の老朽化に伴う点検・更新に係る費用の増大」、「人口減少による下水道使用料収入の減少」等の課題に対し、「民間事業者の経営の手法などを効果的に取り込むことで、市の財政負担の軽減や事業継続に向けた体制の維持・強化」等を見込む 下水道分野で4件目のコンセッション方式であり、初めて管路施設の改築等までのすべてを含む

事業実施状況のモニタリング

運営権者のセルフモニタリング、管理者のモニタリングを実施中



事業開始までのスケジュール(実績)

争未用如よびの人ググユー	ル(夫祺)
平成27 (2015) 年 ~	導入可能性調査(FS)
平成29(2017)年 ~	デューデリジェンス(DD)等
令和 2(2020)年10月	実施方針(案)公表
令和 3(2021)年 3月	実施方針条例制定
4月	実施方針公表
7月	募集要項等公表
令和 4(2022)年 7月	優先交渉権者選定
9月	公共施設等運営権設定
12月	実施契約締結
令和 5 (2023) 年 4月	事業開始

下水道分野のPPP/PFI(官民連携)実施状況 ※R5.4時点 ② 「

- 下水処理場の管理(機械の点検・操作等)について 9割以上が民間委託を実施。
- このうち、施設の運転管理・巡視・点検・調査・清掃・修繕・薬品燃料調達等を一括して複数年にわたり委ねる<u>包</u> 括的民間委託は、処理場で 579施設、管路で 60契約が実施されており、近年増加中。
- 下水汚泥を利活用するガス発電や固形燃料化を中心に、DBO方式・PFI(従来型)は 48施設で実施中。
- PFI (コンセッション方式) について、平成30年4月に静岡県浜松市、令和2年4月に高知県須崎市、令和4年 4月に宮城県、令和5年4月に神奈川県三浦市で、それぞれ事業が開始された。

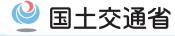
(R5.4時点で実施中のもの。国土交通省調査による)

(* R3 総務省「地方公営企業決算状況調査」による。R4.3.31時点)

下水道施設	(* R3 総務省「地方公宮企業決算状沈調査」による。R4.3.31時点)*** 管路施設としては単一業務のみだが、処理場包括的民間委託等と包括された3契約(3団体)を含む ※1団体で複数の施設を対象としたPPP/PFI事業を行う場合があるため、必ずしも団体数の合計は一致しない

	△ 「国性では数の地域で対象としたIII/III・デネを刊り場合が、必ずしし国性数の目前は 数しない					
	下水処理場 (全国2,193箇所*)	ポンプ場 (全国5,729箇所*)	管路施設 (全国約49万km *)	全体 (全国1,479団体)		
包括的民間委託	579箇所 (287団体)	1162箇所(193団体)	60契約 (46団体)**	(309団体)		
指定管理者制度	62箇所 (21団体)	97箇所(12団体)	33契約 (12団体)	(21団体)		
DBO方式	36箇所 (28団体)	2箇所 (2団体)	0契約(0団体)	(29団体)		
PFI(従来型)	10箇所(8団体)	0箇所(0団体)	1契約(1団体)	(9団体)		
PFI(コンセッション方式)	7箇所 (4団体)	10箇所 (2団体)	2契約(2団体)	(4団体)		

下水道分野のPPP/PFI(官民連携)支援概要



① 案件形成に向けた情報・ノウハウの共有

- ●「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会(PPP/PFI検討会)」(H27設置)
- ・ 多様なPPP/PFI導入に向けた情報・ノウハウの共有・意見交換等
- PPP/PFI検討会 <数か月に1回程度開催> 全国の地方公共団体が参加(R2-オンライン併用)
- 民間セクター分科会 <年1-2回程度開催> H29設置
- ウォーターPPP分科会 <年2-3回程度開催> R5設置
- 下水道分野のウォーターPPP相談窓口(R5設置)等
- 首長等へのウォーターPPPのトップセールス(H28.2-)
- 国土交通省(上下水道審議官グループ)ホームページでの情報等の共有



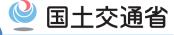
② ガイドライン等の整備

- ▼ 下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン※第36回PPP/PFI検討会で第1.1版を公表(R6.6) 【随時更新】
- 下水道分野におけるウォーターPPPに関するQ&A ※主に管理・更新一体マネジメント方式に関するもの 【随時更新】
- PPP/PFI手法選択GL(R5.3) ※説明資料にウォーターPPPの要素を追加(R5.6)
- 上下水道分野における民間提案の手引き(R6.4)
- その他
 - 下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン (R4.3)
 - 処理場等包括的民間委託導入ガイドライン (R2.6)
 - ※(公社)日本下水道協会
 - 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン (R2.3)
 - 処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン(H30.12) ※(公社)日本下水道協会
 - 性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン (H13.4)

③ 財政的支援

- モデル都市支援 (H28-)
 - ウォーターPPP等の導入検討の進め方支援等を実施
 - R6実績(20件):福島県会津坂下町、埼玉県嵐山町、東京都立川市、福井県敦賀市、長野県佐久市、岐阜県瑞浪市、愛知県豊川市、兵庫県養父市、山口県下関市、熊本県宇土市/青森県平内町、神奈川県鎌倉市、静岡県吉田町、静岡県御前崎市、大阪府富田林市、兵庫県三田市、兵庫県加古川市、和歌山県和歌山市、長崎県長崎市、大分県津久見市
- ウォーターPPP導入検討費補助(R5補正-)
 - R5補正で国費による定額支援制度を創設、R6当初も同様に措置
- 社会資本整備総合交付金等
 - PPP/PFI導入の民間提案を求め適切な提案を採用することを要件 化(R5-)
 - コンセッション方式内の改築等整備費用に対し、重点配分(R5-)
 - 上下水道一体のウォーターPPP内の改築等整備費用に対し、重点配分(R6-)
 - 汚水管の改築に係る国費支援に関し、一部の例外を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを要件化(R9-)

下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会(PPP/PFI検討会



① 趣旨目的

執行体制の脆弱化、財政状況の逼迫、老朽化施設の増大等が進む中、 下水道の機能・サービスの水準を持続的に確保していくため、多様な PPP/PFI導入に向けて、情報・ノウハウを共有・意見交換等を実施。

② 参加団体

47都道府県、535市、225町村、24組合 合計831団体(R6.6時点)

③ 開催実績

2015 (平成27) 年10月に第1回を開催 これまでに36回開催(R6.6時点)



先進的なPPP/PFIに取り組む団体からの事例紹介、国からの情報提供、 意見交換等を実施。

※水道分野からの参加を可能とするボーダレス化を試行

⑤ スケジュール 2024 (令和6) 年度予定

年月日		回	開催方法、概要等
	6/28 (金)	第36回 検討会	オンラインのみ 【情報提供】
2024 (R6)	8月 9月 10月	ウォーター PPP分科会	現地会場(東京、大阪、福岡)のみ 【情報提供+班別討議】
	11/11 (月)	第37回 検討会	現地会場(長野)のみ 【水道分野の協議会と合同開催】
2025 (R7)	2月	第38回 検討会 第8回 民間セクター 分科会	現地会場(東京)+オンライン 【情報提供+官民交流会】

「ウォーターPPP分科会」の設置について

- ●「PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版) | (R5.6.2) では、下 水道分野で、令和8年度までに6件のコンセッション方式の具体化、令和13 年度までに100件のウォーターPPPの具体化を狙う、とされている。
- ●これを決定した第19回民間資金等活用事業推進会議(PFI推進会議) では、岸田総理は、「・・水分野の取組を強化します。上水道、下水道、工 業用水道において、新たな方式であるウォーターPPPの導入を進め、コンセッ ションへの段階的な移行を推進します。と発言。
- 下水道分野のウォーターPPP推進に向けて、令和5年度から、「ウォーター PPP分科会」を設置し、導入を検討する地方公共団体を支援。

(参考) ウォーターPPPとは?

コンセッション方式と、管理・更新一体マネジメント方式(コンセッション方式 に準ずる効果が期待でき、段階的に移行するための官民連携方式として、長 期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式)の総称

● PPP/PFI全般を PPP/PFI検討会 対象とする検討会 【新設】 【既設】

連携

ウォーターPPP分科会

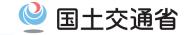
民間セクター分科会

- 導入検討中の団体を対象に、
- 例えば、導入済みの団体や有 識者等が助言・支援
- また、導入上の課題の解決に 向けた意見交換 等

・・を実施する「場」を提供する。

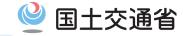
- 今後、例えば、ウォーターPPP
- 現状、PPP/PFI全般への参 画について先行事例の紹介や ご意見等をいただいている。
 - 分科会と相互に課題認識を 共有する等、連携を図る。

PPP/PFI検討会 参加団体一覧 1/2 ※R6.6時点



		KEJ.	五 多加四种 克 I/ Z 杰IIO.OR	7 7117			
地整等	都道府県	団体数	参加団体名	地整等	都道府県	団体数	参加団体名
北海道	北海道	45	北海道、札幌市、函館市、小樽市、旭川市、釧路市、 <mark>帯広市</mark> 、北見市、 <u>網走市</u> 、留萌市、苫小牧市、江別市、紋別市、士別市、名寄市、砂川 市、 <u>恵庭市</u> 、北広島市、 <u>石狩市、当別町</u> 、知内町、長万部町、留寿都 村、奈井江町、 <u>新十津川町、鷹栖町、東神楽町、上川町、美瑛町、幌</u> 延町、美畑町、東京町、西東町、西東町、東田 丁、大空町、白老町、日宮町、新安町、ラいも町、帝東町 草川町	関東	千葉県	27	千葉県、千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、 <u>旭市</u> 、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、香取市、大網白里市、 <u>酒々井町、かずさ水道広域連合企業団、九十九里地域水</u> 道企業団
ار ند	士士旧	10	町、大空町、白老町、日高町、新冠町、えりも町、音更町、幕別町、 長幌上水道企業団 - 赤本県 - 赤本市 - 八京市 - 五町川原市 - 十和田市 - 三紀市		東京都	27	東京都、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、三鷹市、青梅市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、狛江市、東大和市、清瀬市、東ク紹光市、東村山市、国公寺市、福生市、名藤市、福
東北	青森県	18	青森県、青森市、弘前市、八戸市、 <u>五所川原市</u> 、十和田市、 <u>三沢市</u> 、 <u>つがる市</u> 、平川市、平内町、 <u>七戸町、六戸町</u> 、六ヶ所村、佐井村、三 戸町、五戸町、階上町、 八戸圏域水道企業団		- 大田	25	市、東久留米市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、
	岩手県	10	岩手県、盛岡市、 <u>宮古市</u> 、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、陸前高田市、釜石市、 <u>奥州市</u> 、 <u>雫石町</u> 、岩手町、紫波町、矢巾町、 住田町、軽米町、奥州金ケ崎行政事務組合		神奈川県	35	神宗川県、横浜市、川崎市、柏侯原市、横須貝市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村、神奈川県内広域水道企
	宮城県	28	宮城県、仙台市、石巻市、 <u>塩竃市</u> 、白石市、名取市、角田市、 <u>多賀城</u> 市、岩沼市、 <u>登米市</u> 、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、 <u>七ヶ宿町</u> 、				業団
			村田町、柴田町、川崎町、 <u>丸森町</u> 、亘理町、山元町、 <u>大郷町</u> 、大衡村、加美町、涌谷町、美里町、 <u>女川町</u> 、南三陸町		山梨県	17	山梨県、甲府市、富士吉田市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス 市、北杜市、笛吹市、上野原市、中央市、身延町、昭和町、忍野村、 山中湖村、小菅村、 峡北地域広域水道企業団
	秋田県	1	秋田県、秋田市、大館市、湯沢市、潟上市、 <u>にかほ市</u> 、美郷町		長野県	26	長野県、長野市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、
	山形県	12	山形県、山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、上山市、長井市、東根市、 南陽市、河北町、高畠町、白鷹町 福島県、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、 <u>白河市</u> 、喜多方市、				駒ケ根市、 <u>大町市</u> 、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、 <u>千曲市</u> 、軽井 沢町、御代田町、立科町、下諏訪町、 <u>富士見町</u> 、 <u>箕輪町、飯島町</u> 、白 馬村、坂城町、信濃町、飯綱町
明寺	福島県	10	福島県、福島市、芸津石松市、都山市、いわさ市、 <u>日河市</u> 、暑多万市、 伊達市、本宮市、 国見町、西会津町、猪苗代町 、会津坂下町、 会津美 里町、三春町、富岡町、新地町、福島地方水道用水供給企業団 茨城県、水戸市、日立市、古河市、石岡市、龍ヶ崎市、 <u>常総市</u> 、北茨	北陸	新潟県	18	新潟県、新潟市、長岡市、 <u>新発田市</u> 、小千谷市、 <u>加茂市</u> 、十日町市、 見附市、 <u>村上市</u> 、糸魚川市、妙高市、 <u>五泉市</u> 、上越市、阿賀野市、佐 渡市、南魚沼市、胎内市、阿賀町
関東	茨城県	23	城市、 <u>笠間市、つくば市</u> 、ひたちなか市、守谷市、 <u>神栖市、行方市</u> 、 鉾田市、茨城町、 <u>大洗町</u> 、 <u>城里町、阿見町</u> 、五霞町、 <u>利根町</u> 、 <u>日立・</u>		富山県	9	富山県、富山市、高岡市、魚津市、滑川市、黒部市、小矢部市、 <u>射水</u> 市、朝日町
	栃木県	25	高萩広域下水道組合、取手地方広域下水道組合 栃木県、宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山		石川県	9	石川県、金沢市、小松市、加賀市、かほく市、津幡町、 内灘町 、宝達 志水町、能登町
			市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、下野市、 さくら市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野 木町、高根沢町、那須町、那珂川町	中部	岐阜県	14	岐阜県、岐阜市、 <u>大垣市、多治見市、関市、瑞浪市、美濃加茂市</u> 、土 岐市、各務原市、 <u>可児市</u> 、瑞穂市、 <u>海津市</u> 、 <u>養老町</u> 、富加町
	群馬県	22	群馬県、前橋市、高崎市、沼田市、桐生市、伊勢崎市、 <u>太田市</u> 、館林市、渋川市、 <u>藤岡市</u> 、富岡市、安中市、みどり市、吉岡町、甘楽町、嬬恋村、東吾妻町、片品村、みなかみ町、玉村町、 <u>昌楽町</u> 、 <u>群馬東部</u> 水道企業団		静岡県	29	静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、 <u>掛川市</u> 、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、伊豆の国市、南伊豆町、 <u>函南町</u> 、清水町、小山町、吉田町、森町、 <u>静岡県大井川広</u> <u>域水道企業団</u>
	埼玉県	40	埼玉県、さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、 <u>戸田市</u> 、入間市、志木市、新座市、桶川市、久喜市、富士見市、三郷市、 <u>蓮田市</u> 、吉川市、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、横瀬町、上里町、宮代町、杉戸町、越谷・松伏水道企業団、坂戸・鶴ヶ島下水道組合、秩父広域市町村圏組合		愛知県	37	愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、 <u>半田市</u> 、春日井市、豊川市、 <u>津島市</u> 、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、 犬山市、常滑市、 <u>江南市</u> 、 <u>小牧市</u> 、稲沢市、東海市、 <u>知立市</u> 、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、北名古屋市、みよし市、長久手市、東郷町、大口町、蟹江町、東浦町、武豊町、 <u>設楽町</u> 、東 <u>栄町</u>
※太字	※太字下線は第36回の新規参加団体					13	三重県、津市、四日市市、伊勢市、 <u>松阪市</u> 、桑名市、鈴鹿市、 名張市、亀山市、 <u>いなべ市、伊賀市、紀北町、菰野町</u> 26
<u> </u>			- 1111				

PPP/PFI検討会 参加団体一覧 2/2 ※R6.6時点



			A SMALLIN DE ET E MITOTOF
地整等	都道府県	団体数	参加団体名
近畿	福井県	11	福井県、福井市、敦賀市、小浜市、 <u>勝山市、鯖江市</u> 、坂井市、あわら 市、越前市、南越前町、五領川公共下水道事務組合
	滋賀県	17	滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗 東市、甲賀市、湖南市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、 豊郷町、多賀町
	京都府	12	京都府、京都市、福知山市、 <u>綾部市</u> 、宇治市、亀岡市、城陽市、 <u>長岡</u> <u>京市</u> 、京田辺市、木津川市、久御山町、 <u>精華町</u>
	大阪府	39	大阪府、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、 <u>箕面市</u> 、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、 <u>河</u> 南町、千早赤阪村、 大阪広域水道企業団
	兵庫県	25	兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、川西市、小野市、三田市、養父市、淡路市、宍栗市、加東市、稲美町、上郡町、佐用町、播磨高原広域事務組合、淡路広域水道企業団
	奈良県	14	奈良県、奈良市、大和郡山市、 <u>橿原市</u> 、桜井市、五條市、宇陀市、平 群町、三郷町、 <u>三宅町</u> 、田原本町、 <u>明日香村</u> 、広陵町、河合町
	和歌山県	7	和歌山県、和歌山市、 <u>橋本市</u> 、有田市、 <u>御坊市、高野町、上富田町</u>
中国	鳥取県	7	鳥取県、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、琴浦町
	島根県	9	島根県、松江市、浜田市、 <u>出雲市、江津市、雲南市、奥出雲町、隠岐</u> <u>の島町、斐川宍道水道企業団</u>
	岡山県	15	岡山県、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、 <u>高梁市</u> 、新見市、 <u>備前市</u> 、 赤磐市、 <u>和気町、早島町</u> 、新庄村、 <u>鏡野町</u> 、 <u>西粟倉村</u> 、美咲町
	広島県	14	広島県、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、 廿日市市、江田島市、熊野町、 <u>北広島町</u> 、 <u>大崎上島町</u> 、世羅町
	山口県	19	山口県、下関市、宇部市、山口市、防府市、萩市、下松市、岩国市、 光市、長門市、柳井市、 <u>美祢市</u> 、周南市、山陽小野田市、周防大島町、 <u>和木町</u> 、田布施町、 <u>平生町</u> 、柳井地域広域水道企業団
四国	徳島県	6	徳島県、徳島市、阿南市、吉野川市、美馬市、東みよし町
	香川県	6	香川県、高松市、善通寺市、さぬき市、 <u>琴平町</u> 、 <u>香川県広域水道企業</u> 団
	愛媛県	10	愛媛県、松山市、今治市、八幡浜市、新居浜市、西条市、 <u>大洲市</u> 、 <u>四</u> <u>国中央市、砥部町</u> 、伊方町
	高知県	6	高知県、高知市、南国市、須崎市、香美市、いの町

都道府県	団体数	参加団体名
福岡県	26	福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、飯塚市、 <u>豊前市</u> 、 中間市、春日市、大野城市、 <u>太宰府市</u> 、古賀市、 <u>福津市</u> 、うきは市、 宮若市、朝倉市、 <u>糸島市</u> 、那珂川市、 <u>篠栗町、志免町、須恵町</u> 、新宮 町、岡垣町、 <u>筑前町</u> 、苅田町、 <u>吉富町</u>
佐賀県	8	佐賀県、佐賀市、唐津市、鳥栖市、 <u>鹿島市</u> 、 <u>玄海町、有田町</u> 、 <u>佐賀西</u> <u>部広域水道企業団</u>
長崎県	8	長崎県、長崎市、佐世保市、 <u>島原市</u> 、諫早市、大村市、 <u>長与町</u> 、川棚 町
熊本県	14	熊本県、熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、 <u>水俣市</u> 、 <u>玉名市</u> 、山鹿市、 宇土市、 <u>上天草市</u> 、宇城市、合志市、 <u>御船町、上天草・宇城水道企業</u> <u>団</u>
大分県	11	大分県、大分市、別府市、中津市、日田市、 <u>佐伯市、臼杵市</u> 、 <u>豊後高</u> 田市、津久見市、杵築市、国東市
宮崎県	11	宮崎県、宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、 <u>串間市</u> 、 <u>三股町</u> 、 国富町、 <u>高鍋町</u> 、新富町
鹿児島県	8	鹿児島県、鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、出水市、 <u>薩摩川内市</u> 、霧島市、 奄美市
沖縄県	11	沖縄県、那覇市、宜野湾市、浦添市、 <u>名護市</u> 、沖縄市、うるま市、本 部町、北谷町、与那原町、南風原町
	福岡県佐島県大宮崎県東島県島県	佐賀県 8 長崎県 8 熊本県 14 大分県 11 宮崎県 11 鹿児島県 8

累積 831	団体	新規参加 196	団体
47	都道府県	-	都道府県
535	市	90	市
225	町村	86	町村
24	組合	20	組合 27

PPP/PFI検討会 ウォーターPPP分科会

🥝 国土交通省

① 趣旨目的

- 下水道事業において、地方公共団体の執行体制の脆弱化、財政状況の 逼迫、老朽化施設の増大等が進む中、下水道の機能・サービスの水準をい かに確保していくかが喫緊の課題。
- 「PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)」(第19回民間資金 等活用事業推進会議)が決定され、水道、下水道、工業用水道分野に おいて、コンセッション方式に加え、同方式に段階的に移行するための官民 連携方式として、新たに「管理・更新一体マネジメント方式」を含めた 「ウォーターPPP」の活用が位置づけられた。
- これを受け、ウォーターPPP を導入する際に課題となる事項や解決方策に 対して具体的な検討を行い、もって、下水道におけるウォーターPPP 導入の 促進、下水道事業の持続性向上を目的とし、本分科会を設置。



② スケジュール 2024 (令和6) 年度予定

年月	年月日 回		開催方法、概要等		
	8/2 (金) 第2回 ウォーター PPP分科会		現地会場(東京)のみ 【情報提供+班別討議】		
2024 (R6)	9/4 (水)	第3回 ウォーター PPP分科会	現地会場(大阪)のみ 【情報提供+班別討議】		
	10/3 (木)	第4回 ウォーター PPP分科会	現地会場(福岡)のみ 【情報提供+班別討議】		

③ 第1回ウォーターPPP分科会 開催概要

∃ 時:令和5年10月5日(木曜日)14:00~17:00

場 所:国土交通省10階共用大会議室 参加者:約130名(約80地方公共団体) 有識者:近畿大学 浦上拓也 教授

東京大学 加藤裕之 特任准教授 早稲田大学 佐藤裕弥 准教授

内 容:国土交通省からの情報提供+班別討議(全4班)

項目	議論された課題				
長期契約	・ 庁内・議会・住民・地元企業等への説明・ 災害対応の官民の役割分担(職員体制・技術継承)・ 民間事業者の参画意欲・ 地元企業に配慮したい場合の方法 等				
性能発注	どのような性能規定(要求水準)で、どのようなリスク分担とするか(特に、管路の要求水準、リスク分担、実際の評価等)要求水準書の作成等、導入検討費用増大の懸念等				
対象施設・業務範囲 の設定	・ 民間事業者の参入意欲の確認、民間事業者との対話・ 流域下水道と流域関連公共下水道の連携 等				
プロフィットシェア	プロフィットシェアの設定方法等のイメージ性能発注とプロフィットシェアの関係性 等				
導入検討の進め方	・ 民間事業者の受託体制の考え方・ 下水道公社が受託者となるパターンの整理 等				



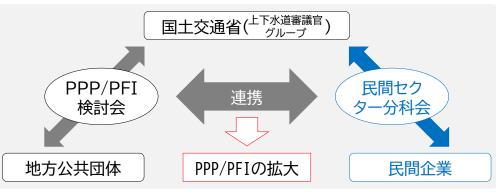


PPP/PFI検討会 民間セクター分科会

旦 国土交通省

① 趣旨目的

- 下水道事業において、地方公共団体の執行体制の脆弱化、財政状況の 逼迫、老朽化施設の増大等が進む中、下水道の機能・サービスの水準をい かに確保していくかが喫緊の課題。
- 今後、民間企業の国内外での積極的な事業展開も見据え、<u>コンセッション</u> 方式を含む多様なPPP/PFI事業に取り組む際の課題等について整理する必要。
- ・ 下水道事業に携わる、あるいは関心のある民間企業がコンセッション方式 などのPPP/PFI手法を推進する際に課題となる事項や解決方策に対し て具体的な検討を行い、下水道事業において更なる官民連携が促進され ることを目的として、本分科会を設置。

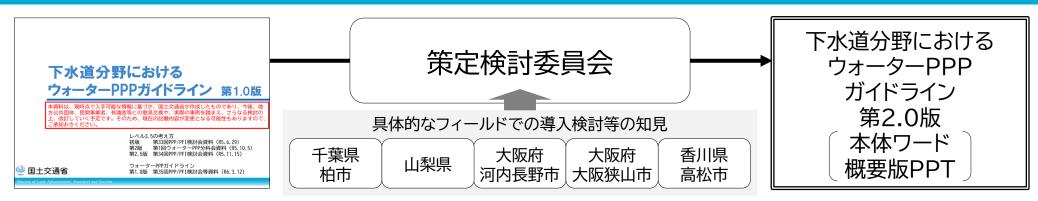


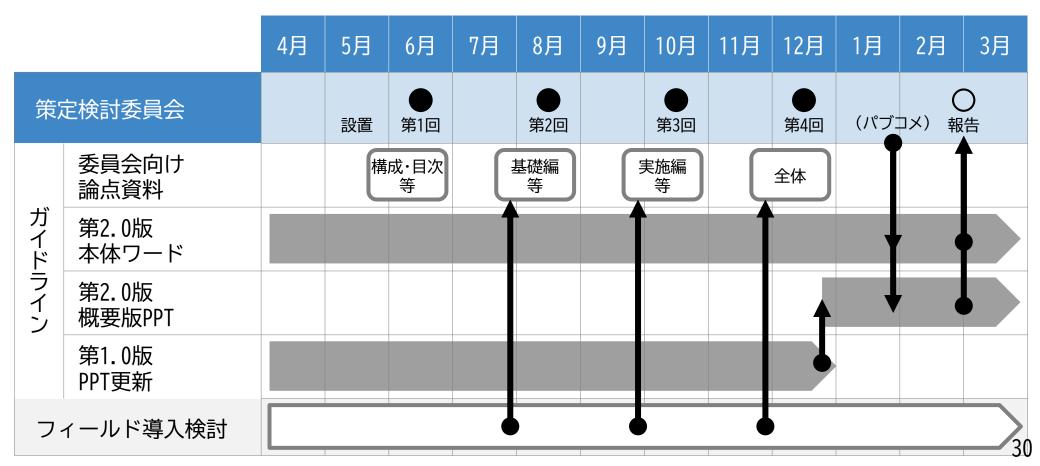


② 開催実績・概要

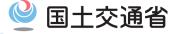
年月日	回	議題等						
2017 H29. 7. 4	第1回	・ 下水道分野におけるPPP/PFIを含む政府の最新動向 ・ 下水道分野において更なる官民連携を進めるための 課題等について 等						
2018 H30. 3. 6	第2回	・ 下水道分野におけるPPP/PFIを含む政府の最新動向 ・ 未来投資戦略2017での指摘事項について 等						
2019 H31. 2. 15	第3回	・ 下水道分野におけるPPP/PFIを含む政府の最新動向 ・ 処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関する ガイドラインの概要						
2021 R3. 3. 5	第4回	・ 令和3年度下水道関係予算概要・ 下水道分野におけるPPP/PFIの推進について・ 民間企業からの発表 【完全オンライン開催】						
2022 R4. 3. 10	第5回	PPP/PFI事業民間提案推進マニュアルについて令和4年度下水道関係予算概要下水道分野におけるPPP/PFIの推進について民間企業からの発表 【完全オンライン開催】						
2023 R5. 3. 7	第6回	・ 民間企業からの発表・ 令和5年度下水道関連予算の概要 【完全オンライン開催】						
2024 R6. 3. 12	第7回	※第35回PPP/PFI検討会と合同開催 ・基調講演(近畿大学 浦上教授) ・下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.0版について ・地方公共団体からの発表 (山口県宇部市、神奈川県葉山町) ・官民フリーマッチング 【現地会場+オンラインと						

下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン(策定検討委員会設置)





上下水道分野における民間提案の手引き



■ 上下水道分野における民間提案の活用による多様なPPP/PFI(官民連携)の推進を目的として、民間提案を活用しようとする地方公共団体に向けて、上下水道分野の実務に即した手引きを策定(R6.4)

背景

- PPP/PFI推進アクションプラン(令和4年改定版)で、「民間事業者の イニシアティブを活用した案件形成を促進するため、民間事業者による提 案が積極的に活用されるよう実効性の高い環境整備を行う」と記載。 (令和5年改定版も同様)
- 内閣府は、令和4年10月、「公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置に関する実施要領」を策定し、関係省庁に取組を要請するとともに、地方公共団体に取組の実施の検討を依頼。
- 上下水道分野では、令和5年度(地方公共団体の令和6年度予算要望)から、PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用することを、交付金要件化。

目的等

現状の 課題

- 民間提案の活用について、上下水道分野の先行 事例は数件にとどまり、地方公共団体における具体 的な手順の知見等が不足していることが考えられる。
- 内閣府「PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル」 等は存在するが、上下水道分野の実務に即したも のが必要。

策定の 目的

- 民間提案を活用しようとする地方公共団体の担当 者が参照する、上下水道分野の実務に即した手引 きを策定。
- 民間提案の活用により、上下水道分野における多様なPPP/PFI(官民連携)を推進。

目次概要

第 1 章

本手引き の概要

はじめに

✓ PPP/PFI導入に向けた民間提案の活用の重要性の高まり、 策定の目的等

本手引きの位置づけ

本手引きの構成

4

民間提案 制度等の 概要

民間提案

を活用す

るための

具体的な

手順

民間提案制度とは

民間提案の活用の類型

- ✓ PFI法に基づく民間提案とPFI法に基づかない民間提案
- ✓ 民間発案型と地方公共団体発案型

民間提案の活用により期待される効果・メリット等 民間提案の活用に適した事業とは

先行事例

✓ 広島県廿日市市、高知県須崎市、熊本県荒尾市(水道)、神奈川県綾瀬市

第 3 章

手順の全体像

- ✓ 手順の類型(民間発案型と地方公共団体発案型)と概要
- ✓ 民間提案窓口の設置、事業見通しの公表

民間発案型の具体的な手順

- ✓【民間提案】民間事業者への情報開示と官民対話、民間事業 者による提案の作成 等
- ✓【民間提案を受けた後の検討】採否の審査 等

地方公共団体発案型の具体的な手順

- ✓ 【民間提案】 民間提案の対象等の検討、民間提案の募集 等
- ✓【民間提案を受けた後の検討】採否の審査 等

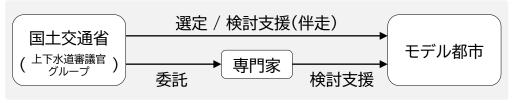
下水道分野におけるウォーターPPP等の案件形成に向けた方策検討(モデル都市支

① 趣旨目的

下水道分野のウォーターPPP等について、他分野、他地方公共団体との連 携等、多様なPPP/PFI(官民連携)の案件形成に向けて、先進的な PPP/PFI導入を検討するモデル都市(地域)の課題整理、スキーム検討、 効果分析等を実施し、その成果を全国に横展開する。

② モデル都市支援の概要

- 国土交通省が、先進的なPPP/PFI導入を検討する(しようとする)モデル 都市を募集・選定
- 国土交通省が委託する専門家(コンサルタント等)が、モデル都市を支援



③ 支援のイメージ

対象施設・業務範囲等、下水道分野での多様なPPP/PFIの案件形成に 資するモデル性の高い導入検討であれば、導入前の準備から導入後の検 証や次期以降に向けた準備等、いずれの段階も支援。

【モデル都市支援で想定するウォーターPPP導入検討準備の流れ】

スキーム等の 検討·整理

スキーム案作成

- ▶モデル都市の意向、課題等を 確認
- ▶想定されるウォーターPPP の対象施設・業務範囲の設定 等、複数の選択肢を比較しな がら進められるよう、スキー ム等を検討・整理

民間事業者等への 意向調査

プレマーケットサウンディング (MS)

- ▶検討・整理したスキーム等を 民間事業者等に提示
- ▶関心・参画可能性等の意向調 査を実施し、とりまとめ

今後の導入検討の 進め方の検討・整理

ロードマップ作成

- ▶ここまで得られた情報等を踏 まえ、スキーム等の磨き上げ
- ▶導入決定済み(入札・公募開 始等)ないし導入(事業開始) までの数年間の見通しがわ かる大まかな計画(工程表) を検討・整理

④ 支援の実績

年度	モデル都市(地域)
H28	三浦市、小松市、宇部市
H29	三浦市、小松市、津幡町、富士市、奈良市、赤磐市、宇部市、 周南市、須崎市
H30	村田町他12市町、会津坂下町、三浦市、津幡町、富士市、津市、 堺市、周南市、大分市
H31 /R1	村田町他12市町、会津坂下町、宇都宮市、小田原市、富士市、 津市、大阪狭山市、熊本市、山鹿市、大分市
R2	葉山町、津市、吹田市、新居浜市、大分市、鹿児島市
R3	秋田県、酒田市、館林市、葉山町、廿日市市、須崎市
R4	葉山町、北杜市、枚方市、大分市
R5	山形県上山市、山梨県北杜市、新潟県糸魚川市、静岡県熱海市、 静岡県焼津市、広島県三原市、広島県大竹市、愛媛県新居浜市、 熊本県宇城市
R6	福島県会津坂下町、埼玉県嵐山町、東京都立川市、福井県敦賀市、 長野県佐久市、岐阜県瑞浪市、愛知県豊川市、兵庫県養父市、 山口県下関市、熊本県宇土市 青森県平内町、神奈川県鎌倉市、静岡県吉田町、静岡県御前崎市、 大阪府富田林市、兵庫県三田市、兵庫県加古川市、 和歌山県和歌山市、長崎県長崎市、大分県津久見市

その他、モデル都市支援での具体的な検討のイメージ(実績)

民間委託業務

短期(5年以内)

(事務支援)

(会計事務)

(事務支援)

(事務支援)

事業運営支援

中長期(5年以降)

事業運営支援等



- ▶現状分析、課題· 対応時期の整理
- ▶WSによる職員間 の認識共有
- ▶事業運営支援業務(官民役割分担)の 検討

早期(1~2年)

方針決定

財政

排水設備

計画

工務

- ▶業務棚卸結果に基づく導入後の役割 分担整理
- 契約期間5年 契約期間5年 契約期間5年 契約期間5年 包括的民間委託 中間評価·事後評価 見直し・次期検討
- ▶ PPP/PFI導入済み団体での事後評価 方法の検討
- ▶事後評価と反映の仕組みづくり

💚 国土交通省

ウォーターPPPの導入検討費用に対する補助(上下水道一体効率化・基盤強化推進事業)

目的

PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)のウォーターPPP推進について、 事業規模30兆円及び事業件数10年ターゲットの達成に向けた取組を加速する。

- *R4年度-R13年度の10年間で、下水道分野では100件のウォーターPPPを具体化
- *ウォーターPPPは、コンセッション方式と、管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の総称

概要

ウォーターPPPを導入しようとする地方公共団体に対し、導入可能性調査(FS)、 資産評価、実施方針・公募資料作成、事業者選定等を国費により定額支援する。

		レベル3.5			
	コンセッション 方式	他分野連携 + 他地方公共 団体連携	他分野連携 (特に上下水道 一体)	他地方 公共団体連携 (広域・共同)	下水道もしくは 水道分野のみ
	上限 5千万円		上限 4千万円		上限 2千万円
導入可能性調査 (FS)	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ
資産評価 (デューデリジェンス、DD)	\circ	\circ	\bigcirc	\circ	\circ
実施方針・ 公 募資 料作成	\circ	\bigcirc	\circ	\bigcirc	×
事業者選定	\circ	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	×

参考資料

【参考】PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版) 国土交流

PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)について

内閣府ホームページ

- ▶ PPP/PFIは、公共の施設とサービスに民間の知恵と資金を活用する手法であり、新しい資本主義の中核となる新たな官民連携の柱となるものです。
- ▶ このたび、第20回民間資金等活用事業推進会議(令和6年6月3日)において、令和13年度までの事業規模目標及び事業件数10年ターゲットの達成に向け、「PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)」が決定されました。
- そのポイントは以下のとおりです。
 - 1. <u>分野横断型・広域型PPP/PFIの形成促進</u>
 - 類似施設・共通業務の統合による効率化を図る分野横断型PPP/PFIの形成促進
 - ・ 自治体間の連携による業務の効率化・補完にも資する広域型PPP/PFIの形成促進
 - 2. 民間事業者の努力や創意工夫により適正な利益を得られる環境の構築の推進
 - ・適正な価格の算出の推進 (物価変動への対応、適正な予定価格の算出、国有財産の貸付料・使用料算定方法のイコールフッティングの明確化・周知)
 - 費用減少以外のメリットの適切な評価
 - 性能発注等民間事業者の利益の創出に寄与する取組の推進
 - BOT税制の延長等
 - 3. 事業件数10年ターゲットの上方修正及びPPP/PFIの活用領域の拡大
 - 事業件数10年ターゲットの上方修正
 - PPP/PFI活用領域の拡大(自衛隊施設の重点分野への追加等)
 - 4. PPP/PFIによる地方創生の推進
 - 空き家等の有効活用により地域課題を解決するスモールコンセッション等のローカルPFIの形成促進
 - 具体的な案件形成に資するPPP/PFI地域プラットフォームの効果的な運営
 - PPP/PFI事業の具体化に資するPFI推進機構の継続的な支援

総理の一日(民間資金等活用事業推進会議)

首相官邸ホームページ

- ▶ 「本日、PPP/PFIについて新たなアクションプランを決定いたしました。・・このようにインフラの維持整備、住民サービスの向上と地域の社会課題を官民連携で解決するとともに、民間事業者の利益創出機会の拡大を図っていく観点からPPP/PFIが極めて有効です。このため、次の4点に重点をおいて、目標件数を引き上げて取組を強力に推進してください。
- ▶ 第1に上下水道、集落排水など分野横断型、広域型のPPP/PFIの形成促進を図り、類似施設共通業務の統合、自治体間の連携による業務の効率化等を進めてください。
- ▶ 第2に<u>物価変動対策や民間事業者の創意工夫をいかす取組の推進により、民間事業者が適正な利益を得られる環境の構築を進めてください</u>。
- ▶ 第3に・・。第4に・・。自見大臣においては関係大臣と連携し、本日取りまとめたアクションプランに基づき、持続的かつ強力に諸施策を推進する。 とともに、しっかりと進捗管理を行ってください。」

35

【参考】PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版) 国土交通省

2.PPP/PFIの推進施策(1)多様なPPP/PFIの展開【具体的取組】 i)ウォーターPPPの推進

6頁

- ① 人口減少、水道・下水道・工業用水道の膨大な施設の老朽化、職員の不足等、現下の社会課題の解決に向け、公共施設等運営事業及び同方式に 準ずる効果が期待できる官民連携方式※7(両者を総称して「ウォーターPPP※8」という。)の推進により官民一体でサービス維持・向上する必 要がある。(令和5年度開始、令和6年度強化※9)<農林水産省、経済産業省、国土交通省、内閣府>
- ② ウォーターPPPを推進するために、首長へのトップセールス等の地方公共団体への働きかけ、国と地方公共団体の連携、各分野における支援施策の強化等を推進する。(平成29年度開始、令和6年度強化)<農林水産省、経済産業省、国土交通省、内閣府>
- ③ 水分野の公共サービスの効率的・持続的提供のため、水道・下水道・工業用水道に加え、集落排水も含めた分野横断型・広域型のウォーターPPPの形成に取り組む地方公共団体を積極的に支援する。(令和6年度開始)<農林水産省、経済産業省、国土交通省、内閣府>
 - ※7 水道、下水道、工業用水道分野において、公共施設等運営事業に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式。
 - ※8 国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。地方公共団体のニーズに応じて、水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能である。なお、農 業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である。
 - ※9「令和〇年度開始」は当該施策がアクションプランに記載された年度を示す。「令和〇年度強化」は当該施策が実質的に拡充・強化された年度を示す。以下同じ。

vi)広域化・集約化等に向けた支援等

11頁

②上下水道においては、令和6年度予算で創設した「上下水道一体効率化・基盤強化のための補助制度」を活用しつつ、上下水道一体でのPPP/PFIを推進する。集落排水については、令和6年4月に策定した「広域化・共同化計画実施マニュアル」等に基づき、下水道等との広域化・共同化によるスケールメリットの確保を図りつつ、ウォーターPPPの導入を促進する。(令和6年度開始)<国土交通省、農林水産省>

3.PPP/PFIアクションプラン推進の目標(2)重点分野と目標 ii)各重点分野における取組②水道 26頁

- ▶ 令和4年度から開始した水道分野初の公共施設等運営事業である宮城県の取組は他地域における公共施設等運営事業の活用の有力な先例となることから、関係省庁が一丸となって着実な事業実施を支援する。
- ▶ 令和8年度までに5件の具体化(取組の結果、公共施設等運営事業以外の手法となった場合も含む)を目標とする。さらに、ウォーターPPPの活用を目指し、令和13年度までに100件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。<国土交通省>
- ・ 水道施設や事業経営に係るデータを整理・調査し、水道事業の持続性・脆弱性に関する実態を把握し課題を整理し、地方公共団体へ働きかけを実施する。(令和4年度開始)<国土交通省>
- 作成・公表した宮城県の事例を参考にした公共施設等運営事業の契約書及び要求水準書のひな形を周知する。(令和4年度開始)<国土交通省>
- 令和5年度から拡充された官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画作成等に関する支援事業(官民連携等基盤強化推進事業)を周知し、活 用を促進する。(令和4年度開始、令和5年度強化)<国土交通省>
- ・水道の整備等に係る国費支援に関して、PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め適切な提案を採択することを要件化することについて、令和 4年度の検討結果に基づき、令和5年度より運用を開始する。(令和4年度開始、令和5年度強化)<国土交通省>
- ウォーターPPPの検討に対する国費支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定することについて、令和5年度中の検討結果に基づき、令和6年度より周知する。(令和5年度開始、令和6年度強化)<国土交通省> 【次頁へ続く】 36

【参考】PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版) 国土交通省

【前頁の続き】

- ウォーターPPPの導入検討費用に関して、下水道等の他分野、他地方公共団体との連携等を前提とした導入検討については、引き続き、上限額 を引き上げた国費による定額支援を行う。(令和5年度開始、令和6年度強化)<国土交通省>
- ト下水道一体でのウォーターPPP内の更新等整備費用に対し、令和6年度より国費支援の重点配分を行う。(令和6年度開始)<国土交通省>
- 水道事業に公共施設等運営事業を活用することにより民間経営ノウハウを導入することが、広域化と併せ水道事業の長期的な健全性の確保に とって有効な方策であることについて、広域化を契機としてPPP/PFIを活用している事例を含め、国が率先して示すことにより、地方公共団体 による公共施設等運営事業等の民間活用を強力に後押しする。(平成30年度開始)<国土交通省>
- 水道分野における公共施設等運営事業を含むウォーターPPP等の検討促進や住民不安の解消を目的とし、全国各地で水道分野における官民連 携推進協議会等を活用した啓発活動を実施する。(平成29年度開始、令和5年度強化)<国土交通省>
- 水道事業における公共施設等運営制度の運用について、水道施設運営権の設定に係る国土交通大臣の許可に関する審査についての基本的な 考え方を定めた「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」等の周知を促進する。(平成30年度開始、令和4年度強化)<国土交 通省>
- 水道分野において先導的に取り組む地方公共団体に対しては、案件形成に向けて他分野を含めた先進的な取組事例に関する情報提供や助言等 により継続的な支援を行う。(平成29年度開始)<国土交通省>

③下水道

27頁

- ▶ 下水道分野では、下水道処理施設の9割以上で民間委託、3割程度でPPP/PFIが導入されるなど、官民連携が進んでいるところであるが、より 一層民間事業者の経営ノウハウの導入による持続可能性の確保等を図る観点から、公共施設等運営事業の活用を目指し、令和8年度までに6件 の具体化を目標とする。さらに、ウォーターPPPについて、令和13年度までに100件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等 に取り組む。<国土交诵省>
- 下水道の整備等に係る国費支援に関して、PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め適切な提案を採用することを要件化することについて、令 和4年度の検討結果に基づき、令和5年度から運用開始する。(令和4年度開始、令和5年度強化)<国土交通省>
- 汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みである ことを令和9年度以降に要件化する。このことについて、地方公共団体に周知し、ウォーターPPPの導入検討の促進を図る。(令和4年度開始、令 和5年度強化) < 国十交诵省 >
- ・ 公共施設等運営事業内での改築等整備費用に対し、令和5年度より国費支援の重点配分を行う。(令和4年度開始、令和5年度強化)<国土交通 省>
- ウォーターPPPの導入検討費用に関して、水道等の他分野、他地方公共団体との連携等を前提とした導入検討については、引き続き、上限額を 引き上げた国費による定額支援を行う。(令和5年度開始、令和6年度強化)<国土交通省>
- 上下水道一体でのウォーターPPPの改築等整備費用に対し、令和6年度より国費支援の重点配分を行う。(令和6年度開始)<国土交通省>

【参考】PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)

【前頁の続き】

- ウォーターPPPの具体的な案件形成に向けて、地方公共団体に対し、官民連携手法ごとの特徴や効果等を整理したガイドライン及び公共施設等 運営事業の実施契約書・要求水準書のひな形(両者とも令和4年度策定)等を活用しつつ、技術的な助言を行うとともに、モデル都市における課 顕整理、スキーム検討、効果分析などの支援を拡充し、成果の全国発信・横展開を図る。(平成28年度開始、令和5年度強化)<国土交通省>
- 「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」をオンラインで開催するなど、地方公共団体が参加しやすい形で情報共有や意見 交換を図る。また、「ウォーターPPP分科会」を設置し、地方公共団体間の意見交換、有識者による助言等を通じ、ウォーターPPPの導入を支援 する。さらに、「民間セクター分科会」を通じ、民間事業者の視点からも、PPP/PFIの先進事例の効果・メリットを積極的に発信するとともに、両 分科会の連携により、官民の相互理解を深める。(平成29年度開始、令和5年度強化)<国土交通省>
- 先行的に公共施設等運営事業を開始した浜松市、須崎市、宮城県及び三浦市の着実な事業実施を支援する。(平成28年度開始、令和5年度強 化) < 国土交通省 >
- PPP/PFIの導入を推進する観点から、財務や経営の「見える化」を推進するため、経営に関する指標について地方公共団体間で比較できる情 報を提供する。(平成29年度開始) < 国土交诵省>

③工業用水道

33頁

【割愛】

PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)の概要【抜粋】

内閣府ホームページ

3. (1)PPP/PFIの活用領域の拡大

○公共サービスの効率的・持続的な提供やカーボンニュートラル実現等の社会課題への対応に、民間の資金、人材、ノウハウ、 経営能力等を有効活用していくため、PPP/PFIの活用領域の拡大を図る。

自衛隊施設

重点分野に追加

自衛隊施設の強靭化のための施設の再配置・集約化等の整備に当たり、 PFIやECI*等と包括的民間委託を組み合わせた最適な民間活用手法を 適用する「防衛省版PPP |を推進。







整備後の自衛隊施設のイメージ 流域総合水管理の推進

これまで進めてきた「流域治水」に加え、流域単位での水力発電の増強 や上下水道施設の再編等による省エネ化を推進し、流域で治水 のみならず、カーボンニュートラルの推進等にも官民連携で取り組む。



出典:矢作川・豊川CNプロジェクト・ボータルサイト(愛知県HP)



出典:守谷市上下水道事務所資料

分野横断型・広域型ウォーターPPP

水分野の公共サービスの効率的・持続的提供のため、水道・下水道・

工業用水道に加え、集落排水も含めた分野横断型・広域型の

多死社会の到来を見据え、火葬需要が増加する一方で施設が老朽化

する火葬場の整備・運営について、PPP/PFIの活用に取り組む自治体を

ウォーターPPPの形成に取り組む自治体を積極的に支援。

出典:きみさらず聖苑(木更津市火葬場)HP

ウォーターPPPの推進

今年度の取組

- ○水道行政が厚生労働省から国土交通省に移管され、上下水道一体となった行政が実現。
- ○今般の能登半島地震や気候変動の影響の顕在化等を踏まえ、水分野に対して、国民の関心も上昇。
- ○これら情勢の変化を踏まえつつ、人口減少やインフラの老朽化が進む中で、「水インフラ」の持続性を向上させるため、 ウオーターPPPを積極的に推進し、より一層の効果・メリット等を期待しうる分野横断型・広域型等も促進。

事業件数10年ターゲットの進捗						
分野名	事業件数 10年ターゲット ※1	R5年度 具体化件数	R6年度具体化 件数(累積) ※2	早期に具体化が見込 まれる件数 (累積) ※2		
水道	100件	5件	6件	約25件		
下水道	100件	3件	10件	約40件		
丁業田水道。2	25件	3/生	84	約10件		

分野名	事業件数 10年9-ゲット ※1	R5年度 具体化件数	R6年度具体化 件数(累積) ※2	早期に具体化が見込 まれる件数 (累積) ※2
水道	100件	5件	6件	約25件
下水道	100件	3件	10件	約40件
工業用水道::3	25件	3件	8件	約10件

- ▶ ウォーターPPPの導入検討について、令和5年度補正予算で17自治体 (水道・下水道)が具体化に向けて調査等を実施。
- ➤ 地方公共団体におけるウォーターPPPの理解醸成・導入検討の円滑化の ため、水道・下水道・工業用水道において**ガイドラインを策定・改定**
- ➤ 工業用水道事業費補助金について、ウォーターPPPの要件化を決定済み (令和5年度)。令和10年度運用開始予定。

ウォーターPPPに対する機運醸成

※3 工業用水道については、ウォーターPPPをはじめとする多様なPPP/PFIに関する件表

都道府県トップにウォーターPPPの重要性を認識していただくためのトップセールスを展開

ウォーターPPP推進のための支援

※2 件数は、今後の状況に応じて変更がありうる

- 令和6年度予算で創設した「上下水道一体効率化・基盤強化のための補助制度」を活用し具体化 に向けた検討を進める82自治体(水道・下水道)を決定。令和7年度以降も引き続きフォローを行い、
- 事業化につなげる。
- ・ 上下水道一体のウォーターPPP内の改築・更新等整備費用に対し、令和6年度より国費支援の重点配分を実施。

集落排水も含めた分野横断型・広域型のウォーターPPPの形成

- 令和6年4月策定の「広域化・共同化計画実施マニュアル」等に基づき、集落排水も含めた分野横断型・広域型のウォーターPPPの
- 下水道と集落排水施設の分野横断型ウォーターPPPの導入検討について、令和5年補正予算で8自治体、令和6年当初予算で 10自治体が具体化に向けて調査等を実施。

下水道分野における ウォーターPPPガイドライン 第1.1版

本資料は、現時点で入手可能な情報に基づき、国土交通省が作成したものであり、今後、地方公共団体、民間事業者、有識者等との意見交換や、実際の事例を踏まえ、さらなる検討の上、改訂していく予定です。そのため、現在の記載内容が変更となる可能性もありますので、ご承知おきください。

レベル3.5の考え方

初版 第33回PPP/PFI検討会資料(R5.6.29)

第2版 第1回ウォーターPPP分科会資料 (R5.10.5)

第2.5版 第34回PPP/PFI検討会資料(R5.11.15)

ウォーターPPPガイドライン

第1.0版 第35回PPP/PFI検討会等資料(R6.3.12)

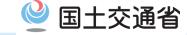
第1.1版 第36回PPP/PFI検討会等資料(R6.6.28)



ウォーターPPPとは?

ウォーターPPPとは?	1頁
ウォーターPPPとは?(1/2) ウォーターPPPとは?(2/2) 管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)とは? 導入検討を進める際に参照する主要な資料	2頁 3頁 4頁 5頁
レベル3.5の4要件	6頁
交付金要件化	26頁
導入検討の進め方	34頁
参考資料	67頁

ウォーターPPPとは?(1/2)



PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)

民間資金等活用事業推進会議(PFI推進会議)決定(R5.6.2)

- 公共施設等運営事業及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式 ※両者を総称して「ウォーターPPP」
- 令和13年度までに100件の具体化を狙う
- 汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、 ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化
 - ※ 同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式とは?
 水道、下水道、工業用水道分野において、公共施設等運営事業に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式
 - ※ 国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する

ウォーターPPPの概要

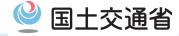
内閣府ホームページ

- 水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間(R4-R13)において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図る
 - ※ 公共施設等運営事業(コンセッション)[レベル4]、管理・更新一体マネジメント方式[レベル3.5]
 - ※ 管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設等運営事業に移行することとする

概要とポイント・留意点

- ウォーターPPPは、コンセッション方式(レベル4)と、管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の総称
- ○「ウォーターPPPの概要」(内閣府資料)の「レベル3.5(原則10年)の後、コンセッション方式に移行」は、「<u>レベル3.5の後継としてコンセッション方式(レベル4)を選択肢として検討</u>いただきたい」との趣旨

ウォーターPPPとは?(2/2)



概要とポイント・留意点

他分野等との連携可能性

- 水道、工業用水道、下水道分野のそれぞれで導入することも、連携して導入することも可能
- 農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることや、他地方公共団体との連携も可能
 - ※ R5補正で導入検討費用の定額支援を創設し、水道等他分野、他地方公共団体連携等に上限額等のインセンティブ(R6当初案も同様)
 - ※ 上下水道一体のウォーターPPP内の改築等整備費用に対し、令和6年度より国費支援の重点配分

レベル3.5導入検討の考え方

- 対象施設・業務範囲の設定について、まずは<u>少なくとも一つの処理区を選択し、このすべての施設・業務</u> <u>を念頭</u>に置いて、導入の検討を開始 ※処理区の選択は管理者の任意
 - ※「導入を決定済み」となる入札・公募開始(募集要項等公表)時点で、これと異なる対象施設・業務範囲の設定になる場合、管理者は客 観的な情報に基づいて説明できる必要
 - ※ 客観的な情報として、例えば、導入可能性調査(FS)やマーケットサウンディング(MS)の選択肢に挙げて比較した結果や経過等
- 維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から、<u>同一の対象施設について、維持管理と、事業</u> 期間中の維持管理をふまえた更新(改築)に関係する業務範囲が設定される必要
- 事業期間=原則10年

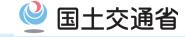
(参考)「レベル」について

- ○「ウォーターPPPの概要」(内閣府資料)では、コンセッション方式がレベル4
- 管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)は、更新(改築)に関係する業務範囲が設定され、資本的支出を含むため、レベル3よりレベルが上、一方、コンセッション方式(レベル4)に準ずる効果が期待できる点等から、レベル4よりレベルが下、よって、レベル3.5と位置づけられたものと考えられる

■ 包括的民間委託レベル (性能発注)

項目	業務範囲
レベル1	水質管理、施設の運転操作及び保守点検 の性能発注
レベル2	レベル1に加え、ユーティリティの調達及び 管理を含めた性能発注
レベル2.5	レベル2に加え、一件当たりの金額が一定 額以下の修繕等を含めた性能発注
レベル3	レベル2に加え、資本的支出に該当しない 下水道施設の修繕計画の策定・実施まで を含めた性能発注

管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)とは?



ウォーターPPPの概要 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]

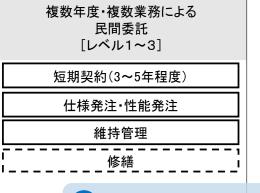
内閣府ホームページ

①長期契約(原則10年) ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア

概要とポイント・留意点

- レベル3.5の実務上の定義は、上記の要件①から要件④までをすべて充足する民間委託
- レベル4と 3.5の比較
- 長期契約、性能発注、維持管理と更新の一体マネジメントが重視される点は共通・類似
- 公共施設等運営権設定と利用料金直接収受の有無が異なり、また、事業期間の自由度はレベル4の方が高い

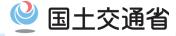
ウォーターPPP 公共施設等運営事業(コンセッション) 管理・更新一体マネジメント方式 新設 [レベル4] 「レベル3.51 長期契約(10~20年) 長期契約(原則10年)*1 性能発注 性能発注*2 維持管理 維持管理 Π 修繕 【更新実施型の場合】 更新工事 更新工事 【更新支援型の場合】 更新計画案やコンストラクションマネジメント(CM) *1管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設 運営権(抵当権設定) 等運営事業に移行することとする。 利用料金直接収受 *2民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら 決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発 注」を徹底。 上・エ・下一体:1件(宮城県R4) 管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、 下水道:3件 詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注 (浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5) に移行していくことも可能。 工業用水道: 2件(熊本県R3、大阪市R4)



- レベル3.5と1-3の比較
 - 事業期間の長短、性能発注の程度が異なる
- また、修繕や更新(改築)に関係する業務範囲が 設定されるか否かの点で大きく異なる

水道:1,400施設 下水道:552施設 工業用水道:19件

導入検討を進める際に参照する主要な資料



資料3-2

概要とポイント・留意点

本資料の対象範囲

- 本資料は、レベル3.5の4要件、交付金要件化、導入検討の進め方を取り扱う
- コンセッション方式の詳細は、「コンセッション方式GL(R4.3)」を参照

レベル3.5

- 下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.1版 https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001753290.pdf
- 下水道分野におけるウォーターPPP(主に管理・更新一体マネジメント方式)に関 するQ&A

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001739997.pdf ※URLが古くなってリンクが切れた場合は、

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo sewerage tk 000585.html

下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン策定検討委員会 https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo sewerage tk 000895.html

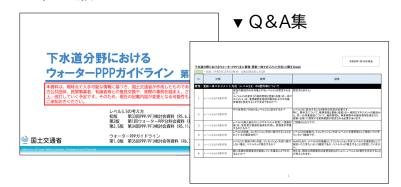
コンセッション方式

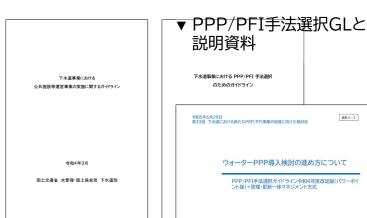
下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン(R4.3) https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001488219.pdf

共通

下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン(PPP/PFI手法選択GL、R5.3) https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001599296.pdf ※説明資料にウォーターPPPの要素を追加(R5.6) https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001617902.pdf

▼ 下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン 第1.1版





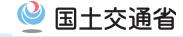
🎱 国土交通省

▲ コンセッション方式GL

レベル3.5の4要件

ウォーターPPPとは?	1頁
レベル3.5の4要件	6頁
レベル3.5の要件①長期契約(原則10年) レベル3.5の要件②性能発注 レベル3.5の要件③維持管理と更新の一体マネジメント レベル3.5の要件④プロフィットシェア	7頁 10頁 16頁 21頁
<u>交付金要件化</u>	26頁
導入検討の進め方	34頁
参考資料	67頁

レベル3.5の要件①長期契約(原則10年)



管理・更新一体マネジメント方式の要件 ①長期契約

内閣府ホームページ

46

○ 契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則10年とする。

概要とポイント・留意点

原則

- これまでの包括的民間委託(レベル1-3)で一般的な3-5年間よりも長い10年間が原則
 - ※ コンセッション方式(レベル4)に「準ずる」効果が期待できる官民連携方式との位置づけ
 - ※ 特に、更新(改築)投資による維持管理上の効果が発現する必要最小限の事業期間が設定されたもの
- 一方、10年以上ではなく、10年間が原則

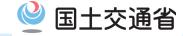
例外の考え方

○ 管理者が客観的な情報に基づいて説明できる必要

現時点で想定されうる例外

- 施設等の改築等のタイミングを考慮することによる事業期間の微調整
 - ※ 例えば、改築等需要増大期間の切れ目までを対象範囲に含む場合
- コンセッション方式に移行したい等の特段の意向が管理者にある場合に、客観的な情報に基づいて説明 できる準備をした上で、事業期間を短く/長く設定
- 5年間程度の更新支援型と、10年間程度の更新実施型を組み合わせた、合計15年間程度のレベル3.5 更新実施型

レベル3.5の要件①長期契約(原則10年)



概要とポイント・留意点

PPP/PFI手法選択GL(R5.3)

事業期間が5年を超える包括的民間委託での債務負担行為を設定する上での工夫

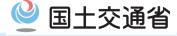
- 包括的民間委託の事業期間は、一般的に3-5年が多いが、必ずしも5年に限られない。
- 債務負担行為の設定は、地方自治法で事項、期間、限度額を表示することとされているが、期間の限度 は定められていないため、長期の設定が可能。
- 限度額は、各年度の額を記載するが、<u>債務の性格上これができないものは、総額の記載、文言での表示</u>が可能。
 - ※ 地方自治法施行規則予算の調製の様式(第14条関係)、地方公営企業法施行規則別記第一号(第45条関係)参照

(参考)新潟県妙高市の包括的民間委託

- 長期の包括的民間委託の先行事例として、新 潟県妙高市では、ガス事業譲渡+上下水道事 業について10年間の包括的民間委託が実施 されている。
 - ※令和4年4月から事業開始
- これは、新潟県妙高市の指定管理者制度運用 指針で定める最長10年間の指定期間を準用 したもの。
- 限度額は、「本委託に係る契約額85億8,880 万円のうち公共下水道事業会計が負担する 額」とされている。

項目	ガス事業	水道事業	下水道事業
委託期間	譲渡(無期) 10年間の包括委託 水道法上の第三者委託		10年間の包括委託
業務範囲	事業のすべて	・運転管理・保守点検・設備修繕・薬品・電力等調達・料金徴収・漏水修繕対応(漏水工事は市が発注)	・運転管理・保守点検・設備修繕・薬品・電力等調達・使用料徴収・管渠管理
資産	全て民間に譲渡	市が保有 更新工事も当面は市が実施	同左
料金改定	民間の裁量 ただし3年間は値 上げしない条件	市が決定	同左 4'

レベル3.5の要件①長期契約(原則10年)



概要とポイント・留意点

(参考)事業期間が10年以上となる包括的民間委託

事例	福岡県大牟田市	大阪府大阪市	茨城県守谷市	新潟県妙高市
事業名	大牟田市下水処理場 等の包括的維持管理 業務委託	大阪市下水道施設包 括的管理業務委託	守谷市上下水道施設 管理等包括業務委託	妙高市ガス事業譲渡及 び上下水道事業包括 的民間委託
事業期間	10年間 (R5.4~R15.3)	20年間 (R4.4~R24.3)	10年間 (R5.4~R15.3)	10年間 (R4.4~R14.3)
事業費	約70億円 ^{※1} (税抜)	約3,853億円 ^{※2} (税込)	約73億円 ^{※2} (税込)	約78億円 ^{※3} (税抜)
対象施設	• 処理場等	処理場等管路施設	処理場等※別途、上水道施設も 含む	処理場等管路施設※別途、上水道施設も含む
対象業務	維持管理修繕	維持管理修繕	維持管理修繕計画策定実施設計施工監理	維持管理修繕計画策定料金徴収窓口対応

^{※1} 提案上限額を示す。

^{※2} 契約金額を示す。

^{※3} ガス事業譲渡を除く委託料を示す。7.8億円/年度の提案額を10年分乗じて算定した。



管理・更新一体マネジメント方式の要件 ②性能発注

内閣府ホームページ

- 性能発注を原則とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更 新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。
 - ※ 性能規定の例 処理施設:処理後の水質が管理基準を満たしていること
 - ※ 性能規定の例 管路施設:適切に保守点検を実施すること(人員、時期、機器、方法等は民間事業者に委ねる。)

概要とポイント・留意点

性能発注の考え方(総論)

- 十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しによる契約・要求水準等への適切な規定と、これらに基づ くモニタリングの実施が必要であり、また、明確なリスク分担(役割・責任・費用・損害分担等)が重要
 - ※ 性能規定の記載ぶりと、リスク分担の具体的な調整や実現方法等が論点

【処理場】の性能規定の一例

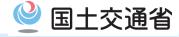
○ 放流水質基準(案)

受託者は、標準活性汚泥法の施設である本施設を活用し、浄化センターの放流水質について、表に示す 要求水準を満たす施設性能を維持すること。なお、全窒素、全リンの除去については、標準活性汚泥法 による処理だけでは困難が予想されるので、受託者自らが考え処理の工夫を図ること。

(参考)性能発注/仕様発注とは?

内閣府ホームページ

- 性能発注(方式)は、発注者が求めるサービス水準を明らかにし、事業者が満たすべき水準の詳細を規定した発注のこと。PFI事業につい ては、仕様発注方式よりも性能発注方式の方がPFI法の主旨である「民間の創意工夫の発揮」が実現しやすくなる。
- 仕様発注(方式)は、発注者が施設の構造、資材、施工方法等について、詳細な仕様を決め、設計書等によって民間事業者に発注する方式。 49



概要とポイント・留意点

【ポンプ場】の性能規定の一例

浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区) 運営事業 要求水準書(H29.10 浜松市)

(ウ)運転操作方法

水質管理目標を達成するため、各施設の運転操作と水質試験項目の相互関係を把握し、適切な運転監視頻度を設定すること。水処理及び汚泥処理方式の特性を踏まえ、<u>処理工程に組み込まれた各施設・設備の運転指標と運転条件、操作指標と操作量及び監視頻度を設定すること。</u>

各施設について次のa、bを考慮した運転操作方法を設定すること。各施設の改築や修繕、点検の予定がある場合は、これを考慮した運転方法とすること。

a 中継ポンプ場

<u>処理場への流入下水の水量の均一化を図るため、運転間隔に注意し、揚水量を調整する等、送水先である処理場への影響を考慮した運転操作方法を設定すること。</u>

合流式下水道におけるポンプ設備等の要求水準例

宇部市公共下水道玉川ポンプ場事業 要求水準書(H29.5 宇部市)

(1) 水量の把握

流入水量に応じたポンプ設備等の運転操作を行い、計画流入水量相当時において要求水準を満足するよう、送水量を把握すること。降雨時の運転操作には、特に注意すること。なお、計画流入水量を超える流入となる場合は、異常増水の状況と考える。 運営期間を通じて、送水すべき下水量の水準は表 4.10.1 が適用される。

表 4 10 1	送水すべき下水量の水準
1X T. I U. I	- M/N 9 / N に 1 /N 里 U // N

1	運営期間中における時間最大流入量(総水量)	22,245㎡/秒	80,082m³/hr
2	運営期間中における浄化センター送水量(晴天時)	0.109㎡/秒	392.40m³/hr
3	運営期間中における浄化センター送水量(雨天時)	0.313㎡/秒	1,126.8m³/hr
4	運営期間中における放流量(玉川ポンプ場)	21.933㎡/秒	78,959㎡/hr
5	運営期間中における放流量(吐口)	33.762㎡/秒	121,544m³/hr



概要とポイント・留意点

性能発注の考え方(管路)

- 管路の段階的な性能発注への移行については、事業期間(原則10年)中の移行を想定
- 管路施設の性能規定の考え方について、例えば、人員、時期、機器、方法等は受託者に委ねた上で適切 に法定の保守点検(下水道法施行令第5条の12)を実施すること、も考えられる

【管路】の性能規定の一例

○ 管路施設の性能(案)

受託者は、<u>管路施設における適切な流下能力の確保を目的として、道路陥没や管路閉塞等による溢水の発生等、直接的に住民生活に影響を与える事象が発生しない状態を保つよう努める</u>こと。また、受託者は、管路施設の性能を確保するに当たり、点検・調査の頻度等について適宜見直しを行い効率的な維持管理及び改築の実施に努めること。

(参考)指標の活用 ※次頁、次々頁も参照

管路包括GL(R2.3)

○ 性能規定を明確に定めなくとも、業務による効果を示す指標を定め、受託者の努力目標として活用する ことで下水道サービスの水準を向上させることができると考えられる

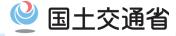
リスク分担 易

▶難

管路 性能規定 イメージ 人員、時期、機器、方法等は受託者 に委ねた上で<u>適切に法定の保守点検 (下水道法施行令第5条の12)を実施</u> すること

業務による効果を示す指標を定め、 受託者の努力<u>目標として活用</u>することで下水道サービスの水準を向上させること

管路の適切な流下能力を確保(陥没・ 閉塞等による溢水発生等、直接的に住 民生活に影響を与える事象が発生しな い状態を保つよう努めること)



概要とポイント・留意点

コンセッション方式GL改正検討会資料(R3年度)

(参考)【管路】の要求水準の考え方 ※例えば、指標を設定する方法

検討の手順

管路管理の現状把握

- 管路情報の整理 (布設年度、改築・修繕情報等)
- 維持管理情報の整理 (陥没箇所・件数、清掃頻度等)

仕様規定(管路包括)

- · 定期点検数量 (箇所数、回/年)
- · 定期清掃数量(km/年)
- SM計画に基づく計画的な点検・ 調査、改築・修繕の数量 (箇所/年、km/年)
- ※管路包括から段階的に移行する場合

要求水準(例示)

- 道路陥没箇所数(箇所/km/年)
- 管路詰まり事故発生件数(件/km/年)
- 応急措置実施数(件/年)
- 苦情受付から現場までの到着時間 (●時間以内)
- 想定数量に基づく点検調査、 事業費予測金額内での改築計画の 見直しと改築工事の実施
- ※対象となる事象の定義に留意が必要

留意点

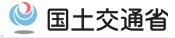
運営権対象となる施設と業務内容を整理し、それらに連動した業務指標とすることが望ましい。

例)①施設:本管 ②業務:点検・調査~改築までの一体スキーム ③指標:道路陥没個所数 ⇒発注者が本管の点検を行い、必要に応じて改築することにより、陥没を未然に防ぐことができる。

考え方

- 管路施設の要求水準としては、道路陥没個所数や苦情受付から現場までの到着時間等が考えらえれる。また、運営権対象となる施設及び業務内容に連動する指標が望ましい。
- 指標を設けず、調査等の想定数量提示したうえで、発注者による事業費予測金額内での改築計画見直しを可能とする手 法も考えられる。
- 要求水準を設定する上では、直営時代の管路管理状況を十分に把握し、発注者が事業を承継した後も同程度の水準を維持することが最低限の義務として求められる。
- 発注者の責によらない外的要因(交通荷重等)により、対象施設が損傷する可能性を考慮した指標の設定や一定率の費用を発注者の負担とすることも、今後は考えられる。

52

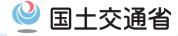


概要とポイント・留意点

(参考)【管路】の指標の具体的なイメージ

- 管理者の課題解決、管理者が期待する効果・メリットを踏まえ、指標設定する
- 住民生活への影響が大きい指標ほど、リスクのコントロールは難しくなると考えられる
- 情報開示・官民対話によるリスク分担(契約・要求水準等への適切な規定)とモニタリングが必要・重要となる

住民生活 への影響	リスクの コントロール	項目(一例)	指標設定の考え方	指標の概要	先行事例
大	難	道路陥没箇所数、 つまり箇所数 (^{箇所/年)}	発生箇所数の 過去実績を参考	住民の安全・安心に 資する指標	千葉県柏市 大阪府河内長野市 ^等
4		住民対応・ 緊急対応時間 (h、min)	通報→対応時間の 過去実績を参考	住民サービスに 資する指標	大阪府大阪市
中		状態把握率 (%)	緊急度・健全度を 把握した割合	適正な管路管理に 資する指標	- (確認中)
1]/	易	台帳情報補正率	台帳情報を 補正・更新した割合	基礎情報の整備に 資する指標	- (確認中) 5.3



概要とポイント・留意点

(参考)管路の包括的民間委託の事例

三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業 要求水準書(R4.12三浦市)

3 管路施設に関する要求

運営権者は、管路施設における適切な流下能力の確保を目的として、<u>道路陥没や管路閉塞等による溢水の発生等、直接的に市民生活に影響を与える事象が発生しない状態を保つよう努めること</u>。また、運営権者は、管路施設の性能を確保するに当たり、点検・調査の頻度等について適宜見直しを行い効率的な維持管理及び改築の実施に努めること。

表 3-2 実施箇所及び実施数量

					W.E.	
種別	工種例	全体実施数量 (20 年間)		k	備考	
EHA (171)	人孔蓋点検	約	380	基		
点検 (人孔)	人孔目視点検工	約	4700	基		
点検 (塩ビ管)	管口カメラ	約	1500	基		
スクリーニング調	簡易カメラ	約	27	km	φ 450 mm以下	
査 (幹線管きょ、腐食	簡易カメラ	約	9	km	φ 500 mm~ φ 700 mm	
環境下、老朽化進行	然日カラニ	約	7	km	ф800 mm以上	
のヒューム管ブロ ック)	管口目視	約	60	基	φ800 mm以上	
取付管調査	取付管カメラ調査	約	4,000	基		

※改築に必要となる設計、維持管理業務については、別途、表 5-2及び表 7-1に記載があるので、個々の業務上の位置づけに留意のうえ、実施すること。

※点検の頻度は以下のとおりとする。

・腐食環境下においては、5年に1回点検を行う。

表 5-2 調査対象(想定)

衣 5-2 調宜对象(忠定)						
種別	工種例	全体実施数量 (20 年間)	備考			
詳細調査 (人孔)	人孔内目視調査	約 160 基	表 7-1 に基づく			
and have also	広角カメラ	約 3 km	予測			
詳細調査	圧送管調査	_	調査対象外			

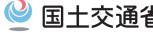
※点検調査、維持管理については、別途、表 3-2及び表 7-1に記載があるので、 個々の業務上の位置づけに留意のうえ、実施すること。

表 7-1 実施箇所及び実施数量

種別	工種例	実施数量	備考
巡視	_	約 300 km	
伏越し清掃	_	2 箇所	5年に1回を想定
マンホールポンプ 巡視点検	I	14 箇所	各箇所毎月点検を想定
マンホールポンプ 機器点検	_	14 箇所	各箇所年2回点検を想定

※点検調査、改築に必要となる設計については、別途、表 3-2及び表 5-2に記載があるので、個々の業務上の位置づけに留意のうえ、実施すること。

レベル3.5の要件3維持管理と更新の一体マネジメント 🔮 国土交通省



管理・更新一体マネジメント方式の要件 ③維持管理と更新の一体マネジメント

内閣府ホームページ

- 維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実 施型」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援 する「更新支援型」を基本とする。 ※「更新支援型」で選択肢となりうるのはピュア型CM方式
 - ※ 更新実施型:更新工事を含めて一括で民間に委ねることができ、地方公共団体の体制補完の効果が大きい。
 - ※ 更新支援型:発注に関係する技術力を地方公共団体に残す、また、実際に維持管理を実施する民間企業等の観点から、より効果的な 更新計画案の作成を期待できる。

概要とポイント・留意点

要件充足の考え方 ※具体的には、募集要項等の対象施設・業務範囲をどう設定するか(58頁も参照)

- ○「更新実施型」か「更新支援型」のいずれかを管理者が任意に選択すれば要件③は充足
 - ※ 一つのレベル3.5の中で対象施設ごとに異なる業務範囲(更新支援型/更新実施型)を設定する使い分けも可能
 - ※ 国費支援(配分率)に差はない方針で検討中

入札・公墓の考え方

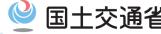
- ○「更新実施型」では、入札・公募時点で更新計画があることを前提としている ※59頁も参照
- ○「更新支援型」では、入札・公募時点で更新計画がない(マート分の)場合にも円滑・迅速に案件形成可能
 - ※ ①入札・公募時点で、過去の更新(改築)実績等を参考にして、事業期間中にありうる更新(改築)事業量・予算額等の情報提示、②審査 (選定)に際しても、考慮のうえ、③事業期間中にモニタリングする等が必要

(参考)ピュア型CM方式/アットリスク型CM方式とは?

地方公共団体におけるピュア型CM方式活用GL(R2.9)

- ピュア型CM方式は、建設生産に関わるプロジェクトにおいて、コンストラクションマネージャー(CMR)が、技術的な中立性を保ちつつ発注 者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマ ネジメント業務の全部又は一部を行うもの。 ※CMRの立場は発注者の補助者・代行者であり、最終的な判断は発注者が責任を負う。
- アットリスク型CM方式は、発注者に代わりCMRが工事受注者と直接契約することにより、CMRにマネジメント業務に加え施工に関する リスクを負わせる場合のCM方式。※事業に関する最終的な判断や決定についての責任は発注者が負う。

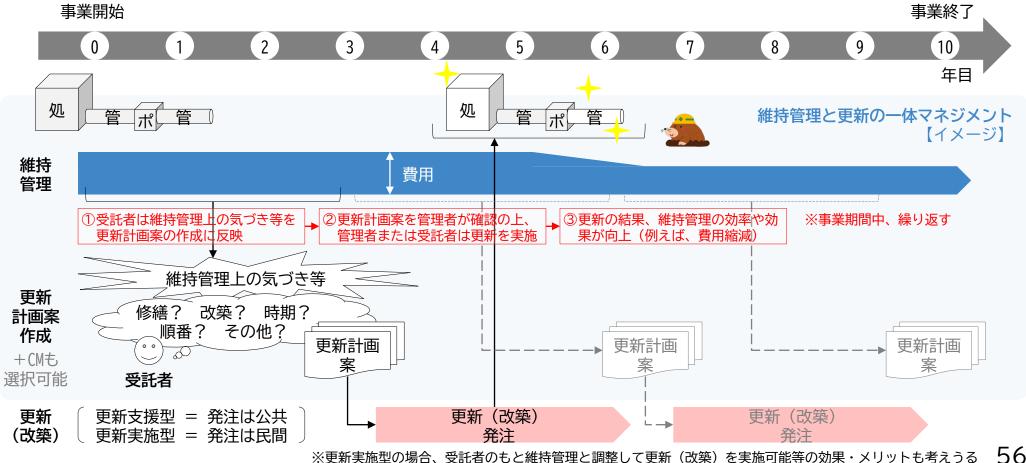
レベル3.5の要件③維持管理と更新の一体マネジメント 🔮



概要とポイント・留意点

維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの趣旨

同一の対象施設に、維持管理と、事業期間中の維持管理をふまえた更新(改築)に関係する業務範囲が設 <u>定されること</u>で、維持管理上の気づき等を、更新計画案の作成に反映し、これに基づく更新(改築)の結果、 より効率的・効果的な維持管理を期待可能



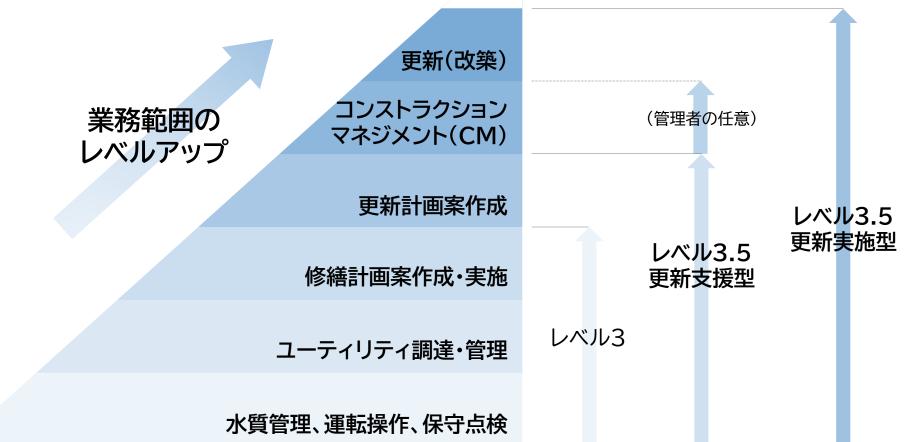
レベル3.5の要件③維持管理と更新の一体マネジメント 🔮 国土交通省



概要とポイント・留意点

「更新実施型」と「更新支援型」のイメージ

- 「更新実施型」は、更新(改築)の発注業務の委託まで含むもの(改築は受託者が実施)
- 「更新支援型」は、更新計画案作成まで含むもの(改築は管理者が実施)
- 「更新支援型」は、コンストラクションマネジメント(CM)まで含むか否か、管理者の任意



レベル3.5の要件③維持管理と更新の一体マネジメント 🔮 国土交通省



概要とポイント・留意点

(参考)この要件を充足しうる募集要項等の記載のイメージ

「更新実施型」と「更新支援型」は、募集要項等(契約書や要求水準書を含む)の業務範囲の設定が異なる

更新支援型

■ 対象施設

【イメージ】

本業務の対象となる施設は以下のとおりである。

■処理場 (xx浄化センター)

ロポンプ場 (xx中継センター)

□管路施設 (幹線管きょ、枝線管きょ、マンホールポンプ、マンホール

(マンホール蓋を含む)、公共汚水ます、取付管)

■ 業務範囲

本業務の範囲は以下のとおりとし、詳細は契約書(案)、要求水準 書(案)を参照すること。

- □対象施設の維持管理(維持、修繕)
- □対象施設の更新計画案作成

□対象施設のコンストラクションマネジメント (CM) 1※含む場合

■ 事業期間

令和x(202x)年x月x日から令和xx(203x)年x月x日までの 10年間とする。

更新実施型

■ 対象施設

【イメージ】

本業務の対象となる施設は以下のとおりである。

□処理場 (xx浄化センター)

ロポンプ場 (xx中継センター)

□管路施設 (幹線管きょ、枝線管きょ、マンホールポンプ、マンホール

(マンホール蓋を含む)、公共汚水ます、取付管)

業務範囲

本業務の範囲は以下のとおりとし、詳細は契約書(案)、要求水準 書(案)を参照すること。

- □対象施設の維持管理(維持、修繕)
- □対象施設の更新計画案作成

□対象施設の改築(の発注)

■ 事業期間

令和x(202x)年x月x日から令和xx(203x)年x月x日までの 10年間とする。

レベル3.5の要件③維持管理と更新の一体マネジメント 🔮 国土交通省



概要とポイント・留意点

「更新実施型」の入札・公募の考え方

「更新実施型」では、入札・公募に際し、更新計画(事業期間中の改築見通し)を提示

入札・公募の 準備

評価額(改築費削減額×0.5の現在価値)

【管理者のポイント・留意点】

- ストックマネジメント計画、経営戦略等の基礎資料を振り返る
- 事業期間中の各年度の改築費用(交付金等を含む)の見通しを募集要項等に記載して明確化

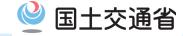
入札・公募の 開始

59

(参考)神奈川県三浦市のコンセッション方式

○ 公募に際し、年度毎の想定事業費を提示した上で、事業期間合計及び改築計画期毎の事業費について 上限内での提案を求めた

<u>各籍改第二章基準価格</u>																					
本基準価格は、主要工事(土木建築、機械・電気、管路施設)の費用削減額を算出するために、市が便宜上設定したものであり、リスク評価を行うに当たっての価格変動基準となり得るものではない。 (単位・西万円)																					
	会和6年度	令和6年度	令和7年度	会新9年度	令和9年度	会和10年度	令和11年度	会和19年度	会和13年度	令和14年度	会到15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	会和20年度	令和23年度	会和2/1年度	(単位:日万円
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期		事業期間計
	2024/3/31	2025/3/31	2026/3/31	2027/3/31	2028/3/31	2029/3/31	2030/3/31	2031/3/31	2032/3/31	2033/3/31	2034/3/31	2035/3/31	2036/3/31	2037/3/31	2038/3/31	2039/3/31	2040/3/31	2041/3/31		2043/3/31	7 20000-000
主要工事(土木建築、機械·電気、管路施設)費	343.00	399.00	228.00	321.00	357.00	336.00	368.00	443.00	229.00	445.00	369.00	481.00	362.00	218.00	355.00	296.00	337.00	267.00	333.00	280.00	6.76
	•	•		•																	
<u>予定価格</u>																					
本予定価格は、提案額の妥当性を図るために設定した閾値であり、改築計画	前期毎の主要エ	事費合計額を起	₫過する提案に	ついては、評価	の対象としない	。なお、本予定	価格についても	、市が便宜上記	殳定したものです	5り、リスク評価	を行うに当たっ	ての価格変動器	を準となり得るも	のではない。							
																					(単位:百万円
		令和6年度	令和7年度				令和11年度									令和20年度			令和23年度		
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	事業期間計
1	2024/3/31	2025/3/31	2026/3/31 197.00	2027/3/31 281.00	2028/3/31	2029/3/31	2030/3/31 323.00	2031/3/31 390.00	2032/3/31 190.00	2033/3/31 385.00	2034/3/31	2035/3/31	2036/3/31 316.00	2037/3/31	2038/3/31	2039/3/31	2040/3/31	2041/3/31	2042/3/31 292.00	2043/3/31	5.04
主要工事(土木建築、機械・電気、管路施設)費 改築計画期毎の主要工事費合計	292.00	344.00 6.00	197.00	261.00	313.00 1407.00	293.00	323.00	390.00	190.00	1697 00	315.00	417.00	316.00	180.00	304.00 1336.00	249.00	287.00	234.00	770.00	244.00	5,84 5.84
以来計画物理の工女工学賞目割	036	0.00			1407.00					1037.00					1330.00				770.00		3,04
里営権者提案																					(単位:百万円
	令和5年度	会和6年度	会和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	会和11年度	令和12年度	令和13年度	会和14年度	会和15年度	令和16年度	会和17年度	令和18年度	会和19年度	令和20年度	会和21年度	会和22年度	令和23年度		
an Hit CT ()	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	事業期間計
設備区分	2024/3/31	2025/3/31	2026/3/31	2027/3/31	2028/3/31	2029/3/31	2030/3/31	2031/3/31	2032/3/31	2033/3/31	2034/3/31	2035/3/31	2036/3/31	2037/3/31	2038/3/31	2039/3/31	2040/3/31	2041/3/31	2042/3/31	2043/3/31	1
土木建築·付帯設備																					
機械·電気設備																					
管路施設																					
年度合計																					
改築計画期ごとの合計																					
改築計画期ごとの予定価格超過判定																					
改築費削減額																					
改築書削減額	1	1	1	1	1												1	1			(単位:百万円
以来貢刊承益 改藝曹削減額×0.5																					
以来具門病既へいる	1	1		I	1	1															1



管理・更新一体マネジメント方式の要件 ④プロフィットシェア

内閣府ホームページ

○ 事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入すること。(更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。)

(プロフィットシェア*1の例)

- ※ 契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で縮減した場合、縮減分を官民でシェアする。
- ※ 契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で縮減した場合、縮減分を官民でシェア*2する。

ケース	工事費	維持管 理費	LCC削減 (プロフィット)
1	2縮減		2
2		2縮減	2

プロフィット

官	民
1	1
1	1

- ※1:プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後VE等を想定。
- ※2:「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6 日本下水道協会)によれば、ユーティリティ費(使用量)や修繕費が削減されたときでも削減分を清算しない事例が多い。

概要とポイント・留意点

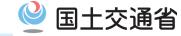
まず確認いただきたいこと ※現時点の考え方は、一部が上記の内閣府ホームページと異なる

- 事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案を促進することが趣旨 ※プロフィット=費用縮減分
- 更新実施型でも<u>更新支援型でも、仕組みを導入</u>することは必須 ※仕組みの導入で要件は充足(発動不要)
- 官民のシェアは1:1に限定されない(図表は例示の一つ) ※官:民=0:10も可能
- 想定する仕組みは、例えば、茨城県守谷市の先行事例(62頁も参照) ※契約後VE等は例示の一つ

(参考)プロフィットシェアリング ※要件④プロフィットシェアと同一の趣旨ではない(異なる)

内閣府ホームページ

○ 各事業年度の<u>収益があらかじめ規定された基準を上回った</u>場合に、その程度に応じて運営権者から管理者に金銭を支払うこと。



プロフィットシェアの考え方

内閣府がとりまとめ1府3省で協議した資料

- 〇プロフィットシェアは、民間による新技術の導入や維持管理の工夫により生み出されたコスト削減分(プロフィット)を官民で分配(シェア)する 仕組み。
- ○コスト縮減分(プロフィット)の全額について、公共側で委託費を減額すると、民間事業者の創意工夫のインセンティブが失われ、技術の発展が阻害されることから、10年と長期にわたる事業期間において、民間事業者が、技術を陳腐化させず、新技術導入や創意工夫による効率化や付加価値向上に継続的に取り組むインセンティブを与えることを目的とするもの。
- ※ここでは、技術革新や創意工夫により生まれるプロフィットを対象としており、電力単価等の外的要因によるプロフィット・ロスは、別途契約に対応メカニズムを盛り込む。

契約時

運営期間

想定利益

想定利益

コスト削減

想定コスト

実コスト

【契約条件】

- ●要求水準
- ●運転計画
- ●保守点検計画
- ●更新計画

【民間事業者の視点】

- ○入札時の競争を経て、公共及び他社より効率的であることが証明されている。(**競争済**) ○性能発注なのだから、性能を満たしている限り、民間の努力・工夫によるコスト削減分は
- D性能発注なのだから、性能を満たしている限り、民間の努力・工夫によるコスト - 民間に帰属すべき。**(性能発注**)

【公共・住民の視点】

- ○10年間競争にさらされない地域独占、かつ利益を追求しない公共事業の一端を担うのだから、事業者努力・工夫や技術革新によるコスト削減分といえども、当初想定以上の利益は住民に還元されるべきではないか。(公共事業の性質)
- 〇総括原価方式において、「適正な利潤」以上の利益にならないか。(総括原価方式)

【課題】

- ○当初想定以上の「コスト削減分」をどのように定量的に把握するのか。 想定利益もしくは想定コストを契約時に合意し、それを超える利益もしくは下回るコストが 発生しているかを確認することが考えられるが、これまでの慣習及び作業コストの観点から現実的ではない。
- →コスト削減が客観的かつ合理的に把握できる場合にプロフィットシェアを発動すべき。
- 〇工事コスト削減分に対し、資本的支出(固定資産の価値を高めるための支出)は困難。
- →コスト削減分の対価として、収益的支出を充てる(別図参照)。

【プロフィットシェアの基本的な考え方】

プロフィットシェアの発動条件:民間事業者の入札公募時の提案も含め契約時に約束された計画や手法等の変更(入札公募時の要求水準を下回るような変更は、入札時の競争条件の変更になるため想定しない。)

- ・民間事業者の提案により生まれるコスト縮減分を官民で分配する。(ただし、民10、官0も否定されない。)
- ・工事及び維持管理のトータルコスト削減分の対価として、収益的支出(3条予算)を充てる(別図参照)。

│(なお、契約に定めたプロフィットシェア条項が実際には発動しなかったとしても、ウォーターPPPの要件には該当するものとする。)

概要と ポイント・留意点

> 定義 趣旨 留意点

- ●「プロフィット」 は利益ではなく 費用縮減分
- ●性能発注とプロフィットシェアは 峻別が必要
- プロフィットシェ アは一定条件で 発動(要件充足 に発動は不要)
- ●シェアは基本的に収益的収支(3条)で調整(10:0も可能)

実務上の 考え方



概要とポイント・留意点

(参考)茨城県守谷市の先行事例

守谷市上下水道施設管理等包括業務委託契約書(R4.12 守谷市)

受託者の 改善提案

(乙の改善提案)

第40条 乙は、本業務について、要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、要求水準書に定める手法と比較し、 より効果的で効率的な手法等を提案することができるものとする。

2 前項の乙が提案できる範囲は、委託料の額の低減を伴うものとする。

(要求水準書の変更等)

要求水準の 変更

第41条 甲は、自ら若しくは前条による乙の改善提案により、必要と認める場合は、乙に対して要求水準書の変更の検討を指示することができるものとし、乙は、当該指示の受理後14日以内に、当該変更が当該業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を甲に報告するものとする。

- 2 甲は、前項による検討結果を受理した場合は、当該検討結果に基づいて要求水準書を変更することができるものとし、速やかに当該検討結果に基づく変更を行うか否かを、乙に通知しなければならない。
- 3 変更後の当該要求水準は、甲が乙に通知し、乙が通知を受理した日の翌日から適用されるものとする。
- 4 法令等の変更により、要求水準書の内容を変更する必要が生じたときは、第75条の定めに従うものとする。

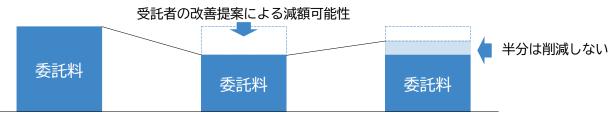
(要求水準書の変更に伴う措置)

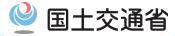
委託料の 減額

第42条 前条第2項により要求水準書を変更したときは、当該変更により、乙に増加費用又は損害(委託料の減額は除く)が生じたときは甲が負担し、乙が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用減少分に応じて委託料を減額するものとする。

半分は 削減しない

- 2 前項において、甲の負担する額又は乙の委託料の減額については、甲乙協議して定めるものとする。ただし、乙の委託料の 減額については、委託料の額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額を削減しないものとする。
- 3 前項により、委託料の減額を行った場合においても、乙の改善提案を行った乙の責任が回避されるものではない。
- 4 前条第4項の規定により、乙に増加費用又は損害(委託料の減額は除く)が生じたときの措置は、第76条の定めに従うものとする。





プロフィットシェアの考え方

内閣府がとりまとめ1府3省で協議した資料

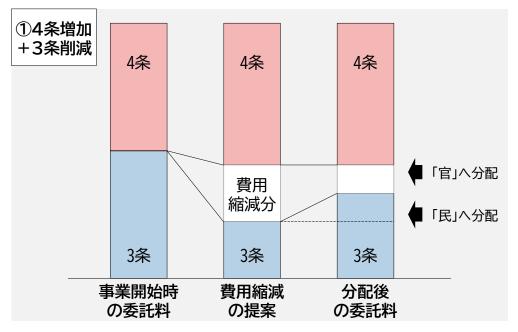
- 4条と3条支出のトータルを削減することを想定。
 - ① 4条增加+3条削減
 - ② 4条削減+3条増加
 - の2パターンが存在するが、トータルの削減額×50%を支払う場合、3条予算を充てる。

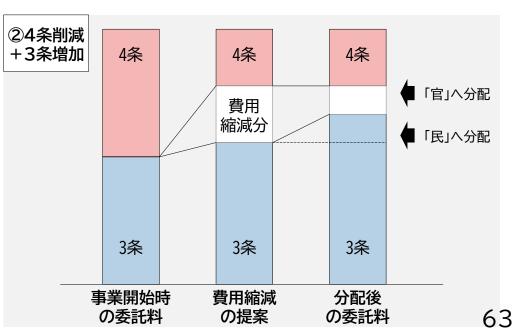
概要とポイント・留意点

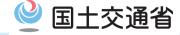
内閣府がとりまとめ1府3省で協議した資料 に基づき国土交通省作成

プロフィット(費用縮減分)のシェア(分配)の考え方

○ プロフィットシェアが発動し、収益的収支(3条)と資本的収支(4条)の費用の総額を縮減した場合、分配 は収益的収支(3条)の部分でのやりとりを想定







(参考)プロフィットシェアの考え方

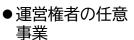
内閣府がとりまとめ1府3省で協議した資料

〇官側に分配されるプロフィットについては、金銭で官側に還元するだけではなく、企業による地域活性化の取組等に充てることも考えられる。 (プロフィットシェアが企業による地域貢献又はCSRの取組として目に見えるため、企業の意欲向上にもつながるのではないか。)

概要と ポイント・留意点

「シェア」の考え方の 発展的な一例

高知県須崎市 コンセッション方式



●地域の防災力向 上に貢献するた め、寄贈を実施



目録と感謝状贈呈後(市長、CPS社長)

(出典)株式会社クリンパートナーズ須崎ホームページ



マンホールトイレ実施設見学



ポータブル電源、ソーラーパネル実機見学

DEEEC

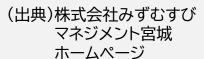




















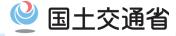
宮城県 コンセッション方式

- 運営権者の自主 開催
- ●水道事業への理 解醸成、地域活 性化に貢献する ため、イベントを 実施

交付金要件化

ウォーターPPPとは?	1頁
レベル3.5の4要件	6頁
<u>交付金要件化</u>	26頁
交付金要件化(概要、対象等) 交付金要件化(対象施設・業務範囲設定の考え方) 交付金要件化(流域下水道、流域関連公共下水道)	27頁 29頁 31頁
導入検討の進め方	34頁
参考資料	67頁

交付金要件化(概要、対象等)



PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)

民間資金等活用事業推進会議(PFI推進会議)決定(R5.6.2)

- 汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、 ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化
 - ※ 国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する

概要とポイント・留意点

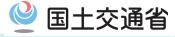
交付金要件化の概要

- 令和9年度以降に汚水管改築の交付金を受けるには、「ウォーターPPP導入を決定済み」が必要
- ○「ウォーターPPP導入を決定済み」とは、レベル3.5の場合、入札・公募が開始されたこと
- 緊急輸送道路と重要物流道路の下に埋設されている汚水管の耐震化は、交付金要件化の対象外

上記の補足等

- 本GLでは、「ウォーターPPP導入を決定済み」=交付金要件化の要件(充足)と表現し、レベル3.5の4要件とは区別して解説
- レベル3.5の場合、導入済みまでは不要だが、実施方針の公表等では足りず、入札・公募の開始(募集要項等の公表)時点で交付金要件化の要件充足 ※この趣旨から、例えば、入札・公募以外の民間事業者の選定等の場合、契約締結時点で交付金要件化の要件充足
- コンセッション方式の場合、議会議決が必要なこと等から、実施方針の公表時点で交付金要件化の要件充足
- 「令和9年度以降に要件化」について、交付金要件化の要件充足と、具体的な国費支援の関係は以下のとおり
 - ※ 例えば、令和9年度当初予算の交付金を受けるには、令和8年度(R9.3.31)までに要件充足が必要
 - ※ 例えば、(令和9年度の交付金は不要で、)令和10年度当初予算から交付金を受けるには、令和9年度までに要件充足が必要
 - 、※ 例えば、(令和10年度までの交付金は不要で、)令和11年度当初予算から交付金を受けるには、令和10年度までに要件充足が必要
- 交付金要件化の対象外=要件充足なくして令和9年度以降の汚水管改築の交付金を受けられる

交付金要件化(概要、対象等)



概要とポイント・留意点

交付金要件化の対象

- 交付金要件化の対象は、「汚水管の改築に係る国費支援」
 - ※ 交付金要件化の対象となる交付金(国費支援)は、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、沖縄振興公共投資交付金を想定

「汚水管の改築に係る国費支援」の「汚水管」とは?

- ○「汚水管」は、「下水道施設の改築について」(令和4.4.1国水下事第67号下水道事業課長通知)の別表(1.土木建築・付帯設備)で大分類が「管路施設」の範囲
 - ※ 別表2.機械設備、3.電気設備の改築は交付金要件化の対象外
 - ※「処理場」の改築は交付金要件化の対象か? → × (対象外)
 - ※ 「ポンプ場」の改築は交付金要件化の対象か? → × (対象外)
 - ※「マンホールポンプ」の改築は交付金要件化の対象か? → × (対象外)
 - ※ 「送泥管」の改築は交付金要件化の対象か? → × (対象外)
 - ※「合流管」の改築は交付金要件化の対象か? → (対象)

大分類	中分類	交付金要件化			
	管きょ (マンホール間)	〇 (対象)			
管	桝	0			
路施	取付管	0			
設	マンホール	0			
	共通 (内部防食)	0			

「汚水管の改築に係る国費支援」の「改築に係る国費支援」とは?

- ○「汚水管の『改築』に係る国費支援」が交付金要件化の対象であり、例えば、汚水管の新設(未普及対策)等は 交付金要件化の対象外
 - ※ ストックマネジメント計画上の管路、総合地震対策計画上の管路の「改築」も交付金要件化の対象(ただし、総合地震対策計画上の緊急輸送道路と重要物流道路の下に埋設されている管路の耐震化のみ例外)
 - ※ 汚水管に係るストックマネジメント計画や総合地震対策計画の策定や調査・診断の費用は交付金要件化の対象

(参考)レベル3.5の対象施設・業務範囲として交付金を受ける汚水管の改築が設定される必要はあるか?

○ 必要はない

交付金要件化(対象施設・業務範囲設定の考え方)



概要とポイント・留意点

対象施設や業務範囲を設定する際の考え方

○「導入を決定済み」となる<u>入札・公募の開始(募集要項等の公表)時点で、対象施設・業務範囲の設定が、</u> 少なくとも一つの処理区のすべての施設・業務ではない場合、管理者は客観的な情報に基づいて説明 できる必要がある

○ 客観的な情報として、例えば、導入可能性調査(FS)やマーケットサウンディング(MS)の選択肢に挙げ

て比較した結果や経過等が考えられる

導入検討を開始する際の考え方

導入検討開始時点

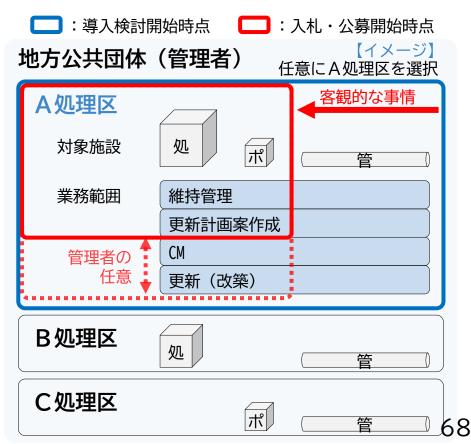
- まずは少なくとも一つの処理区を選択して導入の検討を開始(処理区の選択は管理者の任意)
- 一旦、すべての施設・業務を念頭に置く

FSやMS等を実施する際の考え方 (情報・資料等の収集等)

- 必要となる客観的な情報を収集するための手段としての観点が重要 (実施そのものを目的とせず、比較等の目的から逆算等)
- 管理者の任意部分は必要に応じて判断資料を収集
- 管理者が説明できることが必要であり、特段の形式・様式等はない (例えば、民間企業の参画意向等を踏まえた外部有識者への諮問に基 づくこと等も考えうる)

入札・公募の開始(募集要項等の公表) 入札・公募開始時点

- 「導入を決定済み」となるのはこのタイミング
- 客観的な情報が必要となる場合、この時点から収集するのは不可能・ 困難となるため、導入検討時点から留意が必要



概要とポイント・留意点

(参考)ある地方公共団体(管理者)の「導入を決定済み」までの流れ(イメージ)

導入検討 開始

- ○事業・経営の課題解決、交付金要件化等、持続性向上の観点から導入検討開始を選択
- すべての処理区 or 複数の処理区 or 一つの処理区 のいずれかを任意に選択
- 上記で選択した「処理区のすべての施設・業務を対象範囲に設定する事業期間10年 の民間委託」を、一旦、念頭に置く(案1)
 - ※ 仮に、このまま入札・公募を開始する場合、「客観的な事情」は不要 (処理区の選択、更新支援型/更新実施型等、「管理者の任意」部分は管理者の適切な判断に委ねられる)
- 入札・公募の対象施設・業務範囲等は調整(R定)して設定したい場合、差分に応じた客観的な事情が必要なため、選択肢として比較していく対案をまとめる(案2)
- 他分野 and/or 他地方公共団体 と連携するか任意に選択
- 入札・公募のタイミングを意識しつつ、導入検討の進め方(ロードマップ)をまとめる



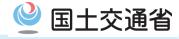
【例えば、FSやMS等の選択肢に案1と案2を挙げて比較した結果や経過等を収集・確認】

入札·公募 開始

(募集要項等 公表等)

- ○「導入を決定済み」となりうるのはこのタイミングであり、レベル3.5の場合、実施方針 公表では足りないが、導入済み(事業開始)ではなくても足りる
- 交付金要件化の要件充足した場合、対象施設外の汚水管改築の国費支援も受けうる (交付金要件化の要件充足に、交付金要件化の対象となる汚水管の改築(更新)が、レベル3.5の対象施設・業務範 囲として設定されている必要はない)
- 少なくとも一つの処理区で交付金要件化の要件充足した場合、他処理区の汚水管改築の国費支援も受けうる
- 例えば、n年度当初予算の交付金を受けるには、n-1年度(未)までに開始が必要

交付金要件化(流域下水道、流域関連公共下水道)



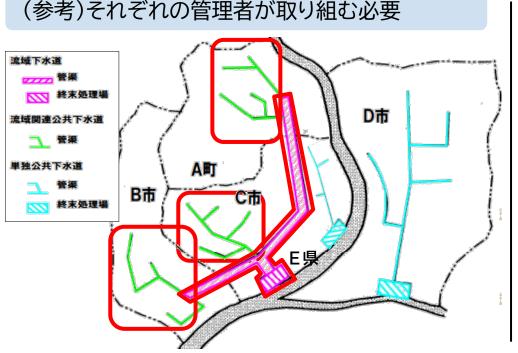
概要とポイント・留意点

基本的な考え方

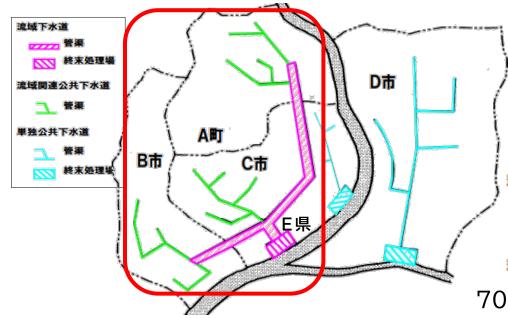
○ 流域下水道、流域関連公共下水道も、それぞれ、交付金要件化の要件充足が必要

流域下水道と流域関連公共下水道の連携(例、共同発注)

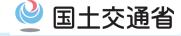
- 複数の管理者が連携して取り組む場合(例、共同発注)、このすべての管理者について要件充足は可能
- 例えば、流域下水道の処理場等と、流域関連公共下水道の管路等で、一つのレベル3.5の対象施設(·業務 範囲)を設定し、共同発注で「導入を決定済み」 → 共同したすべての管理者の交付金要件化の要件充足



(参考)共同発注等による連携も可能



交付金要件化(流域下水道、流域関連公共下水道)



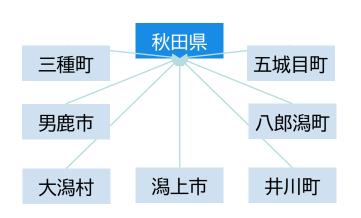
概要とポイント・留意点

(参考)都道府県と関係市町村の共同発注事例

秋田県及び流域関連市町村の事例

- 秋田県及び7市町村(男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟町)では、管路の点検、 保守等の業務をパッケージ化し、秋田県がとりまとめの上、対象自治体分の業務を共同発注※した。
 - ※ 県は「代表発注者」として発注・入札等の事務を総轄するが、監督業務は施設の管理者が実施。
- これまで個別業務の積算・入札契約等には一定の事務作業が生じていたが、包括化により技術職員の 減少が顕著な各市町村の事務負担が軽減された。
- 共同発注に先立って8自治体が共通の電子台帳システムを導入。従来紙で記録・提出されていた点検結果を共通のプラットフォームに入力する形とし、受注者の作業効率化と確実なデータ蓄積につながった。

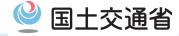
広域での発注に当たっては、民間企業の実施能力や意向把握が特に重要



県が取りまとめの上、全自治体分の対象業務を共同発注

		適用				
管	計画的業務	管路 点検(腐食環境下等)	流域·公共			
		MP 保守·点検	公共·集排			
理		調査	流域(MH蓋)			
保全業		維持管理情報 (点検記録のシステム登録)	流域·公共			
務	住民対応等 業務	非常時緊急対応	流域·公共·集排			
		住民対応	流域·公共·集排			

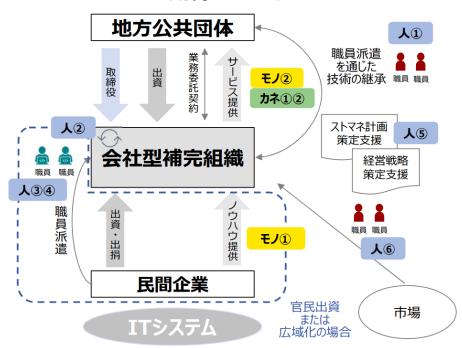
交付金要件化(流域下水道、流域関連公共下水道)



概要とポイント・留意点

(参考)PPP/PFIの実施主体としての官民出資会社下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン(R5.3)

- PPP/PFI 手法の実施主体(委託先)については、多くは民間事業者もしくは民間事業者が出資する SPCであるが、地方公共団体と民間事業者が共同で出資する官民出資会社によって行う事例もある。
- 官民出資会社を用いる利点は、官民出資会社を通じた民間からのノウハウ提供、官民出資会社に対して、 地方公務員派遣法に基づいて地方公共団体の職員を派遣することによる提供されたノウハウを含めた 技術継承や人材育成、官民出資会社による機動的な人材採用といった利点が想定される。また、上下水 道事業においては、委託先を官民出資会社とし、地方公共団体が事業に参画することで住民の安心感 につながることも期待できる。



会社型補完組織におけるメリット

- ① 会社型補完組織への職員派遣を通じて下水道職員の人材育成や技術の継承が可能。
 - ② 公務員のような人事異動がないため、会社型補完組織内部でのノウハウ継承が可能。
 - ③ 民間企業からの職員派遣により、高度な専門知識の獲得が可能。
 - ④ 突発的な災害時も出資企業等からの人員のバックアップが可能。
 - ⑤ 計画策定などのマネジメント業務も支援可能。
 - ⑥ 市場からの機動的な人材採用が可能。
- <mark>モノ</mark> ① 出資企業等が保有するノウハウやITシステムの利用が可能。
 - ② 専門知識をもとに効率的な維持管理、改築更新が可能。
- カネ ① 民間出身者の視点を入れることで、効率経営による費用の削減 が可能。
 - ② 専門知識による効率的な維持管理、改築更新により費用の削減が可能。

導入検討の進め方 (「導入を決定済み」までの流れ)

ウォーターPPPとは?	1頁
レベル3.5の4要件	6頁
<u>交付金要件化</u>	26頁
導入検討の進め方	34頁
「導入を決定済み」までの流れ 導入検討の流れ 導入可能性調査(イメージ) マーケットサウンディング(イメージ) 客観的な情報に基づく説明 アドバイザーの活用と費用への支援 【参考】PFI手続の流れ等 民間事業者の選定等 スケジュール(イメージ) 論点	34頁 35頁 36頁 37頁 38頁 41頁 45頁 50頁
参考資料	67頁

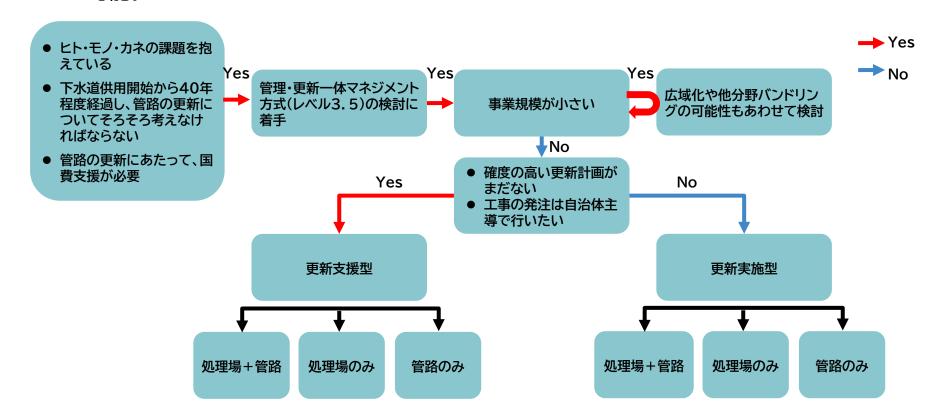
導入検討の進め方(導入検討の流れ)



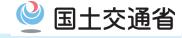
概要とポイント・留意点

導入検討の流れ(一例)

- あくまで一例であり、これ以外にも様々な導入検討プロセスが想定される。
- 例えば、他の施設(ポンプ場等)、処理区、既存契約の期間、自治体の組織体制、職員の技術継承、モニタリング、官民のリスク分担、民間事業者の参入意欲など、総合的に検討を進める必要がある。
- 管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)を実施せずに、コンセッション方式(レベル4)に着手する ことも可能。



導入検討の進め方(導入可能性調査のイメージ)



概要とポイント・留意点

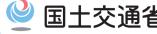
PFI事業導入の手引き(R5.3 内閣府)

- PFI事業の検討には、金融、法務、技術等の専門知識が必要であり、先行事例の多くは外部のアドバイ ザーの支援を受けて検討を進めている
- PFI導入可能性調査では、主に諸条件の整理(既存法制度等)、事業の枠組みの検討、VFMの算定、民間事業者の市場調査等を行うことになる

地方公共団体とアドバイザーの業務分担の一例(導入可能性調査時)

	地方公共団体	アドバイザー
諸条件の整理	事業概要、立地条件等の確認	事業概要、立地条件等の整理
事業の枠組み(スキーム)の検討	基本的方針の提示等、 事業範囲、事業期間等の確認	他事例の整理、 事業範囲、事業期間等の検討
VFMの算定	既存施設の単価情報等の提供 VFM算定結果の確認	諸条件整理·確認 VFM算定
民間事業者の意向調査	ヒアリング結果の確認	民間事業者ヘヒアリング
導入可能性に関する最終的判断	導入可能性の最終判断	地方公共団体への提言 75

導入検討の進め方(マーケットサウンディングのイメージ)[№] 国土交通省



概要とポイント・留意点

PPP/PFI手法選択GL(R5.3)

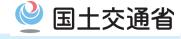
- 民間事業者の参入意欲を高めるためには、民間事業者の懸念事項を把握することが重要であり、ヒアリ ング結果を踏まえ適切に事業スキームに反映させる必要がある
- 例えば、事業規模、期間等について懸念が出された場合には、事業規模を拡大させるための委託業務の バンドリング、広域での委託等も検討する必要がある
- なお、事業の一部又は全部を地元企業が受託している場合等、事業の実施により影響を受ける地元企 業が存在する場合は、マーケットサウンディングの対象とすることも検討することが望ましい

マーケットサウンディングの基本事項

目的	● 民間事業者の関心の把握● 民間事業者の懸念点の把握● 事業スキームの検討への反映*その他、候補となる手法についてヒアリングを行いたい事項があれば適宜追加が必要
手法	● アンケート● インタビュー
対象者	民間事業者
方法	指名、公募 *方法選択に当たっては公平性の確保に考慮が必要

[※] マーケットサウンディングの実施についての詳細は、サウンディング手引き(国土交通省)、対話・選択プロセス運用ガイド(内閣府・総務省 国土交通省)を参照

導入検討の進め方(客観的な情報に基づく説明)



概要とポイント・留意点

- 対象施設や業務範囲の設定等の検討において、「管理者は客観的な情報に基づく説明できる必要がある」としている。
- 管理者が市民や議会に対外的に説明できる資料として準備しておく必要がある(形式等は問わない)。

客観的な情報(一例)

- 導入可能性調査(FS)やマーケットサウンディング(MS)の結果や経過
- 外部有識者に対し、結論ありきではなく、必要な情報を十分に説明した上で出された意見
- VFMの結果

客観的な情報には該当しない例

- 管理者が既に公表している計画(ストマネ計画、経営戦略等)
- 首長、議会、議員等の意向
- 職員の雇用を守る、職員の削減を回避するといった事情
- 国費の要望額に対して、内示額が少なかったといった事情

導入検討の進め方(アドバイザーの活用と費用への支援[・]国土交通

概要とポイント・留意点

- 職員が自ら導入検討を進めることもできるが、アドバイザーを活用して実施することも可能
- 委託の範囲や内容により費用は異なるので、アドバイザーに見積依頼や簡単な相談を早めに行い、財政 部局にも早めに相談することが重要

アドバイザーの活用

PFI事業導入の手引き(R5.3 内閣府)

- 先行事例のうち、ほとんどの案件ではPFI導入可能性調査の実施段階からアドバイザーを導入している
- また、導入可能性調査とは別に、PFI導入決定後のアドバイザリー業務にもほとんどの案件でアドバイザーを導入している

導入検討に関する国土交通省の主な財政支援

令和6年度水道事業・下水道事業予算の概要について (国土交通省ホームページ)

- ○上下水道一体効率化・基盤強化推進事業【補助事業】 ウォーターPPPを導入しようとする地方公共団体に対し、導入可能性調査(FS)、資産評価、実施方針・ 公募資料作成、事業者選定等を定額支援する。
- モデル都市支援 【国の調査事業】 ウォーターPPP等を検討しようとする地方公共団体に対し、基礎調査、スキーム検討等を国土交通省が 契約したコンサルが伴走支援する。
- 社会資本整備総合交付金【交付金】 ウォーターPPP等を導入しようとする地方公共団体に対し、事業の実施を前提とした導入可能性調査 等を支援する。

【参考】上下水道一体効率化·基盤強化推進事業 (R6新親国土交通省

概要とポイント・留意点

- 令和6年度から水道事業が国交省へ移管されることを契機に、上下水道一体での効率的な事業実施に向け、新たな補助事業を創設し、支援メニューの一つとして「官民連携等基盤強化推進事業」がある。
- ウォーターPPPを導入しようとする地方公共団体に対し、導入可能性調査(FS)、資産評価、実施方針・公募資料作成、事業者選定等を国費により定額支援する。

官民連携等基盤強化推進事業

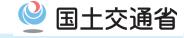


▼ 具体的な支援内容と上限額

三十1由1。三二十	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
計画・設計	コンセッション 方式	他分野連携+ 他地方公共 団体連携	他分野連携 (特に上下水道 一体)	他地方 公共団体連携 (広域・共同)	下水道もしくは 水道分野のみ
ントするウォーター			上限 4千万円		
	上限 5千万円	※上限	4千万円		上限 2千万円
導入可能性調査 (FS)	\circ	0	0	0	0
資産評価 (デューデリジェンス、DD)	\circ	\circ	\circ	\circ	\bigcirc
実施方針・ 公募資料作成	\circ	\circ	\circ	\bigcirc	×
事業者選定	\circ	\circ	\circ	\circ	×

レベル3.5

【参考】導入検討の進め方(一般的な手続の流れ)

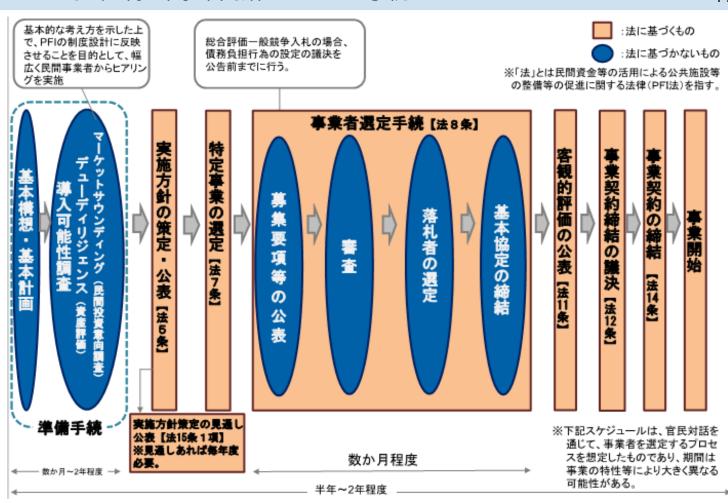


概要とポイント・留意点

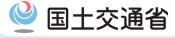
○ 管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の更新実施型では、PFI事業契約が原則とされているが、 それ以外の契約方式も可能。PFI事業契約の場合には、PFI法上の手続(下図のピンクの手続)が必要。

PFI(コンセッション方式を除く)事業開始までの主な手続

内閣府ホームページ



【参考】PFI事業募集に必要な書類



概要とポイント・留意点

PFI事業導入の手引き(R5.3 内閣府)

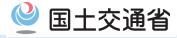
- 地方公共団体は、PFI事業を目指す場合、以下の書類の作成が必要。
- 地方公共団体が民間事業者を募集するに当たり、"ここは力を入れて提案して欲しい"、"これには配慮して欲しい"といった意図をきちんと伝えられるような書類にすることが重要。

PFI事業者を募集するために必要な書類

項目	内容
実施方針	特定事業の選定を行う前に公表する書類。実質上事業のスタート時に出す書類となる。
特定事業の 選定	実施方針を公表した後、PFI 事業として実施することが適切であるか実施可能性を評価した書類。地方公共団体が算定したVFMシミュレーションの結果もここで公表する。
入札説明書	入札公告時に公表する書類。入札及び提案書の提出の手続きに関する事項を記載している。
要求水準書	入札公告時に公表する書類。設計及び建設、維持管理に関する条件を記載したもの。
契約書案	入札公告時に公表する書類。地方公共団体と民間事業者の役割と責任の分担を掲載した書類。
落札者決定 基準書	入札公告時に公表する書類。落札者の決定方法、評価項目、配点等を記載した書類。

その他、様式集、質問回答書、落札者決定のお知らせ 等

【参考】定量的な効果(VFM)の考え方



概要とポイント・留意点

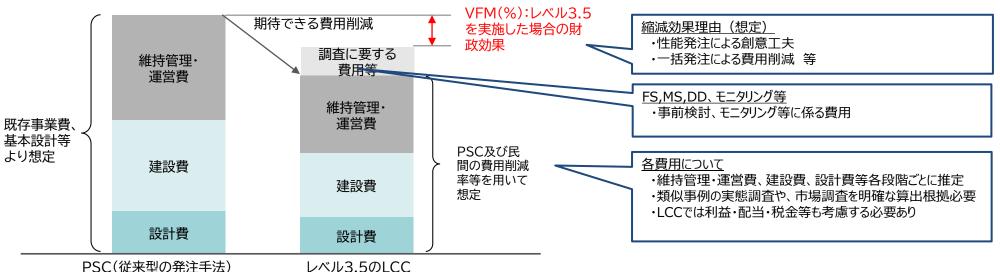
○ 定量的な効果について、例えば、「PSC」と「レベル3.5のLCC」を比較するVFMの考え方がある

(参考)用語

- VFMは、「支払(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方」
 - ※ 従来の方式に比べPPP/PFI手法(レベル3.5)が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合 ※定量的な効果の考え方の一つ
- PSCは、「公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値」
- LCCは、「プロジェクトにおいて、計画から、施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコスト」

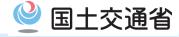
(参考)考え方

- LCCがPSCを下回ればレベル3.5にVFMがある
- LCCとPSCが等しくてもレベル3.5で公共サービス水準の向上が期待できるとき、レベル3.5にVFMがある



- ※ 下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン(R5.3 国土交通省)参照
- ※ VFM(Value For Money)に関するガイドライン(R5.6 内閣府)参照

【参考】VFMに関する考え方



概要とポイント・留意点

VFMは何%以上あればいいか?

PFI事業導入の手引き(R5.3 内閣府)

- 何%以上出ればよいという決まりはなく、VFM 算定による定量的な評価だけで判断せず、<u>定性的なメリットを加味して、総合的にVFMが出ると判断</u>し、PFI事業とした例もある。
- PFI導入可能性調査で、PFI手法で行うかどうかを判断する際には、定量的な評価だけでなく、PFIとした場合のメリット・デメリットを総合的に考えてVFMが出るかどうか判断することが望まれる。

VFM評価の基本的な考え方

VFM(Value For Money)に関するGL(R5,7 内閣府)

- VFMとは<u>効率性の議論であり、必要性の議論ではない</u>。
- 必要性の議論は公共性原則、即ち、行政サービスとしてどうして必要なのかという観点から、また、後年 度財政負担能力(Affordability)の観点から、VFMの議論とは別異に行う必要がある。
- 公共施設等の管理者等は、このようなVFMの正確な理解をもって、自らが組み立てたVFMについて説明責任を果たすべきことに留意する必要がある。
- また、VFMは単に計算すればよいというものではなく、事業の企画、特定事業評価、事業者選定の各段階において、事業のスキームについて検討を深めつつ、改善を図るべきものである。
- その際には、各段階の状況を適切に反映させつつ段階的に評価を試みることが必要である。
- このような観点からみた場合、VFM評価における導入可能性調査の役割は極めて重要である。

概要とポイント・留意点

PFI事業導入の手引き(R5.3 内閣府)

(参考)総合評価一般競争入札

- 一般競争入札は、原則として予定価格の範囲内で最低価格の入札者が落札者となる。
- 総合評価一般競争入札は、予定価格の範囲内で申し込みをした者のうち、価格だけではなくその他の条件(維持管理・運営のサービス水準、技術力等)を総合的に勘案し、落札者を決定するもの(地方自治法施行令167条の10の2)。

(参考)公募型プロポーザル

- 公募により提案書を募集し、あらかじめ示された評価基準に従って最優秀提案書を特定した後、その提案者の提出者との間で契約を締結する方式。
- 随意契約であるので、調達内容が随意契約の要件(地方自治法施行令第167条の2第1項各号を参照) を満たしていることが必要となる。
 - ※ 随意契約

地方公共団体が競争の方法によらず、任意に特定の相手方を選定して契約を締結する方法。競争入札に付する手間を省き、特定の資産、信用、能力等のある相手方を任意に選定できるため、契約事務の負担を軽減するという長所を持っている。しかし、契約の相手方の選定が偏ってしまうと地方公共団体と特定の業者の間に特殊な関係が発生する等、適正な価格による契約締結が確保できなくなる短所も併せ持っているので、その運用に際しては、関係法令及び各団体の条例や財務規則等に則った適正な執行が必要である。

(参考)PFIの場合の両者の適用

○「「地方公共団体におけるPFI事業について(平成12年3月29日自治画第67号)」では、民間事業者の選定に当たっては、総合評価一般競争入札によることを原則としています。しかし、 先行事例では、公募型プロポーザルの適用もあります。」

総合評価	公募型プロポ
公告条件は変更不可	交渉による変更可能
不調の場合は再入札	次点交渉権者と交渉
学識経験者の意見聴取 (地自法令167-10-2)	有識者委員会設置により 学識経験者の意見聴取 が望ましい(多様な観点 と評価の客観性を確保)8 4

導入検討の進め方(民間事業者の選定等)入札・公募

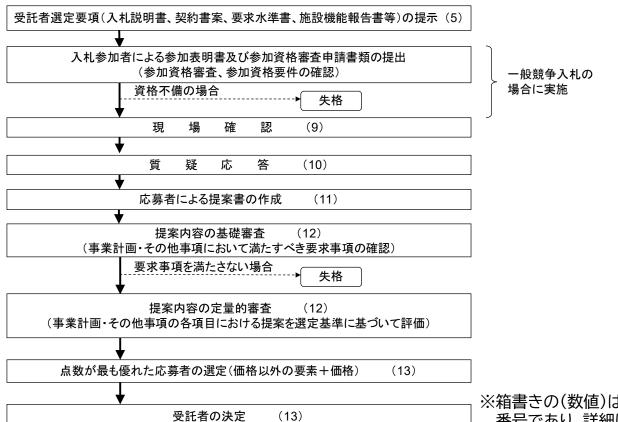


概要とポイント・留意点

処理場等包括GL(R2.6(公社)日本下水道協会)

(参考)入札・公募の流れ

- レベル3.5は、長期契約で、性能発注により、維持管理と更新を一体的にマネジメントする方式であることから、民間事業者の技術力等を適切に評価して選定する必要
- 一般的な処理場等包括的民間委託の公募型プロポーザル方式の流れは次のとおり。
 - ※ 総合評価一般競争入札もほぼ同様



※箱書きの(数値)は、処理場等包括GLの項目 番号であり、詳細は同GL参照。 85

導入検討の進め方(スケジュールのイメージ)



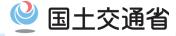
概要とポイント・留意点

- 事前検討から事業開始までの期間は、3年程度の期間を見込んでおくことが望ましい
- 令和9年度以降の汚水管改築の交付金の要件を充足するには、管理・更新一体マネジメント方式(レベル3. 5)であれば、原則、交付金の交付前までに入札・公募の開始(募集要項等の公表)が必要
- 具体的には、汚水管改築事業を予定している前年度末までに入札・公募の開始(募集要項等の公表)が必要 (令和9年度の改築事業なら令和9年3月末まで、令和10年度の改築事業なら令和10年3月末まで)

▲ 汚水管改築事業(交付金事業)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度 以降
汚水管改築を 令和9年度 から実施の場合	事前検討基礎情報の 収集・整理	導入可能性 調査デューデリ ジェンス	入札·公募準備	入札・ 公募 ジ ジ ジ ジ ジ ぎ	事	業実施・モニタリン☆	グ
から美心の場合	以来·楚珪	• マーケットサ ウンディング					
汚水管改築を 令和10年度 から実施の場合	事前検討基礎情報の収集・整理	導入可能性 調査デューデリ ジェンス	入札·公募準備	入札· 公募 契約· 引継	事業実施・モ	ニタリング	
がでり天心のり場合			・マーケットサウンディング		公券		A

導入検討の進め方(スケジュールのイメージ)



概要とポイント・留意点

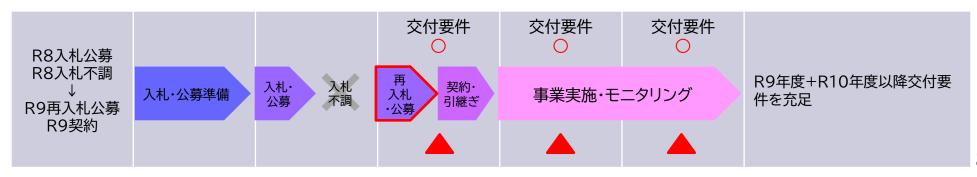
- ○「ウォーターPPP導入を決定済み」とは、レベル3.5の場合、入札・公募の開始(募集要項等の公表)時点
- ウォーターPPP(レベル3.5)導入検討にあたっては、民間の参画が見込めるよう最大限の工夫が重要
- 最大限の工夫とは、例えば、充実した情報開示と官民対話、適切な対象施設と業務範囲等の設定、事業 規模を大きくするための広域化・共同化、水道をはじめ他分野との連携等

【令和8年度 入札・公募のケース】

▲ 汚水管改築事業(交付金事業)

汚水管改築を 令和9年度 から実施の場合	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度 以降	
			交付要件 ○	交付要件	交付要件 ○	
R8入札公募 R8契約	入札·公募準備	入札・ 公募 引継ぎ	事業	実施・モニタリング	ブ	R9年度以降の交付要件を充足

【令和9年度 再入札・公募のケース】



【参考】事業規模を拡大するための工夫



概要とポイント・留意点

万が一の再入札・公募に向けて

○ 最大限の工夫として、例えば、充実した情報開示と官民対話、適切な対象施設と業務範囲等の設定をは じめ他分野・他地方公共団体との連携等が考えられる

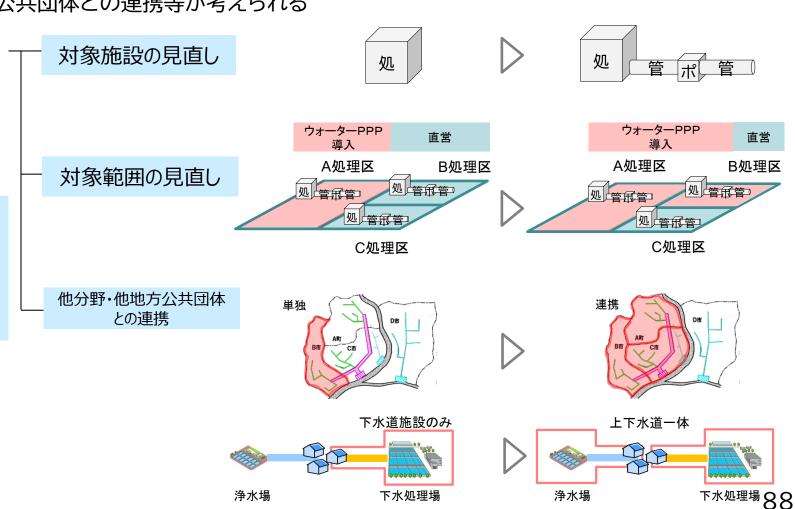


情報開示

・開示情報に不足はないか

官民対話

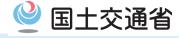
- ・入札不調原因の特定
- ・事業性の有無の確認



導入検討の進め方 (論点)

ウォーターPPPとは?	1頁
レベル3.5の4要件	6頁
交付金要件化	26頁
<u>導入検討の進め方</u>	34頁
「導入を決定済み」までの流れ	34頁
論点 長期契約に伴う論点 地元企業の参画 技術継承 災害対応 雨水排除施設、合流式下水道 リスク分担 物価変動及び災害への対応 更新(改築)と交付金 要求水準 モニタリング 情報公開 事業終了時の引継ぎ、事後検証	50 51 52 56 58 59 60 61 62 63 64 65 66 66 66 66 66 66 66 66 66 66 66 66
参考資料	67頁

導入検討の進め方(長期契約に伴う論点)



概要とポイント・留意点

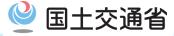
PPP/PFI手法選択GL(R5.3)

長期間の民間委託となるが、<u>地元企業</u>の参画可能性に配慮するにはどうしたらいいか? ※次頁も参照

- 下水道事業は、地元企業の寄与によって成り立っていることも多く、<u>PPP/PFI手法の活用に際しても</u> <u>地元企業の協力は重要</u>。地元企業にとってPPP/PFI手法の受託実績をつくる機会にもなることが想定 される。
- PPP/PFI手法の対象業務に地元企業が関与する場合は、地元企業への配慮・対策として、地元企業とのJVを参加要件とする、地元企業の活用を提案評価の加点要素にするなどが一般的である。
- ただし、PPP/PFI手法を用いて広範囲な業務を委託する場合、地元企業の受注機会が下がる可能性を想定して、地元企業の活用等の観点から、業務の一部を対象外としている事例もある。この場合、一概に業務を対象外とすることにも留意が必要である。マーケットサウンディング等を通して地元企業の意向を確認するなどが考えられる。

長期間の民間委託となるが、地方公共団体の技術力を維持するにはどうしたらいいか? ※95、96頁も参照

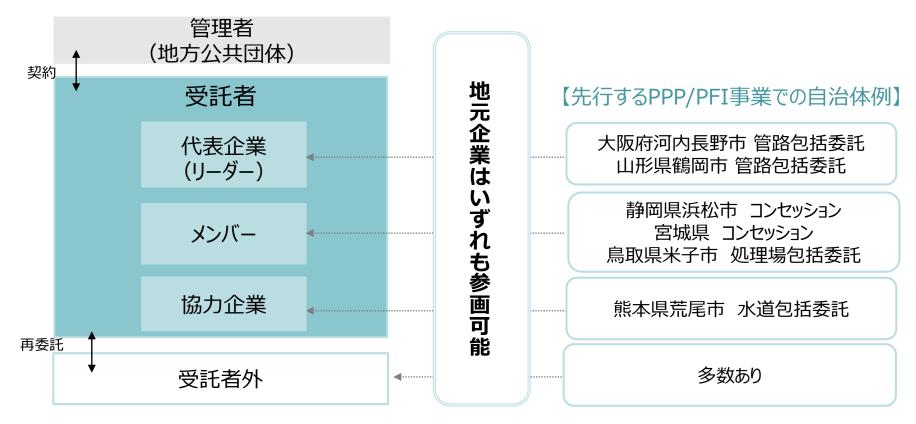
- 地方公共団体における技術力の維持という視点では、大部分の業務を委ねた後でも、<u>モニタリングや災</u> <u>害対応など行うための技術力は維持するべき</u>である。例えば、複数ある内の1処理場は直営体制を維持 すると判断した事例がある。
- なお、技術力を維持していくための対応として、受託した民間事業者が、業務に関する勉強会や施設見 学会などを開催し、地方公共団体職員が参加することで現場理解及びより良い官民連携を進めていく ための機会としている事例もある。



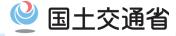
概要とポイント・留意点

(参考)地元企業の参画類型(イメージ)

- 地元企業がJVやSPC(特別目的会社)に参画することは全国的にも事例あり
- 参画に関する工夫としては、募集要項等に地元企業参画を定める、提案・選定に係る評価基準に地域要件を設ける等があり、手法は様々



- ※ 上記は更新実施型をイメージ
- ※ 更新支援型の場合であれば、管理者が別途発注する工事にも受託者として参画可能と考えられる



概要とポイント・留意点

(参考)官民連携事業における地元企業の参画事例

大阪府河内長野市 管路包括委託の事例

- 河内長野市では、管路施設の包括的管理業務を3期にわたり実施してきており、直近の第3期事業では、 これまで構成企業の一企業であった地元企業が、代表企業として活躍している。
- 地元企業が参画することにより、地理を熟知した迅速な対応や、緊急時の応援体制の構築が期待される。 また、委託者にとっても、地元企業の参画により業務の持続可能性が高まることが期待される。

第1期事業(H26.4~H28.3)

第2期事業(H28.4~R3.3)

第3期事業(R3.4~R8.3)

対象 施設

- 旧コミュニティプラント6地区内
- 汚水管渠、マンホール、中継ポンプ施設、 取付管、公共汚水桝等

(第1期の対象施設に加え)

雨水管渠、雨水函渠、マンホール、取付 管等

(第2期の対象施設に加え)

公共下水道、特定環境保全公共下水道(日野地区、滝畑地区)に拡大

対象 業務

- 計画的維持管理業務(巡視·点検、調査、 清掃、修繕)
- 計画等策定業務(維持管理計画・長寿 命化計画策定)
- 日常的維持管理業務(住民対応、事故対応、災害対応等)

(第1期の対象業務に加え)

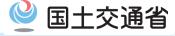
- 計画的維持管理業務(改築工事)
- 計画等策定業務(維持管理計画・長寿 命化計画策定(ストックマネジメント計 画))

(第2期の対象業務に加え)

- 実施設計業務·改築工事
- ・ 公共汚水ます設置・改築承諾調査業務
- ・ (計画等策定業務に代わり)計画等変更業務
- ストックマネジメント計画に伴う管路調査業務

実施 体制

受託者 受託者 代表企業 A社 第3期事業では 地元企業 が代表 地元企業 が代表 企業を担当 構成企業 A社・B社・C社・D社



概要とポイント・留意点

(参考)官民連携事業における地元企業の参画事例

熊本県荒尾市 水道事業包括委託の事例

- 荒尾市では、水道における災害協定を締結している荒尾市管工事協同組合の参画を応募資格として設定する他、事業者選定基準においても市内企業及び人材の活用を評価の視点として規定している。
- 1, 2期事業ともに荒尾市管工事協同組合がSPCへ出資するとともに、市内企業が協力企業として参画し、継続した地元企業の参画が確保されている。

第1期事業(H28.4~R3.3)

第2期事業(R3.4~R8.3)

対象 施設 市内所有のすべての水道施設及び市下水道処理区域の排水設備 ※ありあけ浄水場内施設は対象施設に含めない

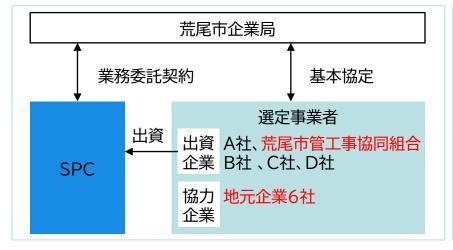
(第1期の対象施設と同様)

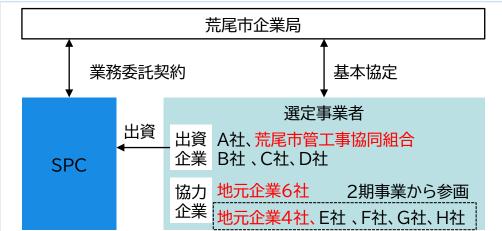
対象 業務

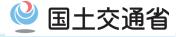
- 経営及び計画支援業務
- 管理支援業務
- 営業業務

- 設計建設業務
- 維持管理業務
- 危機管理対応業務

(第1期の対象業務と同様)





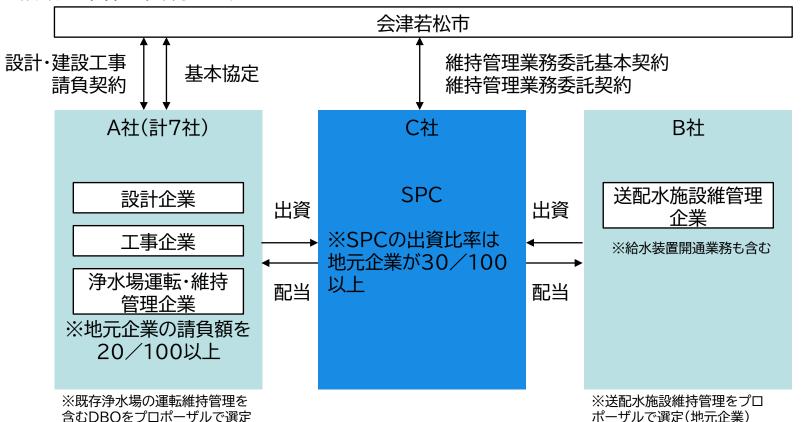


概要とポイント・留意点

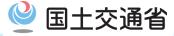
(参考)官民連携事業における地元企業の参画事例

福島県会津若松市の事例

- 浄水場の運転・維持管理業務と管路の維持管理等の業務を別々の事業としてプロポーザルにて公募したのち、それぞれの事業で選定された事業者が選定後に一体となってSPCを設立し、市は SPC との間で浄水場と管路の業務を一体とした維持管理業務の契約を行った。
- 水道法第24条の3に基づき、浄水場と管路の間での責任主体の明確化と一体性を保ちつつ、地元企業が担う領域の確保を実現した。



導入検討の進め方(技術継承)



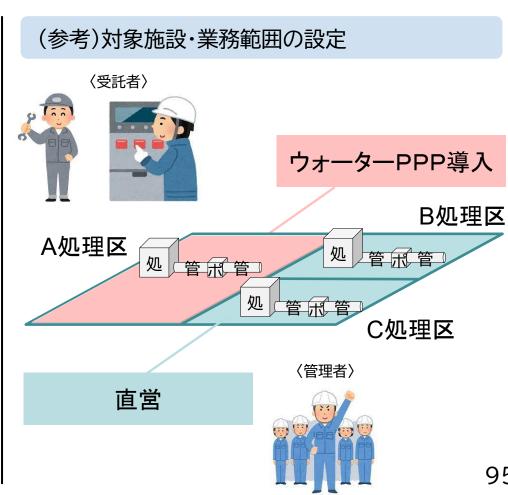
概要とポイント・留意点

- ウォーターPPP導入後、管理者によるモニタリングが必要かつ重要であり、技術力保持や技術継承は、 重要な課題と考える。
- 必要な技術を確保する方法として、例えば、外部機関との連携、受託者との連携、対象施設・業務範囲の 設定の仕方による工夫などが考えられる。

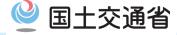
(参考)受託者との連携



管理者と包括事業者による災害復旧訓練の様子 (大阪府大阪狭山市)



導入検討の進め方(技術継承)



概要とポイント・留意点

(参考)官民連携により技術継承に取り組む事例

株式会社水みらい広島の事例

○ 官民出資会社である「株式会社水みらい広島」には、地方自治体からの退職派遣職員以外に、民間企業からの出向者や、同業種・他業種からキャリア採用された社員がおり、双方のノウハウを合わせるとともに、パートナー企業とも連携しながら、公共の課題である技術継承を現場、研修だけでなく、業務のデジタル化と並行して推進することを通じて、よりサスティナブルな水道事業運営を目指している。

公民のリソースを 活用した研修

- 公民連携会社の強みを生かして、様々な研修を開催
- 広島県の浄水場施設を活用した管路の維持管理研修
- 関係会社の工場でのポンプ分解整備
- ベテラン技術者による技術指導(技能道場)

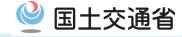
事業体OBによる 技術研修

- 水道経験、レベルに応じた研修内容
- ① 基礎講座(施設、資機材の仕組み、図面の読み方等)
- ② 管路管理実務(空気弁の清掃、漏水探査、水質検査等)
- ③ 危機管理、専門技術(漏水事故対応、腐食メカニズム、管路設計、 シーケンス制御、電気設備保守点検等)

業務のDX推進 (今後の予定も含む。)

- IT·DX関連分野の専門研修及び業務のデジタル化
- ① データ伝送技術、管内調査カメラ等
- ② DXマインドセット研修、DX体験セミナー、RPAワークショップ 基本・実践・活用セミナー、データドリブン経営セミナー等

導入検討の進め方(災害対応)



概要とポイント・留意点

コンセッション方式GL(R4.3)

災害等不可抗力発生時の対応における管理者と受託者の役割分担

- 災害等の不可抗力事象発生時においては、管理者と受託者は互いに協力して損害の復旧を行うこととなるが、役割分担については予め実施契約書に定めておくことが望ましい。
- 具体的には、必要な資機材の確保や、定期的な訓練の実施を要求水準書や事業継続計画(BCP)で規定 しておくことが重要である。
- また、緊急に行うべき作業については、可能な限り具体的に役割分担や手続について検討を行い、実施 契約に規定されることが重要である。

(参考)静岡県浜松市のコンセッション方式

○ 静岡県浜松市と運営権者が締結した実施契約書(浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業に係る公共施設等 運営権実施契約)には次の規定がある ※高知県須崎市、宮城県、神奈川県三浦市のコンセッション方式もほぼ同様

第53条 本契約で別途定める場合を除き、本契約締結日以降、不可抗力により本事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合、運営権者は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに市に対し通知するとともに、BCPに従い初期対応をしなければならない。

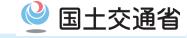
- 2 前項の場合において、市が本事業の継続のために必要と判断した場合、運営権者は市の指示に従う。
- 3 第1項の場合において、市は運営権者に対し、不可抗力による本事業への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。 また、市は不可抗力により履行困難となった運営権者の本契約上の義務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。

ただし、運営権者及び市は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

4 第1項の通知があった場合又は市が自ら不可抗力が発生していると認識した場合、市及び運営権者は、協議の上、運営権設定対象施設の 復旧スケジュールや公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づく国庫負担の申請等、本事業の復旧に向けて必要となる事業継続措置 とその後の役割分担を定め、それぞれ当該事業継続措置に従うものとする。

97

導入検討の進め方(雨水排除施設、合流式下水道)



概要とポイント・留意点

雨水排除施設の考え方

コンセッション方式GL(R4.3)

○ 対象施設について、一旦、すべての施設・業務を念頭に置いて導入検討を開始する際、分流式下水道の 雨水処理に係る施設(雨水管、雨水ポンプ場等)も含まれる

(参考)合流式下水道、雨水排除施設のリスク分担等

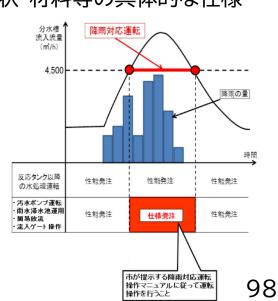
- 例えば、汚水とあわせて雨水を排除している<u>合流式下水道では、施設能力を超える降雨等で災害が発生する恐れがあり、過度なリスクを受託者に求めることは適切ではない</u>と考えられる。
- <u>雨水に関する業務の要求水準を定めるにあたっては、運転操作要領等を定めるなどの仕様発注に準じたものとし、受託者の責任範囲を明確にする</u>ことが必要。
- 受託者に過度な負担を負わせるおそれのある事項については、仕様規定(形状・材料等の具体的な仕様を規定する方法)を妨げるものではない。
- 雨水ポンプ施設運転操作等についても仕様規定の適用が考えられる。

(参考)雨水ポンプ上の仕様規定

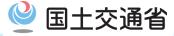
処理場等包括GL(R2.6(公社)日本下水道協会)

○ 処理場等包括GLには、次のような事例が示されている 合流ポンプ場の事例:

処理場の分水槽流入量が4,500㎡/hを超える期間においては、汚水ポンプの運転、雨水耐水池の運用、簡易放流、流入ゲートの操作を仕様発注とし、発注者が示す「降雨対応運転操作マニュアル」に従うこと。



導入検討の進め方(リスク分担)



概要とポイント・留意点

基本的な考え方

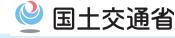
- リスクを最も適切に管理することが可能な者がリスクを負担することが基本であるが、リスク対応コスト の最小化及びリスク発現時の円滑な対処のために、リスクの詳細な洗い出しを行い、管理者と受託者の 責任範囲を明確にしておくことが重要。
- リスクの種類としては、例えば、天災等の不可抗力、法令等変更、物価変動、計画・設計・仕様変更、水量 の変動、施設瑕疵などをはじめ多種多様なリスクが想定される。
- 保険付与により、工事中や維持管理中に生じる不慮の損害に対応することが可能である。保険付与の義務づけに際しては、保険料が契約金額に転嫁されることにも考慮する必要がある。

(参考)リスク分担のイメージ

コンセッション方式GL(R4.3)

リスクの 種類	リスクの内容	負担者		リスカ八担の老さ士	
		管理者	受託者	リスク分担の考え方	
	天災(暴風、洪水、高潮、地震その他の異常天然現象)、人為的事象(戦争、テロ、暴動等)、その他(放射能汚染、放火、疫病、第三者の悪意及び過失など)等、通常の予見可能な範囲外のものであって、施設の運営に直接影響を及ぼす事象	0		国庫負担法に該当する天災は、原則、管理者側(国費 負担)で負担する。	
不可抗力			0	管理者が予め指定する保険により対応可能な範囲は 受託者が負担する。	
			0	国庫負担法に該当せず、保険によっても対応が不可能な不可抗力については、受託者が経営努力により事業維持を目指す。	
		0		経営努力を行っても、なおリスクを負担しきれない場合については、管理者が負担することが考えられる。 90	

導入検討の進め方(リスク分担)物価変動、災害への対応



各種ガイドライン等改正の概要

内閣府ホームページ

- ○PFI事業における物価変動及び災害への適切な対応方針を示すため、PFIに関するガイドライン等を改正 (今和6年6月3日改正)
- ○PFI推進委員会での審議を経て、PFI推進会議で決定 (※契約の基本的考え方及び標準契約は、PFI推進委員会における審議の後、内閣府として公表。)

ガイドライン等改正による記載内容

1. 物価変動への対応

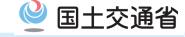
-	T . 700111	以及野へのが	יאוני
新規契約	予定価設定(格の適切な ①)	○管理者等は、予定価格に市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させることが必要であること 【プロセスガイドライン P.22】
※	サービス対価改定物価変動に基づく	市場価格 を的確に反 映する物 価指数の 採用 (②)	 ○ (物価指数の例示は、経済社会情勢の変化等に伴い不適切になり得るため削除し、別途提示することを検討) ○管理者等は、事業者が実際に用いる財・サービスの市場価格が的確に反映される物価指数を採用することが必要であること ○具体的には以下が望ましいこと ・市場価格に対する感応度が高い物価指数を採用すること ・対象業務ごと、対象費用項目ごと、対象地域ごとに連動した物価指数を採用すること ・あらかじめ入札説明書等に物価指数の案を明示した上で、事業者との協議により決定すること 【契約ガイドライン P.88】
		サービス 対価改定 の基準時 点(③)	○サービス対価改定の基準時点を契約締結日のほか契約締結日よりも前の入札公告日等とすることが考えられること ○サービス対価改定の基準時点を契約締結日よりも前の入札公告日等とすることにより、物価変動をより的確に反映し事業者の負担する 物価変動リスクを減じることができると考えられること 【契約ガイドライン P.88, 89】【契約の基本的考え方 P.19, 20】【標準契約第50条、51条】
毘荇製糸	יוייוי כיוי	:結後の 更 (④)	 ○管理者等は、サービス対価改定に適切に対応する必要があること ○管理者等は、事業者から契約変更の協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図ることが必要であること ○契約変更について、管理者等に不利となるものは認められないとの考え方もあるが、事業における当初の官民のリスク分担、物価変動の影響等を踏まえた上で、契約変更をして当該事業の実施を継続する方が新たに事業者選定を行うよりも管理者等にとって有利と考えられる場合には、契約変更が認められると考えられること 【契約ガイドライン P.89】

2. 災害への対応

○災害時における管理者等と事業者の役割分担・情報連絡体制等に関することを募集の際にあらかじめ明示しておくことが望ましいこと

【プロセスガイドライン P.19】

導入検討の進め方(リスク分担)更新(改築)と交付金



概要とポイント・留意点

コンセッション方式GL(R4.3)

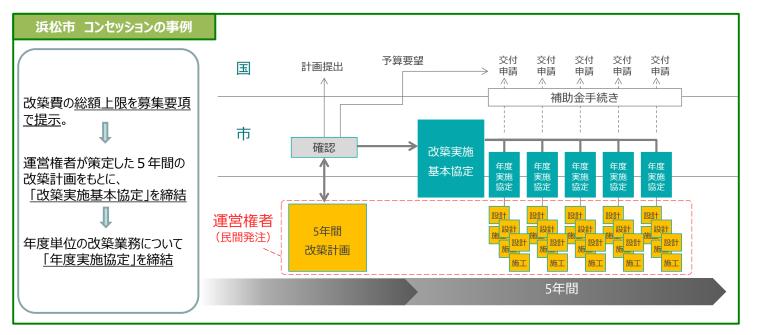
(参考)神奈川県三浦市のコンセッション方式

三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業公共施設等運営権実施契約書

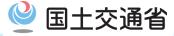
○「・・改築に係る国交付金の要望額に対して<u>国の予算の配分額が相違する場合</u>においては、・・<u>単年度対象改築業務に要する費用は、当該国の予算の配分額をもとに算出された額とする</u>。この場合において、市は、・・運営権者と協議の上、・・<u>単年度対象改築業務の内容を、国交付金に係る国の予算の配分額に合わせた内容とする</u>ものとし、運営権者は、これに異議を述べない。」と規定

(参考)静岡県浜松市のコンセッション方式

○ 事業期間中における更新工事の上限金額については当初契約の民間事業者選定時に競争等を通じて 定めた上で、詳細な個別工事の実施内容については、年度単位で協定等として規定



導入検討の進め方(要求水準)



概要とポイント・留意点

要求水準とは?

コンセッション方式GL(R4.3)

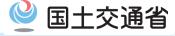
- 管理者が要求する内容や質を決め、サービスの質を確保するためのもの。
- 受託者に責任を持たせながら、創意工夫の最大限の発揮や的確なモニタリングを行うために、<u>管理者が</u> <u>求める条件や内容を要求水準書として明記</u>する。

(参考)神奈川県三浦市のコンセッション方式

三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業要求水準書

	項目	概要(抜粋)	
1	総則	本書の位置付け、用語の定義、事業概要	
2	経営に関する要求	経営計画書、実施体制、財務管理、内部統制、情報開示、委託等、モニタリング、危機管理・技術管理、環境対策・地域貢献、個人情報保護	J
3	各種計画支援に関する要求	ストックマネジメントに係る検討、下水道事業計画変更案の作成、アクションプラン変更案の作成	3
4	処理場・ポンプ場及び管路施設の性能全般に関する要求	汚水処理、汚泥処理、管路施設、公害防止、取得したデータの取り扱い、 業終了時に求める施設状況	事
5	処理場・ポンプ場及び管路施設の改築に係る企画・調整・実施 に関する要求	改築全般、改築費用、改築工事	
6	処理場・ポンプ場の維持管理に係る企画、調整、実施に関する 要求	維持管理全般、維持管理計画書、維持管理報告書の概要、処理場・ポンプ場における運転管理、処理場・ポンプ場における保全管理	プ
7	管路施設の維持管理に係る企画、調整、実施に関する要求	維持管理全般、維持管理計画書、管路施設の維持管理、住民対応業務	
8	管路施設の増築に関する要求	管路施設の増築に関する要求水準	
9	契約終了時の措置	施設機能確認、引継	102

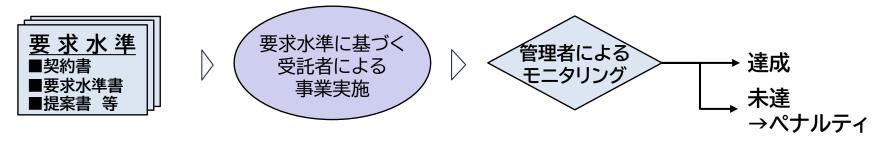
導入検討の進め方(モニタリング)



概要とポイント・留意点

モニタリングとは?

- モニタリングとは、管理者の責任をまっとうするため、事業実施状況の確認をすることであり、受託者が 契約等に規定された業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否か等を確認するもの
- 受託者によるセルフモニタリング、管理者によるモニタリング、第三者によるモニタリング等を組み合わせて必要十分なモニタリングを実施することが重要
- モニタリングで契約書や要求水準書に規定する内容等が充足されていないことが判明した場合、管理者 は受託者に対して是正措置等を要求



(参考)レベル3.5のモニタリングの重要性

- レベル3.5は、長期契約(原則10年)、維持管理と更新(改築)の一体マネジメントが要件であり、これまでの包括的民間委託等よりも事業規模が大きくなりやすい等、モニタリングの必要性や重要性は高いことが考えられる
- また、性能発注(要求水準)の履行確認、リスク分担の具体的な調整・実現、プロフィットシェアの費用縮減分 の確定や分配の調整・実現等、モニタリングの役割・機能が要求される場面も多いと想定される
- モニタリングの詳細は、今後さらに検討の上、具体化を進めていく

導入検討の進め方(情報公開)



概要とポイント・留意点

基本的な考え方

- 透明性確保の観点から、レベル3.5開始後も積極的な情報公開を行うことが望ましい。
- 情報の内容により、受託者自ら公開する方法と管理者が公開する方法が考えられる。
- 情報公開については、予め実施契約や要求水準等において定めることが望ましい。
- ウォーターPPPの事業期間終了時に電気設備等のベンダーが変更となる場合、ベンダー間の引継ぎが 円滑に進められるような契約内容としておくことが重要

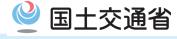
(参考)ベンダーロックインとは?

○ ソフトウェアの機能改修やバージョンアップ、ハードウェアのメンテナンス等、情報システムを使い続ける ために必要な作業を、それを導入した事業者以外が実施することが できないために、特定の事業者 (ベンダ)を利用し続けなくてはならない状態のこと

(参考)官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書(R4.2 公正取引委員会)

- 公正取引委員会としては,デジタル庁等の関係府省庁と連携しながら,本報告書で示した考え方の普及・啓発に努めることにより,官公庁,ベンダー等において自主的な取組が行われ,<u>官公庁の情報システム調達において公正かつ自由な競争が促進されることを期待</u>する。加えて,<u>情報システム調達における</u>独占禁止法違反行為に対しては,厳正に対処していく。
- 民間における情報システムに係る取引においても,本報告書と同様の論点を有する部分については本報告書における考え方が有用であると考えられることから,<u>官公庁にとどまらず広く情報システム調達に携わる関係者においても,本報告書で示した考え方に留意し,ベンダーロックインや独占禁止法違反行為の未然防止に取り組むことを期待</u>する。

導入検討の進め方(事業終了時の引継ぎ、事後検証)



概要とポイント・留意点

基本的な考え方

- 事業終了時においては、当該事業の事後検証や次期事業に向けた引継ぎ等が必要となる。
- 次期公募における競争性の確保のため、受託者が事業終了時に必要な情報を管理者に受け渡すこと、 受け取った情報を公募時に掲示すること等について、予め合意しておくのが望ましい。

事後評価の実施、次期事業手法の検討

管理者

○ 当該事業の財政負担の軽減、サービスの向上等の効果や課題を明らかにし、次期事業手法を検討。

施設状態の確認

受託者

○ 施設を、管理者との間で予め定めた要求水準等を充足する状態にして、管理者/次期受託者へ引き継ぐ。

次期受託者への引継ぎ

管理者

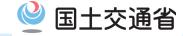
受託者

- 受託者は、引き継ぎ事項の整理を行った上で、管理者/次期受託者に対する引継ぎや技術指導を実施。 (例)運転操作マニュアル、施設運転時における機能の発揮状態、物品の在庫等
- 引き継ぎ事項は管理者が具体化し、要求水準等に記載した方が、管理者/次期受託者に円滑に引き継ぐ ことが可能。

参考資料

ウォーターPPPとは?	1頁
レベル3.5の4要件	6頁
<u>交付金要件化</u>	26頁
<u>導入検討の進め方</u>	34頁
参考資料	67頁
【参考】なぜウォーターPPPが必要なのか? 【参考】PPP/PFI検討会 ウォーターPPP分科会 【参考】民間事業者等向け説明会 ウォーターPPPの参考となる事例 群馬東部水道企業団 荒尾市水道事業包括委託(第2ステージ) 大船渡浄化センター施設改良付包括運営事業 守谷市上下水道施設管理等包括業務委託	68頁 70頁 71頁 71頁 72頁 73頁 74頁

【参考】なぜウォーターPPPが必要なのか?



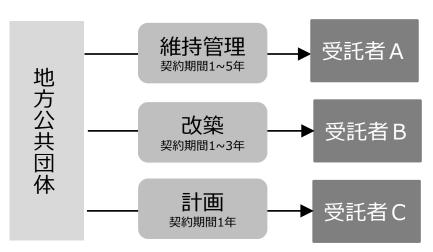
概要とポイント・留意点

(参考)ウォーターPPP(レベル3.5)の必要性とイメージ

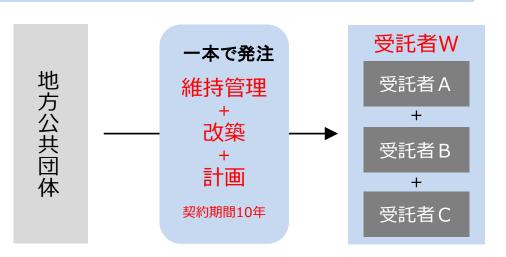


従来の業務形態 ~個別発注~

これからの業務形態~ウォーターPPP~

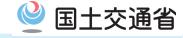


- ○各取組に応じて、発注・契約・管理等を実施。短期間。
- → (自治体) 発注と管理に追われて、人手不足の中大変。 複数の工事の調整も高度で困難。
- → (民間)業務が小さい・短い人手がかかり利益も上げづらい。



- ○各取組が一体化、発注・契約・管理等一元化
 - ▶自治体・民間双方にとって、事務負担の軽減
- ○契約期間が長期 ▶ スケールメリットが大きく民間も利益を上げやすい
- ○各取組間での連携がスムーズ▶事業の効率化、自治体の労力減

【参考】PPP/PFI検討会 ウォーターPPP分科会



① 趣旨目的

- 下水道事業において、地方公共団体の執行体制の脆弱化、財政状況の 逼迫、老朽化施設の増大等が進む中、下水道の機能・サービスの水準をい かに確保していくかが喫緊の課題。
- 「PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)」(第19回民間資金等活用事業推進会議)が決定され、水道、下水道、工業用水道分野において、コンセッション方式に加え、同方式に段階的に移行するための官民連携方式として、新たに「管理・更新一体マネジメント方式」を含めた「ウォーターPPP」の活用が位置づけられた。
- これを受け、ウォーターPPP を導入する際に課題となる事項や解決方策に 対して具体的な検討を行い、もって、下水道におけるウォーターPPP 導入の 促進、下水道事業の持続性向上を目的とし、本分科会を設置。



② スケジュール 2024 (令和6) 年度予定

年月	目	回	開催方法、概要等
	8/2 (金)	第2回 ウォーター PPP分科会	現地会場(東京)のみ 【情報提供+班別討議】
2024 (R6)	9月 上旬	第3回 ウォーター PPP分科会	現地会場(大阪)のみ 【情報提供+班別討議】
	10月 上旬	第4回 ウォーター PPP分科会	現地会場(福岡)のみ 【情報提供+班別討議】

③ 第1回ウォーターPPP分科会 開催概要

∃ 時:令和5年10月5日(木曜日)14:00~17:00

場 所:国土交通省10階共用大会議室 参加者:約130名(約80地方公共団体) 有識者:近畿大学 浦上拓也 教授

東京大学 加藤裕之 特任准教授 早稲田大学 佐藤裕弥 准教授

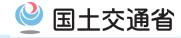
内 容:国土交通省からの情報提供+班別討議(全4班)

項目	議論された課題
長期契約	・ 庁内・議会・住民・地元企業等への説明・ 災害対応の官民の役割分担(職員体制・技術継承)・ 民間事業者の参画意欲・ 地元企業に配慮したい場合の方法 等
性能発注	どのような性能規定(要求水準)で、どのようなリスク分担とするか(特に、管路の要求水準、リスク分担、実際の評価等)要求水準書の作成等、導入検討費用増大の懸念等
対象施設・業務範囲 の設定	・ 民間事業者の参入意欲の確認、民間事業者との対話・ 流域下水道と流域関連公共下水道の連携 等
プロフィットシェア	プロフィットシェアの設定方法等のイメージ性能発注とプロフィットシェアの関係性 等
導入検討の進め方	・ 民間事業者の受託体制の考え方・ 下水道公社が受託者となるパターンの整理 等





【参考】下水道分野における「ウォーターPPP」の民間事業者等向け説明会



概要とポイント・留意点

- 民間事業者等の理解促進、担い手拡大を目的として、初の民間事業者等向け説明会を実施したところ、 多くの方々ご参加いただき、民間事業者側でもウォーターPPPへの関心が寄せられていると認識
- 自治体からは担い手やアドバイザーが不足するという懸念の声も聞こえるところ、引き続き、国土交通 省から民間事業者等に対し、積極的な官民対話、事業への参画について呼びかけを行う

【開催概要】

日 時:令和5年10月30日(月)10時30分~11時30分

実施方法:オンライン

内 容:①PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)の概要

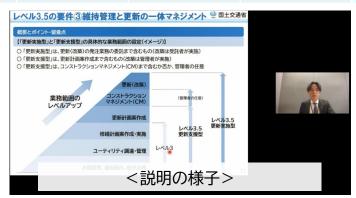
②下水道分野におけるウォーターPPP「管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の考え方 等

参加者数:427者、2,515名

<参加民間事業者等の業種別内訳>

維持管理	コンサル	建設	メーカー	公社	業界団体	金融	その他	<u>合計</u>
135	95	79	35	18	17	9	39	<u>427</u>





上水道

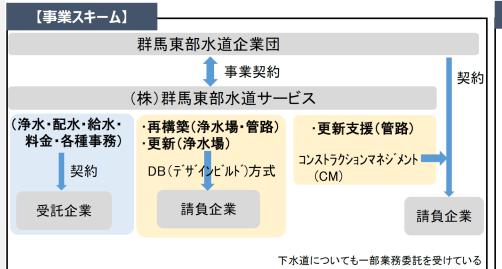
群馬東部水道企業団

長期契約 性能発注 維持管理&更新 プロフィットシェア

〇3市5町の水道事業広域化により企業団を設置し、公募を経て設立された官民出資会社に水道事業の運営及び更新工事を委託。

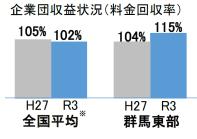
【概	更】	
事業主体		道企業団(一部事務組合) 市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町)
事業者		詳馬東部水道サービス 団、(株)明電舎、(株)ジーシーシー自治体サービス、(株)クボタ)
給水人口	447,697人	、(2021年)
契約金額	約299億円	(税抜き)
契約期間	平成29年(2017)4月1日~令和7年(2025)3月31日 (8年間)
発注形態	性能発注	
事業内容	•更新(浄水	取水・配水・給水・料金・各種事務等) 場・管路等) 財務業務・各種管理業務等の支援業務等
プロフィットシェア	電気代等の	ユーティリティ費や修繕費の削減分は清算しない。





【事業の効果】

全国的に水道経営の厳しさが増す中、企業団の経営状況は改善傾向



- 施設統廃合等の更新工事に対し、官民 連携スキームを導入
 - 広域化・垂直統合・官民連携事業により、

◆広域化・垂直統合(県の2浄水場の譲受)

の効果により給水に係る原価を抑制

◆広域化により増加した維持管理業務や

*総務省 平成27年度地方公営企業年鑑 P60第7表-1及び 料金回収率が大幅に改善 令和3年度地方公営企業年鑑 P59第7表-1より

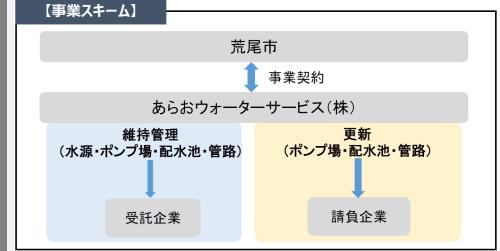
110

上水道

荒尾市水道事業包括委託(第2ステージ) 長期契約 性能発注 維持管理 & 更新 プロフィットシェア

○市内すべての水道施設の維持管理・更新を一体的に民間に委託し、給水サービスの維持向上、持続可能な経営を実現。

【概 里	要]
事業主体	熊本県荒尾市
民間事業者	あらおウォーターサービス株式会社 (出資者:メタウォーター(株)、荒尾市管工事共同組合、(株)エースウォーター、国際 航業(株)、(株)NTTデータ)
給水人口	48, 509人(2021年)
契約金額	約58億円(税込み)
契約期間	令和3年(2021)4月1日~令和8年(2026)3月31日 (5年間)
発注形態	性能発注 (水道法に基づく第三者委託に、営業業務、建設設計業務、総務系業務を加えた包括的な業務)
事業内容	・維持管理(水源、ポンプ場、配水池、管路等)・更新(ポンプ場、配水池、管路等)・経営・計画更新支援・窓口、検針、料金収納業務・危機管理対応業務等
プロフィットシェア	・契約には含まれていない(毎年度出来高に応じて支払い)
その他	・PFI法第6条に基づく民間提案により事業形成





【事業の効果】

1.人的基盤の確保

荒尾市 包括委託第1ステージの評価・検証結果より

- ・民間企業により、技術職員数は30%増加(13人→17人)。
- 全職員に占める水道技術に関する資格所得度は10ポイント増加(7%→17%)。
- 技術士等の高度な技術及び経験を有する有資格者が配置

2.給水サービスの維持向上

- 顧客満足度として、窓口利用者サービスの満足度は9ポイント増加。
- ペーパーレス化の推進や、包括委託による入札プロセスの削減等により、 業務あたりの作業時間が最大6%短縮。
- 地域企業にとって入札手続き負荷の軽減に繋がる。
- ICT技術を取り入れた事業継続計画(BCP)の策定及び訓練の実施。

3.需要減少下での経営の維持

- 財務状況は包括委託前の水準を維持。
- 包括委託前よりも収納率は高い水準。
- 包括委託前に比べて地域人材雇用数は24%増加(33人→41人)。
- •地域企業が水道事業経営へ参画できるようになった(地域からの意見)。
- 実践に即した長期的な視点に立った水道ビジョン等を策定。 参照:https://www.city.arao.lg.jp/kurashi/suido/jigyo/page13649.html

大船渡浄化センター施設改良付包括運営事業 長期契約 性能発注 解持管理 & 更新 プロフィットシェア

○最新技術を活用した下水処理場の改良工事、維持管理、更新計画案の策定を一体的に民間に委託し、大幅なコスト削減を実現。

【概 要】 岩手県大船渡市 事業主体 大船渡下水道マネジメント株式会社 民間事業者 (出資者:メタウォーター(株)、(株)テツゲン、メタウォーターサービス(株)) 処理人口 11. 153人(2023.3.31時点) 契約金額 約22.8億円 平成30年(2018)4月1日~令和5年(2023)3月31日 (5年間) 契約期間 発注形態 性能発注 •維持管理(処理場) 事業内容 ・改良工事(処理場) ※管路は対象外 •計画更新提案 ・電気代等のユーティリティ費や修繕費の削減分は清算しない。 プロフィットシェア

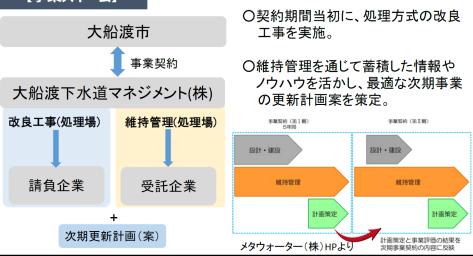
【位置図】 青森県 秋田県 岩手県 山形県「宮城県 福島県 大船渡市資料より

- 〇下水道の整備区域拡大により処理 水量は毎年増加しており、処理系 列の増設等処理能力の早急な増 強が必要
- 〇一方、将来的には人口減少に伴う 処理水量及び使用料収入の減少 が見込まれ、民間ノウハウを活用 した効率的かつ持続可能な管理 運営が必要



大船渡市浄化センター

【事業スキーム】



【事業の効果】



の処理能力を増強できる最新技術 の導入により、整備費・維持管理費 を削減。

(高効率施設) 従来方式 新方式 費用 施設整備 約44億円 約17億円 維持管理 約7.5億円 約6.9億円

高効率 固液分離設備 高速ろ過装置 000 大船渡市資料上

〇改良工事と維持管理の一括委託に

加え、施設を増設せずに既存施設

上水道

農集

下水道

守谷市上下水道施設管理等包括業務委託

長期契約||性能発注||維持管理&更新||プロフィットシェア

〇水道、下水道、農業集落排水の運転管理、上下水道事業に関わるコンサルタント業務を包括的に民間事業者に委託。

【概 要】 茨城県守谷市 事業主体 ウォーターエージェンシー・オリエンタルコンサルタンツ・中央設計技 事業者 術研究所 共同企業体 上水道:70,017人(2022年) 給水人口 下水道:69,841人(2022年) 処理人口 農業集落排水:563人(2022年) 契約金額 約73億円(税込み) 令和5年(2023)4月1日~令和15年(2033)3月31日 (10年間) 契約期間 性能発注 発注形態 ・運転管理、保守管理、修繕(配水場・ポンプ場・排水処理施設等) ・コンサルタント業務(計画、設計、施工管理) 事業内容 •緊急対応業務 改善提案により低減された委託料を官民で折半 プロフィットシェア

【位 置 図】





下水道事業

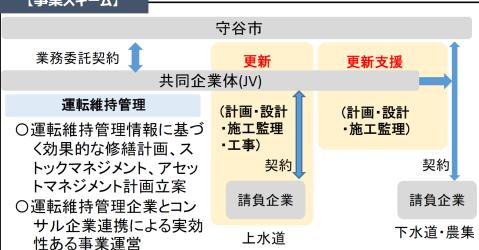


農業集落排水事業



守谷市上下水道事務所資料より

【事業スキーム】



【事業の効果】

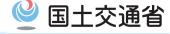
- ◆官民の役割分担の最適化により、執行・運営・危機管理等における実施体 制の強化を実現 ⇒ 職員の負担軽減、執行体制の強化
- ◆IoT、AI技術の導入により、業務の効率化、省力化を推進
 - ・水質自動制御システムによる処理水質安定化と消費電力量の削減
 - •AI技術による運転監視サポート
 - ・クラウド型施設管理システムによる維持管理情報を起点としたマネジメント サイクルの確立
- ◆設計や計画策定、施工監理などの業務に国庫補助金を最大限活用による 市費の削減 ⇒ 10年間で約7億円の市費削減

第2回策定検討委員会

審議事項について



第2回策定検討委員会の審議事項について



笙
2
回
策
泛松
伏士
季
員
会

審議事項 1	段階的な広域型・分野横断型の案件形成イメージ
審議事項 2	レベル3.5の官民責任分担と具体的な調整・実現
審議事項 3	「更新計画案作成」について
審議事項 4	レベル3.5の入札・公募の留意点・ポイント
審議事項 5	都道府県に期待する役割
審議事項 6	レベル3.5の受託者
審議事項 7	レベル3.5の効果・メリット(VFM以外の説明可能性)

第3回 第3回 第定検討委員会(案)

- よりライフサイクルコスト縮減に資するプロフィットシェアの考え方
- 必要十分な履行確認(モニタリング)の考え方
- 中長期の事業期間を見据えた地元企業の参画、技術継承の考え方
- 民間事業者の創意工夫等により適正な利益を得られる環境の構築
- 建設業法等との関係

	審議事項 1	段階的な広域型・分野横断型の案件形成イメージ
第 2	審議事項 2	レベル3.5の官民責任分担と具体的な調整・実現
第2回策定検討委員会	審議事項 3	「更新計画案作成」について
定検	審議事項 4	レベル3.5の入札・公募の留意点・ポイント
討 委	審議事項 5	都道府県に期待する役割
真 会	審議事項 6	レベル3.5の受託者
	審議事項 7	レベル3.5の効果・メリット(VFM以外の説明可能性)

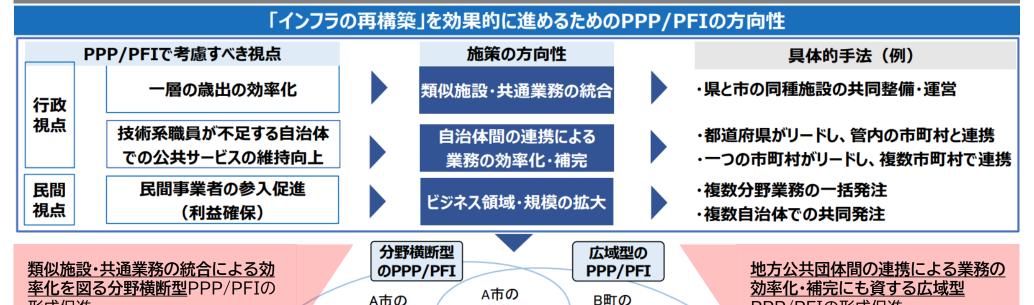
形成促進

段階的な広域型・分野横断型の案件形成イメージ 国



- PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)で提示された、広域型・分野横断型ウォーターPPPは、 事業規模拡大等の効果・メリットがあると考えられ、例えば、中小規模の地方公共団体がウォーターPPP の導入検討を進める際、有効な選択肢となりうる。
- しかし、広域型・分野横断型なウォーターPPPは、合意形成に時間を要したり、タイミングが合わない場合もある。そのため、段階的に同一の受託者がウォーターPPPを実施する場合でも、広域型・分野横断型ウォーターPPPとして位置づけ、その留意点・ポイントについて、第2.0版(実施編)で解説したい。

PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)概要に基づき国土交通省作成



段階的に同一の受託者がウォーターPPPを実施する場合も、実質的な分野横断型・広域型として位置づけ、可能性を広げたい

小規模施設

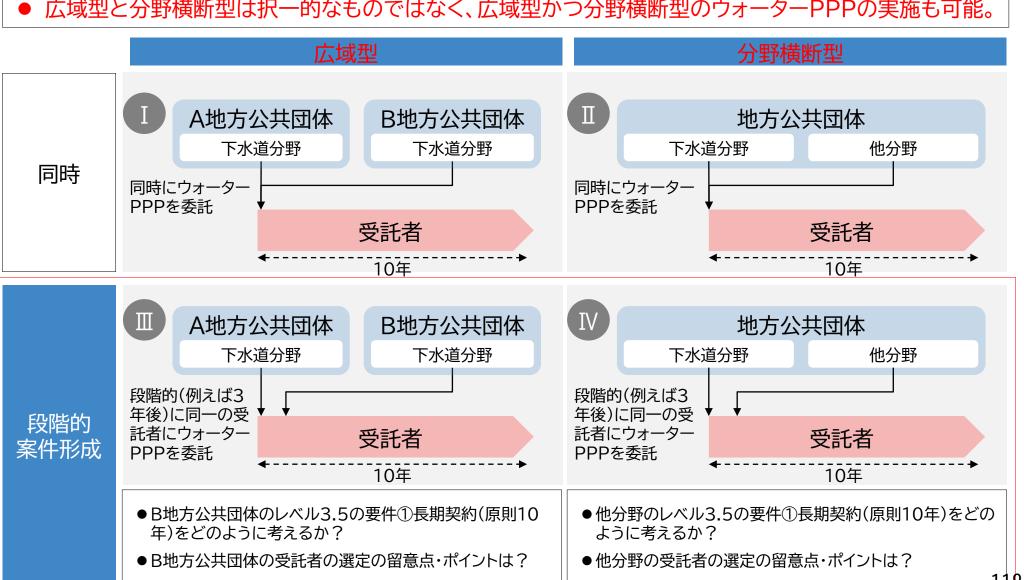
中核施設

他分野施設

PPP/PFIの形成促進

段階的な広域型・分野横断型の案件形成イメージ 国協議

- 広域型・分野横断型ウォーターPPPのイメージは次のとおり。
- 広域型と分野横断型は択一的なものではなく、広域型かつ分野横断型のウォーターPPPの実施も可能。

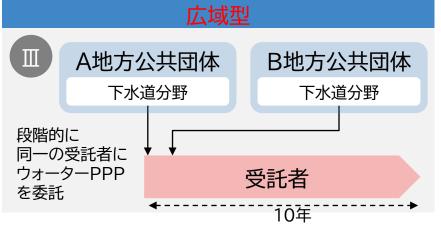


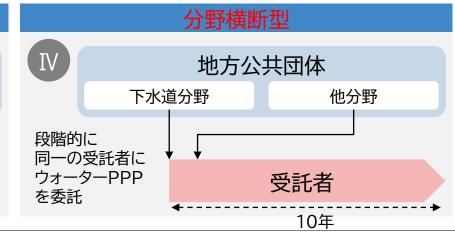
段階的な広域型・分野横断型の案件形成イメージ



● 段階的な<mark>広域型・分野横断型</mark>ウォーターPPPの効果・メリット、留意点・ポイントは次のとおり。

段階的 案件形成





効果・ メリット

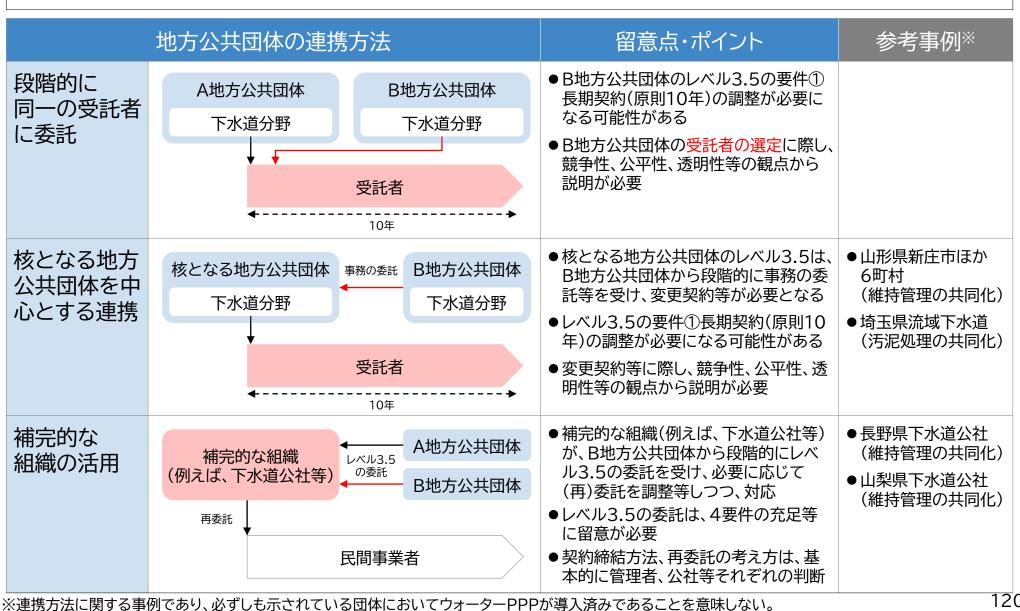
- 段階的に連携する他地方公共団体/他分野の合意形成/導入検討の時間を確保できる
- 先行する他地方公共団体/他分野での導入検討の情報・ノウハウを活用できる
- 実質的な事業規模拡大による民間の参画意欲や創意工夫の促進 (他地方公共団体/他分野の連携の可能性について、必要十分な情報開示に基づく官民対 話の繰り返しが必要)

留意点・ポイント

- レベル3.5の要件①長期契約(原則10年)の調整が必要になる可能性がある
- 受託者の選定に際し、競争性、公平性、透明性等の観点から説明が必要
- 広域型の場合は、地方公共団体の連携方法に応じて必要となる手続き等が異なる (次頁参照)

段階的な広域型・分野横断型の案件形成イメージ 国協議

【参考】 地方公共団体の連携方法に応じて異なる必要な手続き等



段階的な広域型・分野横断型の案件形成イメージット

「広域化とウォーターPPPの一体的な推進」(上下田の貝を

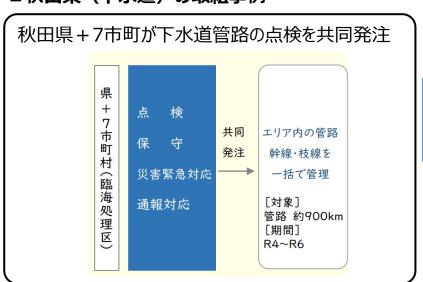
【広域化及びウォーターPPP推進上の課題】

- ○<u>事業統合等による広域化</u>は、地方公共団体間の料金や財政状況の格差、人的・財政的負担等の利害調整を伴い、<u>合意形成に長期</u> 間を要する。
- ○小規模地方公共団体単独でのウォーターPPPは、事業性等の観点から民間事業者等の参画が困難な場合もある。

【一体的推進方策】

- ○複数地方公共団体による広域型のウォーターPPP*1の導入検討を働きかけ、積極的に支援*2し、好事例を横展開していくことで、 広域化及びウォーターPPP推進上の課題を同時解決する「ウォーターPPPを通じた水インフラ管理の広域化*3」を進めていく。
- *1「広域型のウォーターPPP」は、①複数地方公共団体の共同発注、②官民出資会社も含む株式会社等が段階的に複数地方公共団体の受託者となる場合等が想定される。
- *2 令和6年度予算で創設した「上下水道一体効率化・基盤強化推進事業」等を活用。(なお、複数地方公共団体でのウォーターPPP導入検討に対する補助上限額は4,000万円と 通常の2倍としている。)
- *3「ウォーターPPPを通じた水インフラ管理の広域化」とは、民間事業者等が面的に複数地方公共団体の水インフラ管理を担うことで実質的な広域化を図ることを指す。

■秋田県(下水道)の取組事例



令和6年度予算で創設した 「上下水道一体効率化・基盤強化推進事業」を 活用し、

広域型のウォーターPPPへの発展を検討中

そのほか、北海道、新潟県、高知県、熊本県においても複数地方公共団体によるウォーターPPPを検討中

PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)(R6.6.3 PFI推進会議決定)(抄)

③水分野の公共サービスの効率的・持続的提供のため、水道・下水道・工業用水道に加え、集落排水も含めた分野横断型・<u>広域型のウォーターPPPの形成に</u>取り組む地方公共団体を積極的に支援する。(令和6年度開始) <農林水産省、経済産業省、国土交通省、内閣府> 121

	審議事項1	段階的な広域型・分野横断型の案件形成イメージ
第 2	審議事項 2	レベル3.5の官民責任分担と具体的な調整・実現
the state of the s	審議事項 3	「更新計画案作成」について
回策定検討委員会	審議事項 4	レベル3.5の入札・公募の留意点・ポイント
討 委	審議事項 5	都道府県に期待する役割
員 会	審議事項 6	レベル3.5の受託者
	審議事項 7	レベル3.5の効果・メリット(VFM以外の説明可能性)

レベル3.5の官民責任分担と具体的な調整·実現^{學 国土交通省}

- レベル3.5の導入検討では、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しをふまえ、適切に4要件 やリスク分担等を設定し、募集要項等(契約書や要求水準書を含む)に明確に規定することが、官民双方 の安定的な事業運営のためには不可欠
- レベル3.5の4要件のうち、特に、要件②性能発注と要件④プロフィットシェアは、第1.1版22頁(要件④ プロフィットシェアの発動条件)を参考に、明確な峻別が重要
- このほか、中長期にわたる事業期間中の、後発的な(想定外の)リスクへの対応策を考えておくべき

事業を開始するまで

必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返し

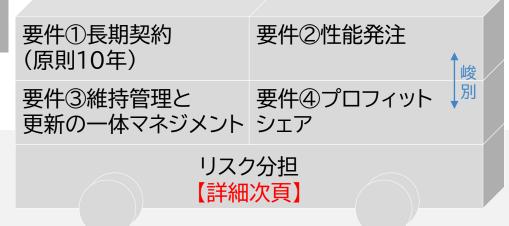
(官民双方にとって)適切な4要件やリスク分担等を設定

事業開始

後発的(想定外)リスクの可能性

対応策はあらかじめ考えておく 【詳細次々頁】

レベル 3.5





事業実施



レベル3.5の官民責任分担と具体的な調整・実現 国 は 2000年



【リスク分担】

- リスクは、最も適切に管理できる者が負担することが基本となる。
- リスク対応に伴うコストの最小化、および、リスク発生時の円滑な対処のために、リスク項目の詳細な洗 い出しを行い、管理者と受託者の責任分界を明確化しておくことが重要。

【導入検討時点】の対応

導入検討に際し、多様な観 点から発生しうるリスクを すべて抽出し、この影響度 を評価することが重要 リスクとして想定されず、 官民双方が管理できない

事項については、不可抗力

と整理

要求水準(例) 管路の詰まり件数の抑制 業務範囲、要求水準 業務範囲設定(例) の設定 • 点検計画の策定 民間事業者が適切に 点検の実施 リスク管理できるよ リスクの特定 リスク項目(例) うに業務範囲を調整 土砂・汚泥の堆積 (例)清掃を追加 リスクの評価 いいえ 民間事業者による リスク管理が適切か 業務範囲を調整しても リスク管理が困難か いいえ はい はい 管理者がリスク負担 民間事業者が リスクを負担 /業務範囲から除外

レベル3.5の官民責任分担と具体的な調整・実現學



【後発的な(想定外の)リスクへの対応策】

- 後発的な(想定外の)リスクが、一方の負担として押し付けられる状況を回避する必要
- まずは官民のコミュニケーションに委ねられるが、紛争調整会議や、中立的な第三者の関与を規定してお くことが、あらかじめの対応策として考えられる。

【事業実施中】のリスク発現時の対応

想定外のリスクの発現

(例)世界的な原材料費の品薄・高騰による資材 価格の短期間での上昇

官民のコミュニケーションの場の設定 (例)資材価格の高騰による契約金額の変更協議

- 官民のコミュニケーションの場を設定しておくことが重要
- 官民は対等の立場であり、協議が整わない等の場合に、一方の負担として 押し付けられる状況を回避する必要

(例)官による契約金額の変更協議の拒絶

関係者協議会

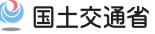
中立的な第三者の関与

• PFI事業で活用されている関係者協議会のような「場」を設定し、中立的な 第三者(専門家)が関与して、迅速に紛争を解決する仕組みが有効(先行事 例として浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業、レベル4)

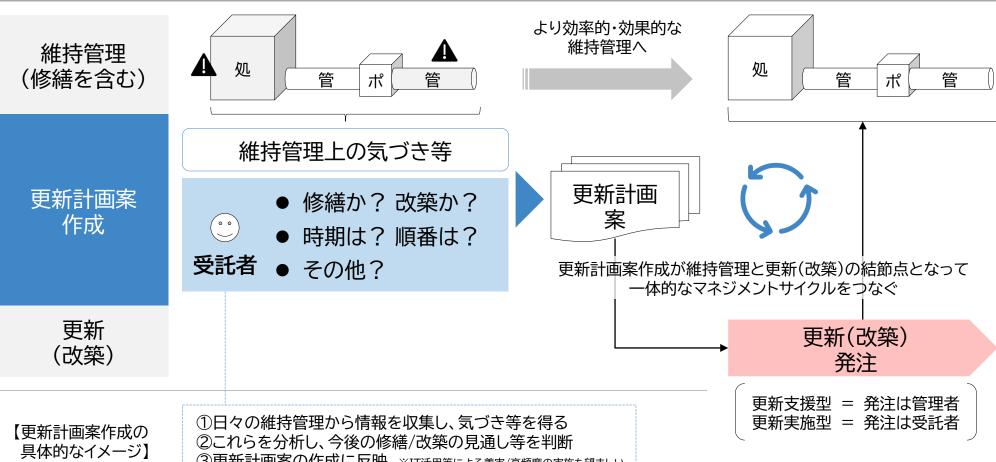
役割分担・費用負担の合意

	審議事項1	段階的な広域型・分野横断型の案件形成イメージ
第 2	審議事項 2	レベル3.5の官民責任分担と具体的な調整・実現
and the second s	審議事項 3	「更新計画案作成」について
回策定検討委員会	審議事項 4	レベル3.5の入札・公募の留意点・ポイント
討 委	審議事項 5	都道府県に期待する役割
真 会	審議事項 6	レベル3.5の受託者
	審議事項 7	レベル3.5の効果・メリット(VFM以外の説明可能性)

「更新計画案作成」について



- 「更新計画案作成」は、レベル3.5の要件③維持管理と更新の一体マネジメントの中心的な構成要素。
- 維持管理上の気づき等を、更新計画案の作成に反映し、これに基づく更新(改築)の結果、より効率的・効 果的な維持管理を実現でき、維持管理と改築を一体的に最適化するための結節点として重要。
- 受託者が作成する更新計画案は、管理者の確認を経て、管理者が策定するストックマネジメント計画にな りうるものが想定される。



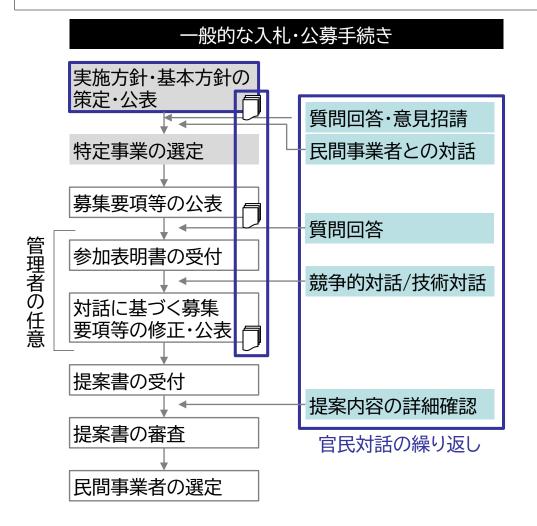
③更新計画案の作成に反映 ※IT活用等による着実/高頻度の実施も望ましい

	審議事項1	段階的な広域型・分野横断型の案件形成イメージ
第 2	審議事項 2	レベル3.5の官民責任分担と具体的な調整・実現
第2回策定検討委員会	審議事項 3	「更新計画案作成」について
定検	審議事項 4	レベル3.5の入札・公募の留意点・ポイント
討 委	審議事項 5	都道府県に期待する役割
	審議事項 6	レベル3.5の受託者
	審議事項 7	レベル3.5の効果・メリット(VFM以外の説明可能性)



【入札・公募手続きでの工夫点】

● 入札・公募では、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しが重要であり、手続きの各段階で必要十分な情報開示のうえ、官民対話の機会を設定していくことが望ましい。



入札・公募手続きにおける工夫(例)

- 実施方針/基本方針に類する資料を予め提示し、民間事業者からの意見を把握しておくことも有効であると考えられる。
- 民間事業者への情報開示も重要であり、可能な限り 初期段階からの情報開示・対話の設定が重要である。

対応例

- より多くの情報を開示
- 官民双方の負担軽減のため、資料の電子化、 様式の標準化
- オンラインで対話を実施
- 民間事業者へ求める提出書類は、負担を考え必要最低限することが必要である。
- 民間事業者側の負担を考慮しつつ、資料に対する質問回答の実施等、官民対話を繰り返し設定することが重要である。

対応

- 競争的対話による官民での要求水準やすり合 わせの実施
- 技術対話による民側の技術提案の改善、すり 合わせの実施

PFI事業契約では必須の手続き

凡例:





【更新実施型における改築見通しの提示】

- 「更新実施型」では、入札・公募に際し、更新計画(事業期間中の改築見通し)を提示。
- 管理者は、事業期間中の各年度の改築費用(交付金等を含む)や事業量の見通しを募集要項等に記載して明確化する必要がある。
- この改築見通しについて、レベル3.5では、どの程度明確化して記載すべきか。

GL第1.1版 P.20 より抜粋

(参考)三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業(レベル4)

○ 公募に際し、年度毎の想定事業費を提示した上で、事業期間合計及び改築計画期毎の事業費について 上限内での提案を求めた

																					単位:百万円
	令和5年度							令和12年度										令和22年度			
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	事業期間
	2024/3/31	2025/3/31		2027/3/31		2029/3/31		2031/3/31	2032/3/31	2033/3/31	2034/3/31				2038/3/31			2041/3/31	2042/3/31	2043/3/31	
:要工事(土木建築、機械·電気、管路施設)費	343.00	399.00	228.00	321.00	357.00	336.00	368.00	443.00	229.00	445.00	369.00	481.00	362.00	218.00	355.00	296.00	337.00	267.00	333.00	280.00	6,
<u>に価格</u> 本予定価格は、提案額の妥当性を図るために設定した閾値であり、改築計画	前期毎の主要エ	事費合計額を超	過する提案に	ついては、評価	の対象としない	。なお、本予定	価格についても	っ、市が便宜上部	≹定したものでも	り、リスク評価	を行うに当たっ	ての価格変動者	を準となり得るも	のではない。							(単位:百万
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度		
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	事業期間
	2024/3/31	2025/3/31	2026/3/31	2027/3/31	2028/3/31	2029/3/31	2030/3/31	2031/3/31	2032/3/31	2033/3/31	2034/3/31		2036/3/31	2037/3/31	2038/3/31	2039/3/31	2040/3/31	2041/3/31	2042/3/31	2043/3/31	
主要工事(土木建築、機械·電気、管路施設)費	292.00	344.00	197.00	281.00	313.00	293.00	323.00	390.00	190.00	385.00	315.00	417.00	316.00	180.00	304.00	249.00	287.00	234.00	292.00	244.00	5,8
牧築計画期毎の主要工事費合計	636	5.00			1407.00					1697.00					1336.00				770.00		5,8
堂権者提案	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度				令和14年度	令和15年度		令和17年度				令和21年度		令和23年度	令和24年度	単位:百万
設備区分	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	事業期間記
二木建築・付帯設備	2024/3/31	2025/3/31	2026/3/31	2027/3/31	2028/3/31	2029/3/31	2030/3/31	2031/3/31	2032/3/31	2033/3/31	2034/3/31	2035/3/31	2036/3/31	2037/3/31	2038/3/31	2039/3/31	2040/3/31	2041/3/31	2042/3/31	2043/3/31	
工个建筑·10 市政順 農械·富気設備																					
18 施設																					
年度合計																					
+18.5mm 牧築計画期ごとの合計					I.			<u> </u>													
改築計画期ごとの予定価格超過判定																					
																					(単位:百万F
筆費削減額	1																				
女築費削減額								1				1					I	l		I	l
學費削減額 效學費削減額 效學費削減額×0.5																					



【更新実施型における改築見通しと交付金<mark>等</mark>】

● 入札・公募で、改築見通しに交付金等を含むと、単年度の改築費用に制限がかかる場合があり、民間のリスクが大きくなる可能性がある。

GL第1.1版 P.62 より抜粋

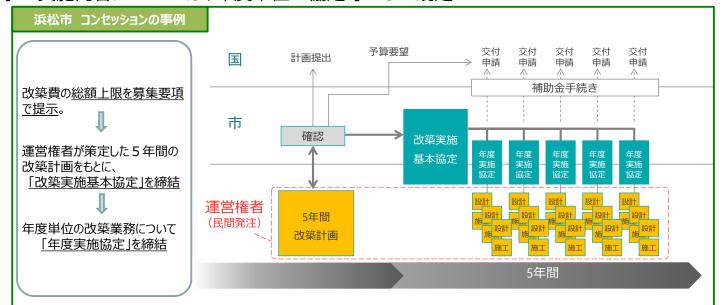
(参考)三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業(レベル4)

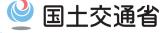
三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業公共施設等運営権実施契約書

○「・・改築に係る国交付金の要望額に対して<u>国の予算の配分額が相違する場合</u>においては、・・<u>単年度対象改築業務に要する費用は、当該国の予算の配分額をもとに算出された額とする</u>。この場合において、市は、・・運営権者と協議の上、・・<u>単年度対象改築業務の内容を、国交付金に係る国の予算の配分額に合わせた内容とする</u>ものとし、運営権者は、これに異議を述べない。」と規定

(参考)浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業(レベル4)

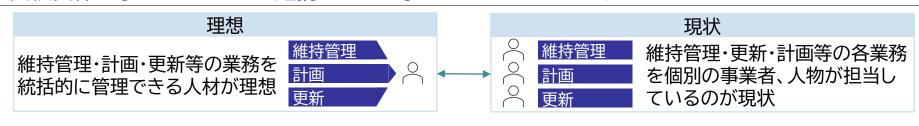
○ 事業期間中における更新工事の上限金額については当初契約の民間事業者選定時に競争等を通じて定めた上で、詳細な個別工事の実施内容については、年度単位で協定等として規定



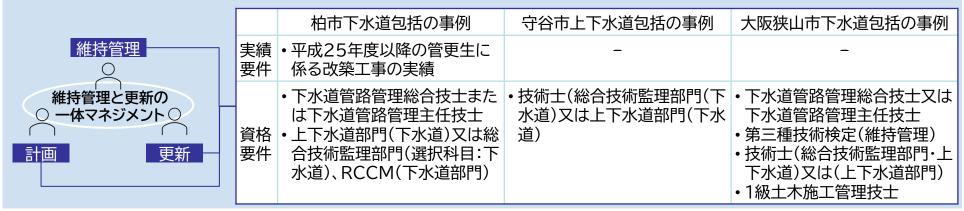


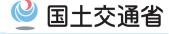
【統括的に管理できる人材に求める資格・実績要件】

- 適正な事業運営のためには、レベル3.5の業務(維持管理・計画・改築更新等)を統括的に管理できる人 材の配置に必要な資格や実績の要件を募集要項等で明確に規定することが望ましい。
- 上記の人材の不足が想定される場合は、維持管理・計画・更新等の各分野類における類似業務の資格・ 実績要件を求め、それぞれが連携するよう求めることが望ましい。



- 業務を統括的に管理できる人材の不足が想定される場合、各分野の実績・資格保有者が連携して維持管理と更新の 一体マネジメントに当たることが望ましい。
- 現状では、類似業務として維持管理(包括的民間委託等)、計画(ストックマネジメント計画策定業務等)、更新(各種工事等)の実績・資格要件の活用が想定される(※下表では、法令上求められる資格を除いた従事者の要件例を記載)





- 下水道法第22条で下水道管理者の資格要件が定められている(詳細次頁)が、ウォーターPPPを実施する場合、受託者側に有資格者を配置すればよく、管理者側に配置しなくてもよいと緩和しているところ
- ウォーターPPP事業後、管理者側に有資格者を配置しない場合には、受託者側に必要な資格や実務経験 年数の要件を満たす人材の配置を募集要項等で明確に求めることが必要

維持管理

下水道施設の維持管理・・・全手法で民間事業者側の配置で可。(※管路については、有資格者の配置は不要。)

実施設計・工事の監督管理等

設計図書の作成や工事の監督管理・・・①管理更新一体マネジメント方式(更新支援型):民間事業者が、地方公共団体の更新業務を支援し、更新は地方公 共団体で実施。

> ②管理更新一体マネジメント方式(更新支援型※CM方式):民間事業者が、コンストラクションマネジメント方式により地方 公共団体の更新業務を支援。

③管理更新一体マネジメント方式(更新実施型):民間事業者が施設更新を実施。

④PFI(コンセッション方式):民間事業者が施設更新を実施。

※②~④において、契約範囲外の工事がある場合は、下水道管理者側で施工する必要があり、下水道管理者側に 有資格者配置が必要。

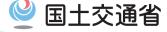
計画設計

基本構想・全体計画等の作成・・・事業計画で定める内容に基づいており、民間事業者による委託は不可。

	「PPP/PFI手法における下水道技術者の配置について> ※ <mark>O</mark> は、今回通知により有資格者の配置要件の緩和される対象。								監督 管理 等			計画 設計		
		PPP/PFI手法		定義	事業期的間な	· 運転管理	薬品等	補修 ・修繕	建設計改築	資金調達	料金収受	計画策定	合意形成	行権 使力
	レベル 1~3	包括的民間委	処理場・ ボンブ場	性能発注方式であることに加え、かつ、複数年契約を基本とする方式。	3~5年	0								
		託	管路	「管路管理に係る複数業務をパッケージ化し、複数年契約」にて実施している 方式。	3~5年									
		指定管理者制度		強制徴収等の公権力の行使を除く運転、維持管理、補修、清掃等の事実行為 を含む公共施設の管理・運営を民間事業者に委任する方式。	3~5年	0								
		管理・勇	夏新一体マネジメント方式 (更新支援型)	コンセッション方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式であり、コンセッション方式への段階的な移行形式のうち、維持管理と更新を一体的にマネジメントし、民間事業者が更新計画室までの作成等を行う方式。	10年	0								
	レベル 3.5		夏新一体マネジメント方式 所支援型)※CMを含む	コンセッション方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式であり、コンセッション方式への段階的な移行形式のうち、維持管理と更新を一体的にマネジメントし、民間事業者がCM方式により更新業務を支援する方式。	10年	0	_ _%	£1	O	h				
			管理・勇	夏新一体マネジメント方式 (更新実施型)	コンセッション方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式であり、コンセッション方式への段階的な移行形式のうち、維持管理と更新を一体的にマネジメントし、民間事業者の裁量により更新業務を行う方式。	10年	0			0	- »	(2		
	レベル 4	ル PFI(コンセッション方式)		利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を地方公共団体 が有したまま、運営権を民間事業者に設定する方式。	10~20年	0			0					

※1 仕様発注の場合を除く。

※2 全ての施設を一括委託する場合。



【表記例】 7 (3. 5) 下水道を含む関連インフ 全体の経験年数のうち

下水道の経験年数

ラの経験を合算した全体

の経験年数

<関連インフラ>

:下水道、上水道、工業用水道、河川、道路

・維持管理の場合

:下水道、上水道、工業用水道、し尿処理施設

・計画設計及び実施設計・工事の監督監理の場合!!■「監督管理等」とは、実施設計(計画設計に基づく具体的な設計)又は工事の 11監督管理(その者の責任において工事を設計図書と照合し、それが設計図書の ||通りに 実施されているかどうかを確認すること。)をいう。

・・■「維持管理」とは、処理施設等の運転管理等をいう。

下水道法 施行令第	区分	要件			資格取得に必要な下水道技術に関する 実務経験年数				
15条及び					監督管	維持管理			
同第15条 の3	卒業・修了した学校等	卒業・修了した学科等 履修した科目等		計画設計	処理施設 ポンプ施設	排水施設	処理施設 ポンプ施設		
第1号		土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程	下水道工学	5(2.5)	2(1)	1(0.5)	2(1)		
カ1ケ	旧制大学	土木工学科又はこれらに相当する課程	_		2(1)	1(0.5)	2(1)		
第2号	新利人子	土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程	下水道工学に関する学 科目以外の学科目	6(3)	3(1.5)	1.5(1)	3(1.5)		
		機械工学科、電気工学科又はこれらに相当する課程		6(3)	3(1.5)	1.5(1)	3(1.5)		
		土木科又はこれに相当する課程	_	8(4)	5(2.5)	2.5(1.5)	5(2.5)		
第3号	高等専門学校 旧制専門学校	機械工学科、電気工学科又はこれらに相当する課程		8(4)	5(2.5)	2.5(1.5)	5(2.5)		
		土木科又はこれに相当する課程	_	10(5)	7(3.5)	3.5(2)	7(3.5)		
第4号	新制中等教育学校 旧制中等学校	機械科、電気科又はこれらに相当する課程		10(5)	7(3.5)	3.5(2)	7(3.5)		
第5号	建設業法第27条による第二次検 定の合格者 (一級土木施工管理技士)	土木施工管理に合格した者		_	3(1.5)	1.5(1)	_		
第6号	技術士法による二次試験	下水道を選択科目として上下水道部門に合格した者			0(0)		0(0)		
	12191上/区による―/人氏場	水質管理又は廃棄物・資源循環を選択科目として衛生工学部門に合格した者			_	_	0(0)		
第7号	 日本下水道事業団法施行令第4条	第1種技術検定合格			2(0.5)	1(0)			
	第1項に定める技術検定	第2性技術快走合格			2(0.5)	1(0)			
第8号		第3種技術検定合格				— —	2(0)		
第9号	上記に定める学歴のない者	——————————————————————————————————————	— ————————————————————————————————————	— 2(1)	10(5)	5(2.5)	10(5)		
		5年以上在学(卒業)	下水道工学	2(1)	0.5(0.5)	0.5(0.5)	0.5(0.5)		
	新制大学の大学院又は専攻科・旧 制大学の大学院又は研究科	1年以上在学	下水道工学	4(2)	1(0.5)	0.5(0.5)	1(0.5)		
	短期大学の専攻科	1年以上在学 下水道工学		7(3.5)	4(2)	2(1)	4(2)		
第10号	国土建設学院等	上下水道工学科	_	8(4)	5(2.5)	2.5(1.5)			
	外国の学校	日本の学校による学歴、経験年数に準ずる。							
	指定された試験	下水道管理技術認定試験(処理施設)					2(1)		
	指定 国土交通大学校	専門課程下水道科研修			5(2.5)	2.5(1.5)			
	講習 日本下水道事業団	下水道の設計又は工事の監督管理資格者講習会			5(2.5)	2.5(1.5)			
L		下水道維持管理資格者講習会		_	_	_	5(2.5)		

出典:国水企第8号 国水下第3号、令和6年4月17日、「官民連携手法を活用した場合の下水道における監督管理等及び 維持管理に関する下水道法第22条における有資格者の配置等について」国土交通省水管理・国土保全局

第2回策定検討委員会	審議事項 1	段階的な広域型・分野横断型の案件形成イメージ
	審議事項 2	レベル3.5の官民責任分担と具体的な調整・実現
	審議事項 3	「更新計画案作成」について
	審議事項 4	レベル3.5の入札・公募の留意点・ポイント
	審議事項 5	都道府県に期待する役割
	審議事項 6	レベル3.5の受託者
	審議事項 7	レベル3.5の効果・メリット(VFM以外の説明可能性)

都道府県に期待する役割



市町村の導入検討との関係で、都道府県に期待する役割は、次のようなイメージとなる。

都道

府県

- ① 流域下水道で先導的に導入検討を進め、市町村に情報・ノウハウ等を共有する
- ② 流域下水道と流域関連公共下水道の共同発注等に向け、とりまとめる
- ③ 市町村の導入検討に資する「場」を提供する
- 適宜、組み合わせて効果的・効率的に実施することが望ましい。

①「場」の提供

類型

都道 市町村 「場」 府県

●市町村の導入検討に資する「場」を 提供する

民間事業者、有識者、他

幅広い市町村が共通する 悩みを相談等できる

市町村等とのつながり

広域化・共同化も進む

● MS等の導入検討を効果 的・効率的に進められる (特に中小規模市町村)

②共同発注等とりまとめ

共同発注等

● 流域下水道と流域関連公共下水道

の共同発注等に向け、とりまとめ

市町村

③先導的な導入検討+共有

都道 府県

情報・ノウハウ 等の共有

市町村

- 流域下水道で先導的に導入検討 → 情報・ノウハウ等を共有
- 身近で生の先行事例を 参考にできる(よくある 疑問点・懸念点が払拭さ れる)

留意点

市町村の

メリット

- 形骸化しない工夫が重要
- 既存の「場」の活用等、運 営の負担軽減も考慮
- 都道府県と市町村のロー ドマップの調整等が重要
- すべての関係者の当事者 意識がポイント

情報・ノウハウ等は、最新 情勢が反映された信頼し うるものか確認

【①「場」の提供】

- プラットフォームの先行事例等を参考にすると、都道府県に期待する役割のうち、①「場」の提供の具体的なイメージは、例えば、勉強会の開催、有識者セミナーの開催、マーケットサウンディング(MS)の合同開催等が考えられる。
- 他市町村、有識者、民間事業者等とつながる機会の創出の観点からも有意義。

①「場」の提供 具体的なイメージ



勉強会

- ✓ 情報・ノウハウ等を共有する勉強会
- ✓ 参考となる先行事例の紹介
- ✓ 他市町村とつながる

【参考】 ふくしまウォーターPPP/PFIプラットフォーム(福島県)



有識者セミナー

- ✓ 有識者によるセミナー
- ✓ 有識者とつながる



マーケット サウンディング (MS)

- ✓ 都道府県によるMSの合同開催等
- ✓ 民間事業者とつながる

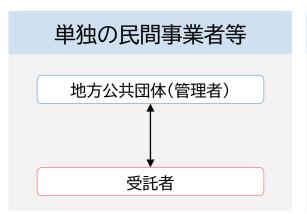
期待しうる効果

- 他市町村、有識者、民間 事業者等とつながる機会 の創出
- 情報・ノウハウ等の共有、 先行事例の勉強、有識者 の深い知見に触れる等、 担当者の実務をサポート
- MSの合同開催等による 効果的・効率的な実施 (民間事業者にとっても メリットとなりうる)

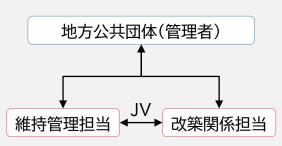
第 2	審議事項1	段階的な広域型・分野横断型の案件形成イメージ
	審議事項 2	レベル3.5の官民責任分担と具体的な調整・実現
回策	審議事項 3	「更新計画案作成」について
回策定検討委員会	審議事項 4	レベル3.5の入札・公募の留意点・ポイント
討 委	審議事項 5	都道府県に期待する役割
員 会	審議事項 6	レベル3.5の受託者
	審議事項 7	レベル3.5の効果・メリット(VFM以外の説明可能性)

- レベル3.5の受託者として、単独の民間事業者等、JV、SPC等の新会社の設立が考えられる。
- 維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントに対応するため、複数の民間事業者等で臨む場合には、 JVやSPC等の新会社の設立が選択肢となる。

類型



JV(ジョイントベンチャー)



SPC等の新会社の設立



効果・ メリット



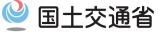
● SPC等の新会社の設立 と比較して、JVの組成の 方が容易(中小企業、地 元企業も取り組みやすい と考えられる)

- 一体的な事業実施
- 倒産隔離、構成企業と切 り離された財務モニタリ ングが可能

留意点: ポイント ● 対象施設(処理場等と管 路)、業務範囲(維持管理 と改築関係)を一者で対 応できる民間事業者は限 られる

- 一体的な事業実施の観 点を考慮
- 中長期の安定的な事業 実施の観点を考慮
- 新会社の設立や運営等 の負担が大きい
- 官出資により、官民会社 (三セク)、官会社もある

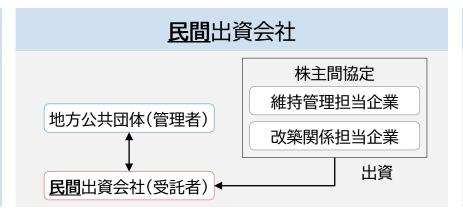




【官民出資会社の活用(SPC等の新会社の設立)】

- SPC等の新会社の設立の場合、地方公共団体も出資する官民会社の活用も考えうる。
- 職員派遣による技術継承が可能だが、民間の経営の自由度との均衡に留意が必要。

類型



官民出資会社 株主間協定 維持管理担当企業 地方公共団体(管理者) 改築関係担当企業 出資 官民出資会社(受託者) ◀

効果・ メリット ● 設立された新会社の経営について、完全 に民間事業者の裁量となるため、より民 間の創意工夫や経営ノウハウ等の活用を 期待しうる

- 地方公共団体の職員を官民会社に派遣し て官から民への技術継承が可能(※)
- 同職員が官民会社で実務を担当すること で官もノウハウ等を持ち続けられる

留意点: ポイント ● 中長期の事業期間が終了する際、必要な 情報やノウハウ等が、適切に引き継がれ る什組み等を考えておく

設立された新会社の経営について、地方 公共団体の関与の程度と、民間事業者の 自由度の均衡に留意する必要がある

※公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条に基づく職員派遣については、地方公共団体の条例で必要となる出資 割合を規定している場合、この出資が必要

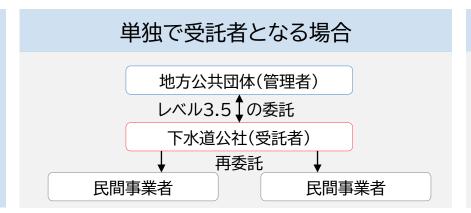
レベル3.5の受託者



【下水道公社の活用】

- レベル3.5の受託者として、下水道公社の活用も想定される。
- 単独で受託者となる場合のほか、JV組成/SPC等の新会社設立の場合も考えうる。

類型



JV組成/SPC等の新会社設立の場合

地方公共団体(管理者)
レベル3.5 ↓ の委託
受託者チーム
※JVを組成、または、SPC等の新会社を設立

民間事業者

下水道公社

効果・ メリット

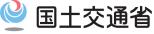
- 下水道公社によるセルフモニタリングの ほか、地方公共団体を補完する役割・機 能を期待できる
- 受託者選定等の負担軽減の可能性

- 下水道公社の技術力や、これまでの情報・ ノウハウ等が、受託者チームの中で活用 されることを期待できる
- 受託者の創意工夫等を引き出しやすい

留意点・ポイント

- レベル3.5の4要件や、交付金等要件化の要件の充足に留意が必要
- 契約締結方法、再委託の考え方は、基本 的にそれぞれの地方公共団体の判断
- JV組成やSPC等の新会社設立は、下水 道公社の事業目的との関係等の観点から 問題ないか確認が必要
- 入札・公募の競争性等確保に留意が必要

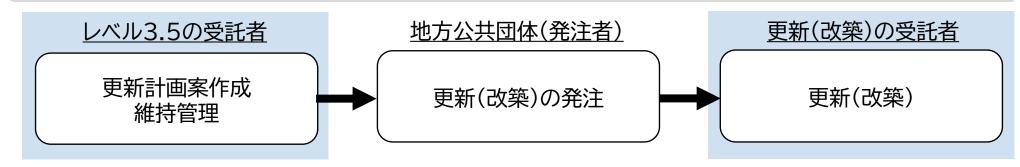
レベル3.5の受託者



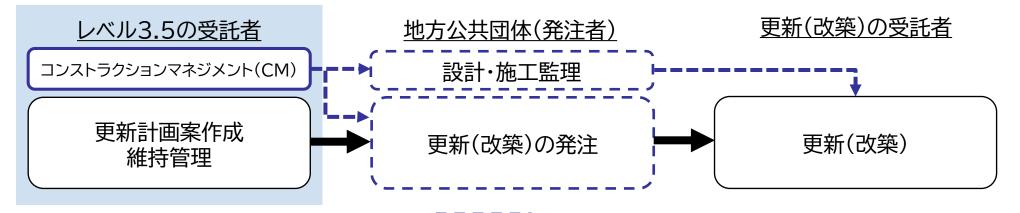
【レベル3.5更新支援型の受託者と更新(改築)の関係】

- レベル3.5(更新支援型)の受託者が更新(改築)業務を受託できるかは、各地方公共団体の管理者の任意であるが、事業者選定を行う際は、競争性・公平性・透明性への配慮が必要である。
- レベル3.5(更新支援型+CM)の受託者は、競争性・公平性・透明性が担保されないため、更新(改築)の 事業者として選定できない。

○更新支援型



○更新支援型+コンストラクションマネジメント(CM) ※ピュア型CM方式を想定



:レベル3.5受託者が実施可能

レベル3.5の受託者



【レベル3.5の受託者と支援業務実施者との関係】

- 支援業務(導入可能性調査等)の実施者をウォーターPPP受託者に選定するかどうかは、各地方公共団 体の管理者の任意である。
- 支援業務の実施者がウォーターPPP業務を受託する場合の留意点・ポイントは次のとおり。

基本的に管理者の任意 考え方 導入可能性調査(FS)等の受託者が レベル3.5の受託者としても見込まれる 管理者(地方公共団体)の決まり等があ るか確認 ある ない 決まり等に準拠 管理者の任意(適切に判断) ※留意点・ポイント参照 競争性 持続性 公平性 向上 透明性

イメージ

ただし、一般的に入札・公募(準備を含む)支援の受託者をレベル3.5の受託者に選定することは困難

導入検討等 の受託者 の支援段階

事前検討

- 現状分析
- 課題整理
- 先行事例 調査等

導入可能性 調査(FS)等

- スキーム検討
- DD (%1)
- MS (%2)

入札·公募 (準備を含む)

- 入札公募準備
- 入札公募支援
- 審杳選定支援

事業開 始

事業実施中

モニタリング 支援 等

レベル3.5 の受託者 に選定でき るか?

管理者の 仟意

管理者の 仟意

X

選定は 困難

管理者の 仟意

留意点: ポイント

競争性・公平 性・透明性を確 保する観点から、 例えば、調査結 果等の情報開示 が考えられる

一般的に、競争 件・公平件・透 明性を確保でき ず、参加させる ことや選定する ことは困難

モニタリングに際し、 一般的には、客観性 や中立性を確保する のが難しい

- ※1 デューデリジェンス 導入検討を進めるための補完的な情報整理
- ※2 マーケットサウンディング 民間事業者等への意向調査(情報開示・官民対話)

	審議事項1	段階的な広域型・分野横断型の案件形成イメージ
第 2	審議事項 2	レベル3.5の官民責任分担と具体的な調整・実現
第2回策定検討委員会	審議事項 3	「更新計画案作成」について
定検	審議事項 4	レベル3.5の入札・公募の留意点・ポイント
討 委	審議事項 5	都道府県み期待する役割
員 会	審議事項 6	レベル3.5の受託者
	審議事項 7	レベル3.5の効果・メリット(VFM以外の説明可能性)

レベル3.5の効果・メリット(VFM以外の説明可能性)

- レベル3.5の効果は、財政負担削減(VFM)だけではなく、それ以外の下水道事業の持続性の向上や地域 発展に資するような多様な効果についても積極的に示していくのが望ましい。
- 管理者が議会や住民、関係部局にレベル3.5の有効性について説明する際に示すことが可能な、多様な 効果を評価する具体的な指標(定量的・定性的)について、第2.0版(実施編)で解説したい。

財政負担軽減(VFM)

官民連携の導入効果とし て、VFMの算定結果が用 いられる。





多様な効果 組織体制・施設・サービス

の改善などの効果も本来 期待されている。

VFMだけでなく、多様な効果を積極的に示していく必要がある。

多様な効果について、指標などを用いて定量的・定性的に評価していくことが考えられる

(参考)ローカルPFI

ローカルPFIの概要

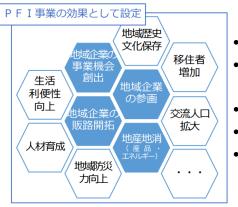
PFI事業の推進(案件形成、事業者選定、契約履行等 の一連の過程)を通じ、地域経済・社会により多くのメ リットをもたらすことを志向するコンセプト。

財政負担軽減(VFM)に加え、自治体・民間の創意工 夫による多様な効果に焦点。

ローカルPFIの考え方

PFIによる地域課題を解決し地域の発展に効果のあ る指標を設定し、定量・定性的に評価

多様な効果のイメージ(例)



- 地元企業の参画
- 地元企業の受注機会 の創出
- •人材育成
- •生活利便性の向上
- 地域防災力向上

など

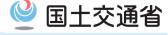
出典:内閣府資料を基に国交省が作成

第3回策定検討委員会

審議事項について



第3回策定検討委員会の審議事項について



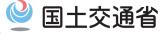
444
/]]
_
7.7
100
۸ I
14
WHT.
17天
17
=
= 1
PJ
7
冥
7

宷 議車頂 10	中長期の事業期間を目捉えた地元企業の参画 技術継承の老え方
審議事項 9	必要十分な履行確認(モニタリング)の考え方
審議事項 8	プロフィットシェアの提案を促進するための考え方
審議事項 7	レベル3.5の効果・メリット(VFM以外の説明可能性)
審議事項 6	レベル3.5の受託者
審議事項 5	都道府県に期待する役割
審議事項 4	レベル3.5の入札・公募の留意点・ポイント
審議事項 3	「更新計画案作成」について
審議事項 2	レベル3.5の官民責任分担と具体的な調整・実現
審議事項1	段階的な分野横断型・広域型の案件形成イメージ

第3回策定検討

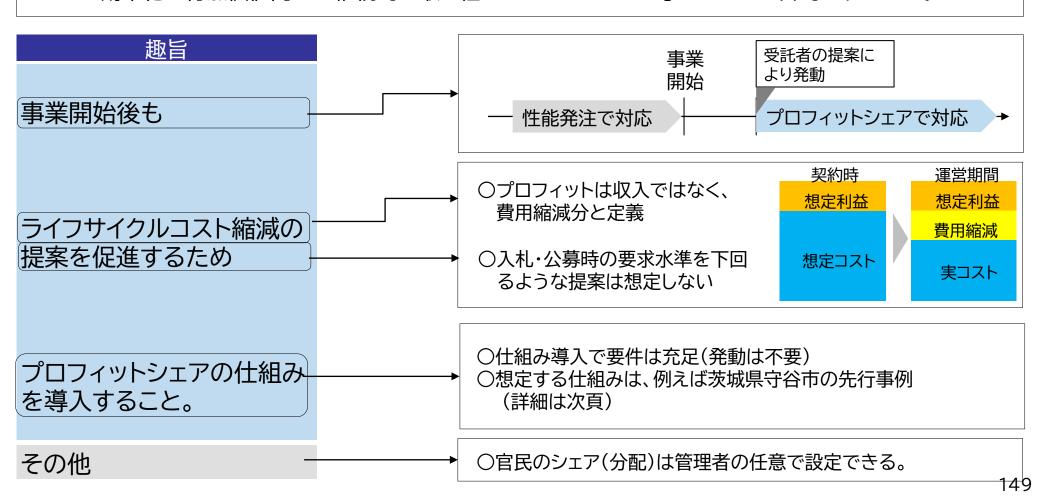
審議事項 9	必要十分な履行確認(モニタリング)の考え方
審議事項 10	中長期の事業期間を見据えた地元企業の参画、技術継承の考え方
審議事項 11	民間事業者等が持続的に参画しやすい環境づくり
審議事項 12	建設業法等との関係

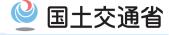




【レベル3.5の要件④プロフィットシェアの趣旨】

- レベル3.5の要件④プロフィットシェアは、民間による新技術の導入や維持管理の工夫により生み出されたコスト削減分(プロフィット)を官民で分配(シェア)する仕組み。
- 10年と長期にわたる事業期間において、民間事業者が、技術を陳腐化させず、新技術導入や創意工夫による効率化や付加価値向上に継続的に取り組むインセンティブを与えることを目的とするもの。





概要とポイント・留意点

(参考)茨城県守谷市の先行事例

守谷市上下水道施設管理等包括業務委託契約書(R4.12 守谷市)

受託者の 改善提案

(乙の改善提案)

第40条 乙は、本業務について、要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、要求水準書に定める手法と比較し、 より効果的で効率的な手法等を提案することができるものとする。

2 前項の乙が提案できる範囲は、委託料の額の低減を伴うものとする。

(要求水準書の変更等)

要求水準の 変更

第41条 甲は、自ら若しくは前条による乙の改善提案により、必要と認める場合は、乙に対して要求水準書の変更の検討を指示することができるものとし、乙は、当該指示の受理後14日以内に、当該変更が当該業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を甲に報告するものとする。

- 2 甲は、前項による検討結果を受理した場合は、当該検討結果に基づいて要求水準書を変更することができるものとし、速やかに当該検討結果に基づく変更を行うか否かを、乙に通知しなければならない。
- 3 変更後の当該要求水準は、甲が乙に通知し、乙が通知を受理した日の翌日から適用されるものとする。
- 4 法令等の変更により、要求水準書の内容を変更する必要が生じたときは、第75条の定めに従うものとする。

委託料の等

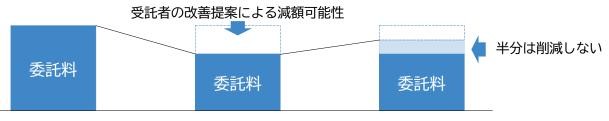
(要求水準書の変更に伴う措置)

第42条 前条第2項により要求水準書を変更したときは、当該変更により、乙に増加費用又は損害(委託料の減額は除く)が生じたときは甲が負担し、乙が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用減少分に応じて委託料を減額するものとする。

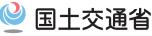
半分は 削減しない

減額

- 2 前項において、甲の負担する額又は乙の委託料の減額については、甲乙協議して定めるものとする。ただし、乙の委託料の減額については、委託料の額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額を削減しないものとする。
- 3 前項により、委託料の減額を行った場合においても、乙の改善提案を行った乙の責任が回避されるものではない。
- 4 前条第4項の規定により、乙に増加費用又は損害(委託料の減額は除く)が生じたときの措置は、第76条の定めに従うものとする。







【プロフィットシェアの発動からシェア(分配)までの流れ】

- 発動条件は、受託者からの提案を管理者が受け、民間事業者の入札・公募時の提案も含め契約時に約束 された計画や手法等の変更である。(入札・公募時の要求水準を下回るような変更は、入札時の競争条件 の変更になるため想定しない。)
- シェア(分配)するプロフィット(費用縮減分)は、客観的かつ合理的に把握できる必要がある。

 事業 開始
 受託者からの提案

 一 性能発注で対応
 プロフィットシェアで対応

留意点・ポイント

①仕組みの導入

- 必要十分な情報開示 に基づく官民対話が 重要。
- 入札・公募時に競争性 が担保されていること が望ましい。

②発動

受託者から の提案 管理者の 承諾

- 受託者の提案は、費用 縮減分が定量的に把握 できることが必要。
- 入札・公募時の要求水準を下回る提案は想定しない。

③シェア(分配)

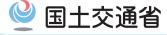
プロフィット (費用縮減 分)の確定

シェア(分 配)

151

- シェア(分配)の際は、客 観性・中立性が重要。
- 分配の方法は、精算しない/相殺/追加予算措置
- 等が考えられる。 ・ 契約書、要求水準書等を
 - 契約書、要求水準書等を変更するかどうかは管理者の任意。
- 分配のタイミングは、管理者が受託者と協議のうえ、 任意に設定可能。





【プロフィットシェア(事業開始後のライフサイクルコスト縮減)の提案を促進するために】

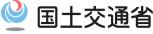
- プロフィットシェアを活用するには、受託者からの事業開始後のライフサイクルコスト縮減の提案を促進 する仕組みづくりが重要。
- 例えば、シェア(分配)の割合について、受託者が提案しやすいものとすること等が考えられる。

ポイント

- プロフィット(費用縮減分)のシェア(分配)が発生する場合に、受託者の取り分が大き く、確実となる仕組みを導入する方が提案の促進につながる。
- 発動、費用縮減分の確定、分配等の流れについて、客観性・中立性等も考慮の上、明確化しておく方が提案の促進につながる。
- 受託者からの事業開始後のライフサイクルコスト縮減の提案につながる課題等の共 有に向けた、事業開始後の情報開示・官民対話も有効と考えられる。

留意点

- 受託者へプロフィットが確実に分配される仕組みを導入する際には、例えば、議会・ 住民等への説明の観点等を考慮。
- レベル3.5の要件②性能発注と、要件④プロフィットシェアの区別を明確化した上で、 実際に発生した費用縮減分の分配について、客観性・中立性等を考慮し、確定するこ とが望ましい。



- 地方公共団体(管理者)による履行確認(モニタリング)が必要であり、技術力保持や技術継承は、重要な 課題。
- 必要な技術を確保する方法として、例えば、対象施設・業務範囲の設定の仕方による工夫、受託者との連 携、外部機関との連携等が考えられる。
- 過度に広範な履行確認(モニタリング)は、地方公共団体(管理者)/民間事業者等(受託者)の双方に、人 的・金銭的な負担等が大きく、**必要十分なものを選択**することが留意点・ポイントとなる。 (例えば、導入検討に際しての、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しも適切に反映。)

【履行確認(モニタリング)とは?】

受託者が契約等に規定された業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否か等を確認 するもの。

<参考>モニタリングに関するガイドライン(H30.10.23改正、内閣府PPP/PFI推進室)

モニタリングとは、かかる選定事業者による公共サービスの履行に関し、約定に従い適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているか どうかを確認する重要な手段であり、選定事業の公共施設等の管理者等(以下「管理者等」という。)の責任において、選定事業者により提供さ れる公共サービスの水準を監視(測定・評価)する行為をいう。また、モニタリングの結果を適切に評価・公表することにより、選定事業者の業務 意欲を向上させる動機付けにもなるものである。

必要十分な履行確認(モニタリング)を考える上で、確認の対象や方法等を考慮することが考えられる。

一般的な 類型の イメージ

セルフモニタリング

受託者

確認対象・
方法等は?
→

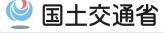
管理者モニタリング 確認対象:

方法等は?

地方 公共団体 【仟意】第三者モニタリング

第三者

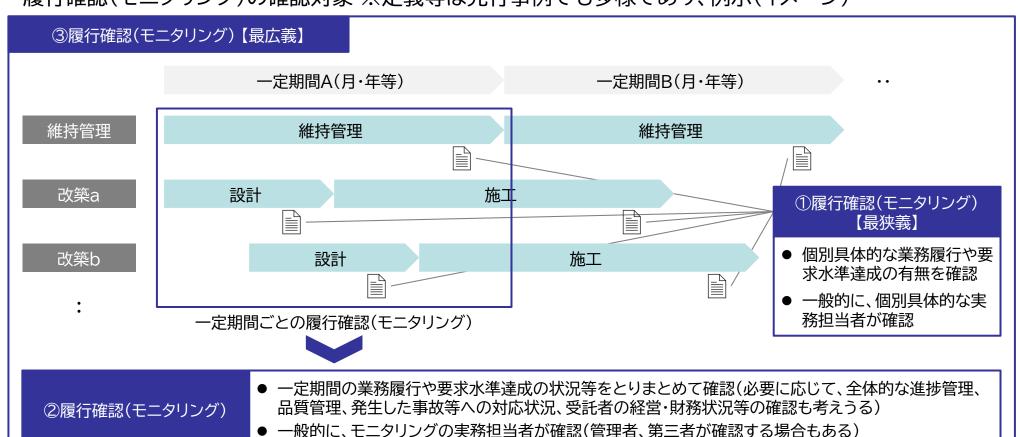
※矢印は例示(多様なものが考えうる)



【<参考>履行確認(モニタリング)の多様な確認対象】※イメージ

- 最狭義の確認対象として、個別具体的な業務の適正・確実な履行や要求水準達成の有無が考えうる。
- 次に、一定期間(例えば、月・年)ごとの業務の適正・確実な履行や要求水準達成の状況が考えうる。
- さらに広義の確認対象を想定し、測定・評価・公表等することも考えうる。

履行確認(モニタリング)の確認対象 ※定義等は先行事例でも多様であり、例示(イメージ)



155





🐸 国土交通省

- 確認の対象や方法等を考慮の上、一般的な類型のイメージとの関係を整理すると、例えば、次のように 考えられる。
- 受託者のセルフモニタリングは、個別具体的な確認も含む、一定期間(例えば、月・年)ごとの業務の適 正・確実な履行や要求水準達成の状況の確認が中心
- 管理者モニタリングは、受託者のセルフモニタリングを効率的・効果的に確認するほか、提案履行の有 無・程度の観点が中心
- 第三者モニタリングは、管理者の仟意であり、管理者モニタリングの補完や、客観的・中立的なモニタリ ングの必要性等の目的・趣旨について、**確認の対象や方法等も考慮の上、明確化**することが重要

類型 イメージ

セルフモニタリング

受託者

管理者モニタリング

地方 公共団体 【仟意】第三者モニタリング

第三者

※矢印は例示(多様なものが考えうる)

要求水準未達の有無・程度を確認

提案履行の有無・程度を確認

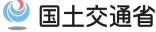
効果・メリット等の有無・程度を確認

留意点: ポイント

- ●セルフモニタリングの対象や方法等 が過剰とならないよう全体的な什 組みづくりに際し、留意
- セルフモニタリングの人的・金銭的 な負担等は、PSC等で考慮
- 受託者というパートナーと一緒に持 続性を向上させていく観点
- 導入検討時から地域の実情に応じ た必要十分なものを考慮の上、選択
- 住民等の安全、安心の観点を考慮

- 第三者モニタリングの活用は仟意
- ●管理者モニタリングの補完か、客観 的・中立的なモニタリングか
- ●目的、必要性(役割・機能)、金銭的 な負担等を考慮の上、選択

156



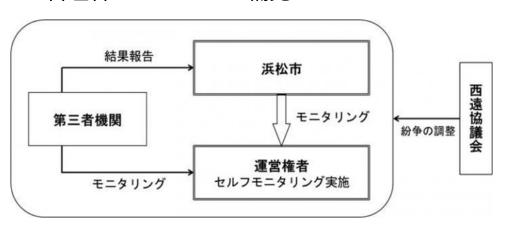
【<参考>第三者モニタリングの類型】※イメージ

- 第三者による管理者モニタリングの補完や客観的・中立的なモニタリング等の類型が考えられる。
- 客観的・中立的なモニタリングは、例えば、必要に応じ、紛争調整の役割・機能を併せ持たせること等も考えうるほか、レベル3.5の10年の事業期間を振り返り、次期入札・公募等に向けて活用すること等も想定される。

管理者モニタリングの補完

客観的・中立的なモニタリング

● 第三者が受託者のセルフモニタリングを確認し、 管理者モニタリングを補完



● 第三者が受託者のセルフモニタリングと管理者 モニタリングを確認







🥝 国土交通省

【<参考>受託者のセルフモニタリングの考え方と全体的な仕組みづくり】

- 管理者が、入札・公募に際し、要求水準やモニタリング基本計画を提示する。
- 選定された受託者は、これらに基づいてセルフモニタリングの計画や様式等を準備する。 (管理者は、これらに基づいてモニタリング実施計画をまとめる。)

地方公共団体(管理者)

【入札・公募に際しての情報開示】

- ▶ 要求水準書(案) 管理者が受託者に要求する達成すべき 水準が記載されている
- ▶ モニタリング基本計画書(案) 管理者の当該モニタリングへの基本的な 考え方が記載されている
- ※要求水準書(案)記載イメージ

項目	要求水準
放流水質 基準	BOD 15mg/L SS 40mg/L pH 5.8-8.6 大腸菌群数 3000個/mL
ユーティリ ティ調達・ 管理	電力や、運転に必要な薬品及び燃料を調達し、適切に管理を行うこと。また、薬品及び燃料の調達にあたっては、適切な品質及び規格のものとし、設備及び機器等を劣化させないものとすること。

民間事業者等(受託者)

【開示情報等に基づき受託者が準備】

▶ セルフモニタリング実施計画書 モニタリング基本計画等を踏まえて作成 される、受託者が要求水準の達成状況等 を適切に把握するにあたっての具体を定 めた計画(時期・内容・様式等について記 載されている)

※確認様式の記載イメージ

チェック項目	書類	頻度
自主基準値の順守 □ BOD 13mg/L □ SS 10mg/L □ pH 6.0-7.5 □ 大腸菌群数 100個/mL	月間維持管 理報告書	毎月
□ 電力の調達 □ 薬品及び燃料の品質・ 規格は適切か □ 薬品及び燃料は適切に 管理しているか	月間維持管 理報告書 受電契約書 品質証明書 等	毎月

管理者/受託者

(管理者はモニタリング実施計画をまとめる)

▶ モニタリング実施計画書

モニタリング基本計画書、セルフモニタリ ング実施計画書等の内容を踏まえて作成 される、当該モニタリング全般についての 具体を定めた計画(体制・方法・時期・内 容・様式等について記載されている)

※事業期間中、計画に基づいてモニタリング を実施

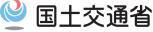
受託者の セルフモータリング

▶ 受託者は、セルフ モニタリング実施 計画書に基づいて、 セルフモニタリン グを実施する

管理者 モニタリング

▶ 書類による確認、 会議体による確認、 現地確認等により、 受託者のセルフモ ニタリングを確認 する

158



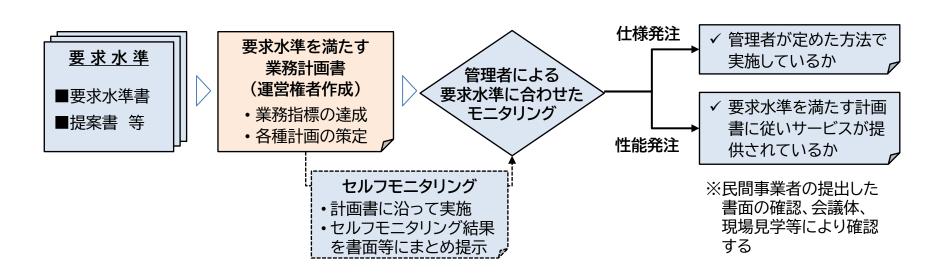
【 < 参考 > 管理者モニタリングの具体的な確認対象等の考え方】

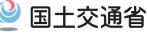
- 管理者モニタリングは、受託者のセルフモニタリングを確認するため、具体的な確認対象等は、要求水準、 モニタリング基本計画、セルフモニタリング実施計画等により、異なる。
- 動率的・効果的に確認できるよう、確認方法や全体的な仕組みづくり等の工夫が重要と考えられる。

管理者モニタリングの具体的な確認対象等の考え方(整理する際のステップ)

コンセッション方式GL(R4.3)

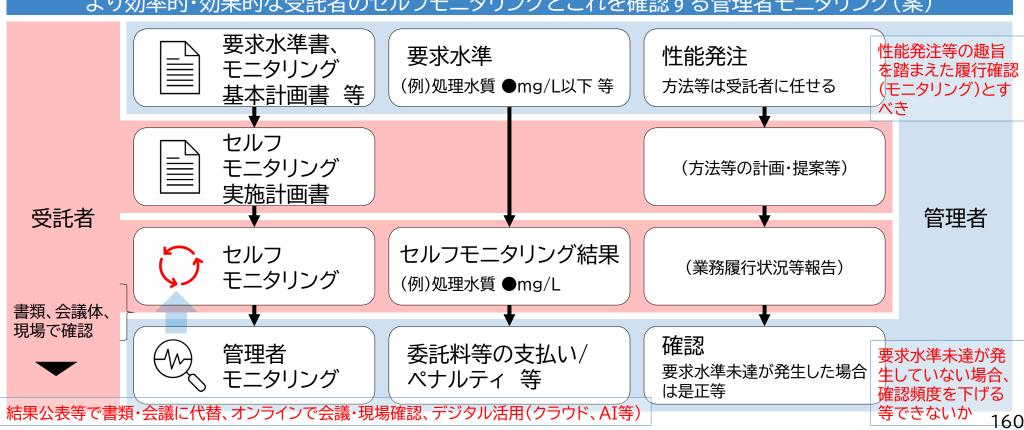
- 管理者による要求水準等が仕様規定である場合は、管理者が定めた方法(仕様)を確認する行為が管理者によるモニタリングとなる。
- 一方、管理者による要求水準等が性能規定である場合は、運営権者は当該要求水準等を満たす業務計画書を作成し、これに従い、業務を 履行(公共サービスを提供)することになる。
- 計画書に従った業務の履行状況を確認する行為が、管理者によるモニタリングとなる。また、各業務の計画書へ記載すべき項目については、管理者があらかじめ要求水準等として定める必要がある。
- ただし、具体の業務の実施方法や手順は、運営権者による業務履行の手段であるため、これらに対する必要以上の確認行為は、運営権者の創意工夫を損なうおそれもあるため、留意が必要である。



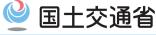


- レベル3.5は、長期契約(原則10年)、維持管理と更新の一体マネジメントが要件であり、事業規模が大 きくなりやすい等、効率的・効果的なモニタリングの必要性や重要性は高いと考えられる。
- また、性能発注の履行確認、リスク分担の具体的な調整・実現、プロフィットシェアの費用縮減分の確定や 分配の調整・実現等、客観的・中立的なモニタリングの役割・機能が要求される場面も多いと想定される。
- モニタリングの人的・金銭的資源を選択的・集中的に活用するためにも、受託者のセルフモニタリングと、 これを確認する管理者モニタリングを効率的・効果的に実施することが望ましい。

より効率的・効果的な受託者のセルフモニタリングとこれを確認する管理者モニタリング(案)





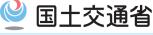


- 下水道事業は、地元企業の寄与によって成り立っていることも多く、PPP/PFI手法の活用に際し地元企業の協力は重要であり、レベル3.5実施期間中の参画機会の確保へ配慮が必要。
- 地元企業がJVやSPCに参画することは全国的にも事例があり、地元企業は代表企業、メンバーや協力 企業等でいずれも参画可能である。

GL第1.1版 P.52 より抜粋 (参考)地元企業の参画類型(イメージ) 管理者 (地方公共団体) 契約 地元企業はいずれも参画可能 【先行するPPP/PFI事業での自治体例】 受託者 大阪府河内長野市 管路包括委託 代表企業 山形県鶴岡市 管路包括委託 (リーダー) 静岡県浜松市 コンセッション 宮城県 コンセッション メンバー 鳥取県米子市 処理場包括委託 協力企業 熊本県荒尾市 水道包括委託 再委託 受託者外 多数あり

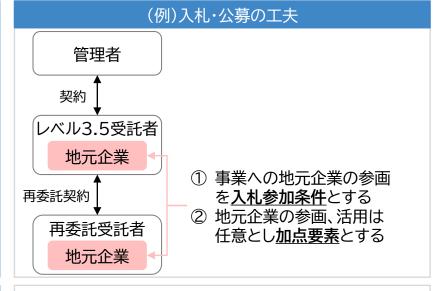
- ※ 上記は更新実施型をイメージ
- ※ 更新支援型の場合であれば、管理者が別途発注する工事にも受託者として参画可能と考えられる





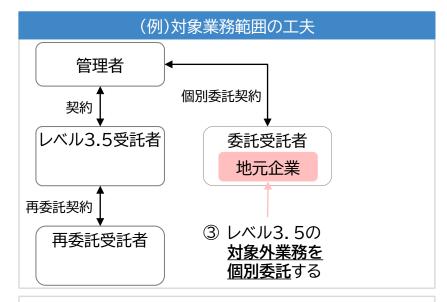
- 入札・公募時に、地元企業とのJVを参加要件とする、地元企業の活用を提案評価の加点要素にする等の工夫が考えられる。
- また、対象業務範囲を設定する際に、地元企業の活用等の観点から、業務の一部を対象外とすることも考えられるが、この場合は業務を対象外としたことに関して、客観的な情報に基づいて説明できる必要がある。

類型



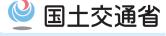
留意点・ポイント

- ①の場合、提案者数の減少や競争性・公平性に留意が必要。
- ②の場合、地元企業の関与の方法等が民間事業者の 提案に委ねられる点に留意が必要
- レベル3.5受託者となれなかった場合に備え、再委託 受託者等による地元企業の参画機会の確保等の工夫 も考えられる。



- レベル3.5の対象業務を制限する場合、客観的な情報 に基づいて説明できる必要がある。
- MSを活用し、客観的な情報を整理する場合は、対象とする企業の設定や意見の取りまとめに対し、客観性・公平性に留意が必要。





【例1 入札・公募の工夫①】

● 熊本県荒尾市における水道事業包括委託では、市内の管工事共同組合を構成企業として参画させることを応募資格とした。

(参考)地元企業参画を入札参加条件とした事例

熊本県荒尾市 水道事業包括委託の事例

- 荒尾市では、水道における災害協定を締結している荒尾市管工事協同組合の参画を応募資格として設定する他、事業 者選定基準においても市内企業及び人材の活用を評価の視点として規定している。
- 1,2期事業ともに荒尾市管工事協同組合がSPCへ出資するとともに、市内企業が協力企業として参画し、継続した地元企業の参画が確保されている。

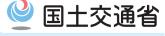
(参考)地元企業参画要件の文言

荒尾市水道事業包括委託(第2ステージ)公募要領

○ 応募資格に関する事項 第2章 (2)応募者の構成等 カ 応募グループは、水道施

カ 応募グループは、水道施設における緊急性を有する維持管理の技術、ノウハウ及び実績並びに災害時における水 道の応急対策に関する協定書を締結していること等を勘案し、荒尾市管工事協同組合を応募グループの構成企業とし て参画させるものとする。なお、荒尾市管工事協同組合が担う業務等については、各構成企業間で調整を行うものと する。





【例2 入札・公募の工夫①】

● 福島県会津若松市では、市外企業も受託可能な浄水場運転管理業務において、地元企業が受託する業務受託者とのSPC設立を要件とした。

(参考)地元企業参画を入札参加条件とした事例

福島県会津若松市の事例

- 浄水場の運転・維持管理業務と管路の維持管理等の業務を別々の事業としてプロポーザルにて公募したのち、それぞれの事業で選定された事業者が選定後に一体となってSPCを設立し、市はSPCとの間で浄水場と管路の業務を一体とした維持管理業務の契約を行った。
- 水道法24条の3に基づき、浄水場と管路の間での責任主体の明確化と一体性を保ちつつ、地元企業が担う領域の確保した。

(参考)地元企業参画要件の文言

会津若松市水道事業浄水場運転管理業務委託受託者選定に係る公募型プロポーザル方式実施要綱 会津若松市水道事業送・配水施設維持管理等業務委託受託者選定に係る公募型プロポーザル方式実施要綱

- 会津若松市水道事業浄水場運転管理業務 第8節 契約に関する事項(特別目的会社の設立) 第59条 受託候補者は、<u>送・配水施設維持管理等業務委託</u>(以下「維持管理等業務委託」という。)に関する受託候補者 と<u>特別目的会社を設立するものとする。</u>この場合において、それぞれの受託候補者の協議等が整わず、特別目的会社 を設立できない場合は、受託候補者としての資格を失うものとする。
- 会津若松市水道事業送・配水施設維持管理等業務 第8節 契約に関する事項(特別目的会社の設立) 第59条 受託候補者は、<u>浄水場運転管理業務委託(以下「運転管理業務委託」という。</u>)に関する受託候補者と<u>特別目的会社を設立するものとする。</u>この場合において、それぞれの受託候補者の協議等が整わず、特別目的会社を設立できない場合は、受託候補者としての資格を失うものとする。





【例3 入札・公募の工夫②】

◆ 大阪府河内長野市の管路包括委託では、地元企業の活用や参画を企画提案項目に設定し、技術評価点への加点要素として公募した。

(参考)地元企業参画を提案評価の加点要素とした事例

大阪府河内長野市 管路包括委託の事例

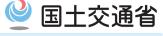
- 河内長野市では、管路施設の包括的管理業務を3期にわたり実施してきており、直近の第3期事業では、これまで構成 企業の一企業であった地元企業が、代表企業として活躍している。
- 下水道管路包括事業の公募型プロポーザル方式において、地元企業の活用や参画を企画提案項目に設定し、技術評価 点への加点要素として公募した。

(参考)地元企業参画要件の文言

河内長野市下水道管路施設包括的管理業務公募型プロポーザル実施要領 河内長野市下水道管路施設包括的管理業務提案評価基準

- 企画提案書の作成要領等について(地域貢献に関する提案)地域の人材、企業等の各種地元資源の活用や社会貢献に関する取組提案やその効果について、具体的に記述すること。
- 評価の着眼点(評価基準)地域の人材、企業などの各種地元資源の活用や社会貢献に関する取組提案が具体的に述べられているか。※配点20点(技術評価点330点中)





【例4 対象業務範囲の工夫③】

● 千葉県柏市の管路包括委託では、サウンディング型市場調査の結果から、一部業務を包括委託対象外として個別委託することで、受注機会を確保した。

(参考)個別委託による受注機会確保を実施した事例

千葉県柏市 管路包括委託の事例

- 平成30年度より、管路包括を実施しており令和4年度より第2期管路包括を実施中である。また、改築工事や性能発 注を含めた管路包括を既に導入済みの数少ない団体である。
- 管路包括導入検討時には、全国規模の管路施設メーカー、維持管理企業、コンサルタント及び水処理メーカー、地域の 管路工事企業及び管路維持管理企業を対象にサウンディング型市場調査を実施している。
- 地域の中小企業へのアンケート調査結果より事後保全業務を管路包括事業範囲外とし、個別委託を実施している。

(参考)サウンディング型市場調査(アンケートの文言) _{柏市公共下水道管路施設包括的民間委託(改築事業を含む)に係る情報整備等支援事業報告書}

〇 事業範囲

今まで柏市が単独個別で発注している苦情・事故一次対応、緊急清掃、緊急改築・修繕及び定期清掃等について、包括 的民間委託のパッケージ範囲に含むことについて、以下にご回答ください。なお、包括的民間委託の範囲に含まれることで、現状の受託業者が、現状どおりに受注できなくなる可能性があります。(複数回答可)

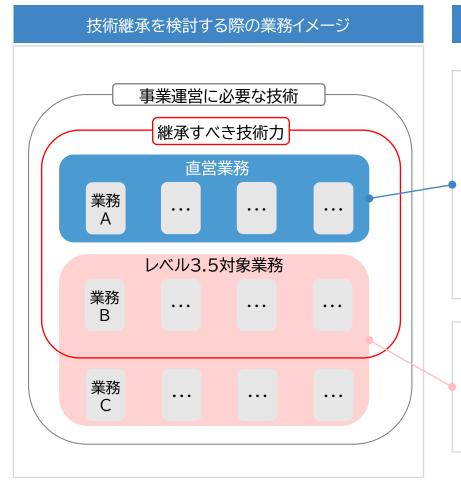
<選択肢>

- ア 緊急改築・修繕をパッケージ範囲に含むことは差し支えない
- イ 緊急改築・修繕をパッケージ範囲に含むことは問題である
- ウ 緊急清掃及び定期清掃をパッケージ範囲に含むことは差し支えない
- エ 緊急清掃及び定期清掃をパッケージ範囲に含むことは問題である



🥝 国土交通省

- レベル3.5導入後、緊急時への対応、管理者によるモニタリングが必要であり、技術力保持や技術継承は、 重要な課題。
- レベル3.5導入検討の中で、各地方公共団体において継承すべき技術は何かを議論し、技術継承の方法 を踏まえた処理区設定やスキームへの反映が必要である。



ポイント・留意点

【単独処理区の場合】

- 直営業務を設定するために、レベル 3.5対象施設・業務範囲の限定が考え られる。
- ▶ レベル3.5の対象施設・業務範囲を制 限する際は、客観的な情報の整理が 必要となる。

【複数処理区の場合】

● 一部の処理区を直営業務として残す ことも考えられる。

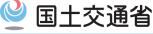
【その他】

- 受託者等が研修や勉強会等を開催す ることで技術移転が可能。
- 官民出資会社への職員派遣による技 術継承も考えられる。

事例

- ①対象業務の限定による技 術継承 (新潟県 糸魚川市)
- ②対象処理区の限定による 技術継承 (山口県 宇部市)
- ③受託者等が開催する研修 等による技術継承 (株式会社水みらい広島)

④職員派遣による技術継承 (群馬東部水道企業団)



【①対象業務の限定による技術継承】

● 外部有識者を招いた検討委員会の中で、管理者に残していくべき技術を検討し、技術継承のため対象業務を限定する。

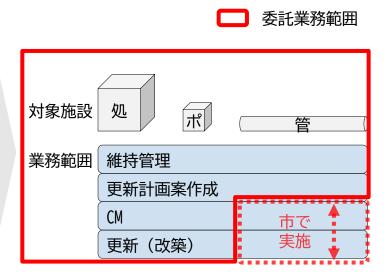
対象業務の限定による技術継承に取り組む事例

新潟県 糸魚川市の事例 糸魚川ガス上下水道事業官民連携あり方検討会

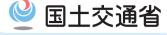
○上下水道の管路の設計・工事監理業務の一部については、包括委託から除外し、市が直接実施することで技術継承を図ることが望ましいと、あり方検討委員会の提言で述べられている。(なお、市職員の官民出資会社への派遣による職員の技術力維持に加えて上記提言が述べられている。)

糸魚川市ガス上下水道事業官民連携あり方検討委員会

官民連携事業導入後も 対象業務の考え方 市に求められる事項 災害時など緊急対応時においては、他公 災害時対応 共分野と連携が重要となるため、市に必 要な知見・ノウハウの維持が必要 市として求め られる最終責 任への対応 地域生活を支えるインフラ事業であるこ インフラ経営・計画策定 とから、最終的な経営に関する責任・能 力は市側に残す必要がある 業務内容・費用の適切性やサービス水準 適切な官民 の維持など、地域を支えるインフラ事業 モニタリングの実施 として求められる公的視点について、市 連携実施 として監督を行う必要がある。







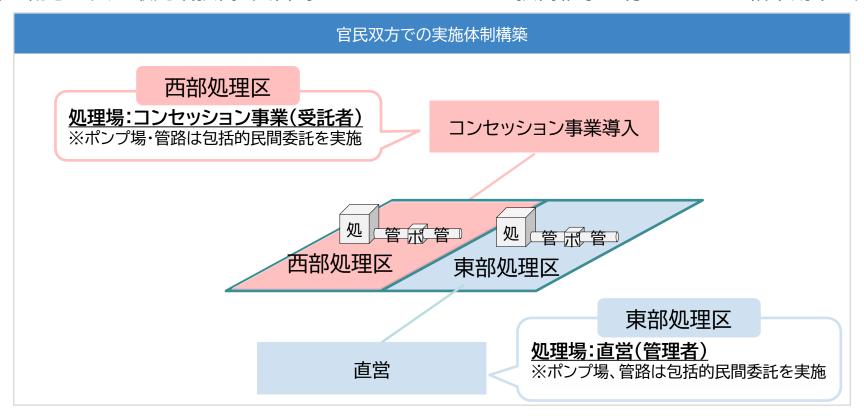
【②対象処理区の限定による技術継承】

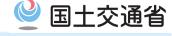
● 管理者に残していくべき技術を検討し、技術継承のため対象処理区を限定する。

対象処理区の限定により技術継承に取り組む事例

山口県 宇部市の事例 宇部市公共下水道西部処理区運営事業

- ○コンセッション事業の対象とする処理区を限定し、官民双方での実施体制を構築した。
- 直営の処理区において運転操作方法等の技術継承を行うことで管理者モニタリングに活用、民間事業者の創意工夫や最先端技術、災害時のバックアップなどの技術継承が行われるなど相乗効果を発揮。





【③受託者等が開催する研修等による技術継承】

● 技術研修等を開催し、受託者や管理者等のノウハウの共有することで技術継承を行う。

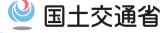
官民連携により技術継承に取り組む事例

株式会社水みらい広島の事例

- 官民出資会社である「株式会社水みらい広島」には、地方自治体からの退職派遣職員以外に、民間企業からの出向者や、同業種・他業種からキャリア採用された社員が所属。
- 双方のノウハウを合わせるとともに、パートナー企業とも連携しながら、公共の課題である技術継承を 現場、研修だけでなく、業務のデジタル化と並行して推進することを通じて、よりサスティナブルな水 道事業運営を目指している。

○ 公民連携会社の強みを生かして、様々な研修を開催 ○ 広島県の浄水場施設を活用した管路の維持管理研修 公民のリソースを 活用した研修 ○ 関係会社の工場でのポンプ分解整備 ベテラン技術者による技術指導(技能道場) 水道経験、レベルに応じた研修内容 ① 基礎講座(施設、資機材の仕組み、図面の読み方等) 事業体OBによる ② 管路管理実務(空気弁の清掃、漏水探査、水質検査等) 技術研修 ③ 危機管理、専門技術(漏水事故対応、腐食メカニズム、管路設計、 シーケンス制御、電気設備保守点検等) ○ IT・DX関連分野の専門研修及び業務のデジタル化 業務のDX推進 データ伝送技術、管内調査カメラ等 (今後の予定も含 ② DXマインドセット研修、DX体験セミナー、RPAワークショップ む。) 基本・実践・活用セミナー、データドリブン経営セミナー等





【④職員派遣による技術継承】

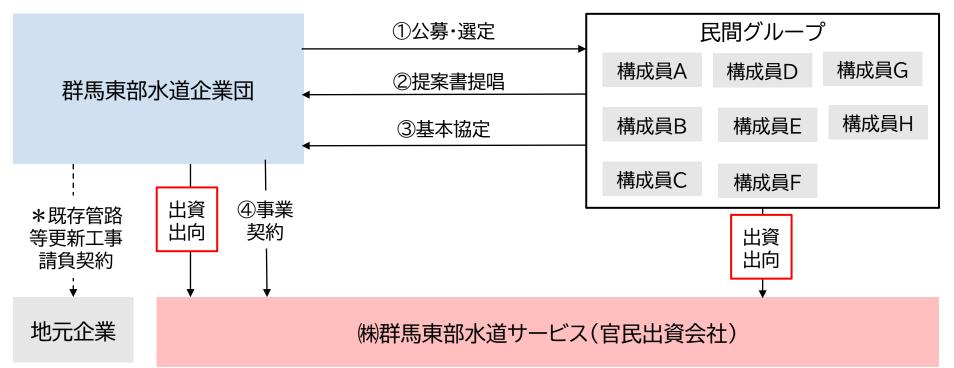
● 職員派遣制度を活用し、出向元で実務等を担当することで技術継承を行う。

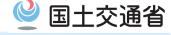
職員派遣による技術継承に取り組む事例

群馬東部水道企業団の事例

群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業(第2期)

- 官民共同出資会社を設立し、業務を実施する企業団職員を派遣することで公共側の技術継承を実現。
- 公共性・公益性を損なわないために、出資比率を公共側過半数(51%)とした。





- PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)は、民間事業者の努力や創意工夫により適正な利益を得られる環境の構築の推進がポイントの1つ。
- また、内閣府の各種ガイドライン等も改正され、これらについて、「PFI事業における民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築の推進について」(内閣府民間資金等活用事業推進室事務連絡、R6.7.3)が発出されたところ。
- 下水道分野におけるウォーターPPPガイドラインでもこれらの趣旨を踏まえて環境の構築を推進したい。

事業開始前

- ▶ 予定価格の適切な設定の考え方、 統括的な管理に必要な費用等を 提示したい
- 予定価格の適切な設定
- 物価変動等への適切な対応
- ▶ 委託料等改定の考え方
- ▶ 委託料等改定の基準時点
- ●災害への対応
 - ▶ 災害時の役割分担等を適切に 明確化しておく

PSC

パブリック・セクター・コンパレーター (Public Sector Comparator)

公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値をいう。

事業開始後

LCC

ライフサイクル・コスト (Life Cycle Cost)

プロジェクトにおいて、計画から、施設の設計、 建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの 事業全体にわたり必要なコストのこと。 審議事項8 プロフィットシェア の提案を促進するための考え方

審議事項7 レベル3.5の効果・ メリット(VFM以外の説明可能性)

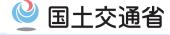
- ▶ 過剰な費用縮減とならない 考え方を提示したい
- 事業期間中の適切な変更契約 (例えば、物価変動)
- ●費用減少以外のメリットの適切 な評価 等

審議事項9 必要十分な履行確認(モニタリング)の考え方

審議事項4 レベル3.5の入札・公募の留意点・ポイント

審議事項2 レベル3.5の官民責任分担と具体的な調整・実現

必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返し



- レベル3.5の委託費(予定価格)は、過去の実績を用いて安易に算出するのではなく、中長期的な事業の持続性を考慮し、要求水準書等で求める水準を適切に反映することが重要である。
- 予定価格を算出する際に、考慮すべき項目、過小に算定されやすい項目、積算方法等に関するポイント・ 留意点について、GL2.0で解説したい。

レベル3.5の委託費(予定価格) 設計・建設 運転·維持管理 マネジメント 10年間の改築更新見通しに沿っ 住民対応や修繕対応は、業務節 更新計画案作成業務、各種業務 て、適切に費用を見積もる。 囲や内容に応じた適切な費用を を一体的に取りまとめる統括的 見積もることが重要。 事前の工法選定が難しい工事は な管理業務等について適切に積 設計変更等の考慮が必要。 人件費や薬品単価等、金額の変 算する。 セルフモニタリング等のモニタリ 動が想定される費用に留意する。 考慮 ングに要する費用も見込む。 項目 ポイント・留意点 リスクが受託者負担となっている場合、当該リスクに見合う対価が事業のコストに含まれている必要がある。 経年劣化に伴う将来の修繕費等 撤去費 SPCを想定する場合は、利益、

の増額費用

な項目

積算

方法

適正な計

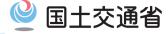
上が必要

見積等により設定した単価のイ

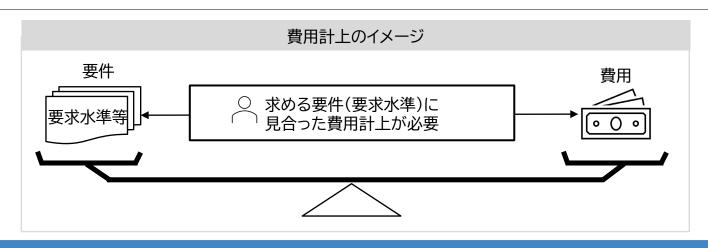
ンフレ等の影響

● 積算に当たっては、コンサルタント等の活用や類似事業に関する実態調査や市場調査を行う等して、算出根拠を明確 にし、積算方法について情報開示することが望ましい。

配当、税金等の計上



● 統括的な管理者に求める要件(資格、実績、要求水準等)に応じた費用計上が必要と考えられる。



費用の計上方法

類型

||"::] 方法① 標準歩掛等

各種標準歩掛や積算基準、マニュアル、ガイドライン等に記載の積算方法に基づく費用計上

方法② 見積

● 各種事業者に業務内容に応じた見 積・費用内訳を参考で徴取し費用 計上



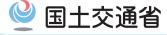
| 方法③ 過去の実績

● 過去の実績を根拠とした費用計上

留意点・ ポイント

- 業務の要求内容と歩掛の適用基準 が合致しているかの確認が必要
- 求める業務に応じた歩掛の組合せ等も考えられる。(計画策定、データ管理それぞれ計上など)
- 見積仕様、条件、有効期限等の明確化に留意が必要
- 各地方公共団体の定めに準じた依頼が必要(見積の依頼内容や相手 先、依頼者数など)
- 物価変動等を適切に反映すること が必要
- レベル3.5の業務内容や要求水準 等に過去の実績が合致しているか 留意が必要

・ 官民対話の繰り返しによる認識のすり合わせが必要



- 民間事業者の創意工夫等により適正な利益を得られる環境の構築のためには、地域経済・社会への貢献など費用削減以外のメリットも適切に評価することが重要。
- レベル3.5導入の際は、定量効果(VFM等)だけでなく、多様な定性効果(災害対応、デジタル・脱炭素の推進等)も含め、受託者の適正な利益に考慮し、総合的に判断する。

レベル3.5導入効果 _□|||| 定量効果(VFM等) 多様な定性効果 職員の負担軽減(時間外、工数等) 雇用、設備投資の促進 ヒト 技術者数の確保(官民相互の体制) 官民双方の技術移転、技術力向上 災害時のバックアップ体制構築 事業の進捗率(更新率、調査率、台帳更新率等) DXの推進 想定 モノ ● 各種サービス品質(KPI等) 脱炭素の推進 項目 新技術導入 ● コスト縮減(≒VFM) 適正な競争環境の構築 力ネ

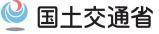
留意点・ポイント

- 事業の進捗率については、経営戦略に位置付けられている指標による評価も考えられる
- サービス品質については、水質や要望対応率、不具合件数などによる評価が考えられる
- コスト縮減については、単純な委託費の比較のほかに ライフサイクルコストの観点から評価も可能
- 持続可能な下水道事業の実現の観点から、定量化できない項目についても評価が必要
- デジタル・脱炭素の推進といった、他事業計画(DX・G X推進計画等)の実行に寄与する項目についても評価 が必要
- 競争環境構築による高止まり防止についても評価可能

導入判断

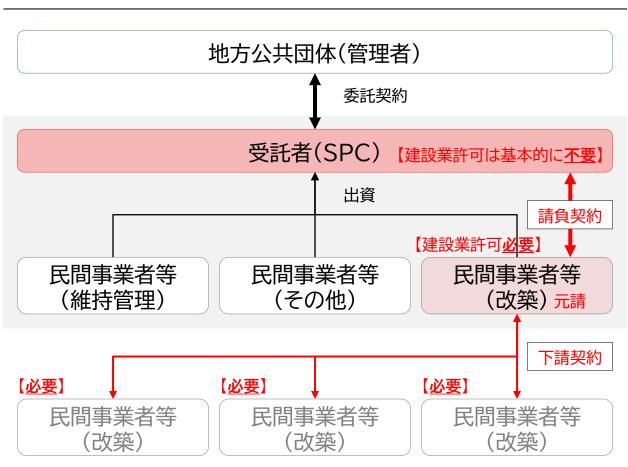
- 定量効果と定性効果を総合的に考慮した導入判断が必要
- VFMはPFI事業契約を選択した場合のみ必須(PFI事業契約でない場合必須ではない)

建設業法等との関係



- 先行事例等を参照すると、受託者がSPC(特別目的会社)の場合、当該SPCは建設業許可不要となる場合がある(契約の内容による)。
- ウォーターPPPレベル3.5更新実施型の案件形成に際し、必要がある場合は、各地方整備局等建設業担当者にご照会いただくことを想定。

関係主体の契約関係(イメージ)



- 管理者とSPCとの間で建設工事を含むPFI事業契約(委託契約)を締結した場合、当該SPCとSPCを構成する事業者との間で締結される建設工事の請負契約については、SPCが民間発注者(建設業許可は不要)、SPCを構成する建設企業が受注者の立場となるものと考えられる。
- ※参考: PFI法に基づくPFI事業を対象としている「契約に関するガイドライン」(民間資金等活用事業推進会議決定)においても、コンソーシアム構成企業が新設した株式会社(左図では「受託者(SPC)」に対応)が選定事業者であって、国と当該株式会社との間で建設工事を含むPFI事業契約を締結したときには、

通例、当該株式会社が、コンソーシアム構成企業の建設企業に建設工事を委託し又は請け負わせるとしている。